

岡山県災害廃棄物処理計画

(改訂版)

令和2年3月
岡 山 県

目次

第1 総則

1 背景及び目的	1
2 基本的事項	
(1) 計画の位置付け	2
(2) 対象とする災害	3
(3) 対象とする災害廃棄物	5
(4) 計画の基本的な考え方	7
(5) 計画の見直し	7
(6) 処理の主体	7
(7) 各主体の役割	8

第2 平時の災害廃棄物対策

1 災害予防

(1) 組織体制、指揮命令系統の整備	15
(2) 情報収集・連絡体制の整備	16
(3) 市町村、関係事業者団体等との協力・支援体制の整備	17
(4) 他都道府県等からの受援体制の整備	18
(5) 廃棄物処理施設等に関する情報の整理等	19
(6) 市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に対する技術的援助	24
(7) 職員等に対する教育・訓練	24
(8) 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援	25
(9) 県民への啓発	25
(10) 関係事業者団体との情報共有	25
(11) 他都道府県で発生した災害への協力・支援	25

2 プレ初動対応

(1) 組織体制の確認	26
(2) 市町村への助言、情報提供	26
(3) 関係事業者団体への情報提供	26
(4) 仮置場の事前準備	26

第3 発災後の災害廃棄物対策

1 応急対応

1－1 初動対応

(1) 組織体制、指揮命令系統の確立	28
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況の情報収集	28

(3) 災害廃棄物発生量等の推計	29
(4) 関係機関への連絡	31
(5) 関係機関との協力・支援の調整	32
(6) 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	33
(7) 支援要請及び受援体制の構築	34
(8) 県民への広報	35
(9) 災害廃棄物処理対応の記録	35
1 - 2 応急対応	
(1) 組織体制の強化	36
(2) 災害廃棄物発生状況の情報収集	36
(3) 処理方針等の策定	36
(4) 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	37
(5) 予算の確保	37
(6) 災害廃棄物の処理に関する事務の受託	37
2 復旧・復興	
(1) 組織体制、指揮命令系統の強化・見直し	47
(2) 廃棄物処理施設の復旧状況等の情報収集	47
(3) 関係機関への連絡	47
(4) 市町村からの要請に基づく関係機関との協力・支援の調整	47
(5) 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	47
(6) 災害廃棄物処理の進捗状況の把握	48
(7) 災害廃棄物の処理に関する事務の受託	48
(8) 記録誌の作成	50

第1 総則

1 背景及び目的

大規模災害発生時には、短期間に多量の災害廃棄物が発生し、早期の復旧・復興のためには迅速な災害廃棄物の処理が必要となる。

本県でも、平成30年7月豪雨により多量の災害廃棄物が発生するとともに、南海トラフ巨大地震による被害も懸念されているところである。

環境省は、平成26年3月、東日本大震災で得られた経験や知見等を踏まえ、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省生活衛生局水道環境部）を改定するとともに、「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）との統合を行い、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部。以下「指針」という。）として取りまとめ、平成30年3月に改定している。

指針において、「都道府県は、国が定める廃棄物処理施設整備計画、本指針及び行動指針等を十分に踏まえつつ、災害対策基本法に基づき策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りながら、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、自区域内の市区町村の災害廃棄物処理計画策定への支援を行う。」とされ、県において災害廃棄物処理計画を策定すること等が求められた。

また、平成27年7月17日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、廃棄物処理法第2条の3の規定により非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化されるとともに、廃棄物処理法第5条の5の規定により都道府県が定める廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めることとされた。

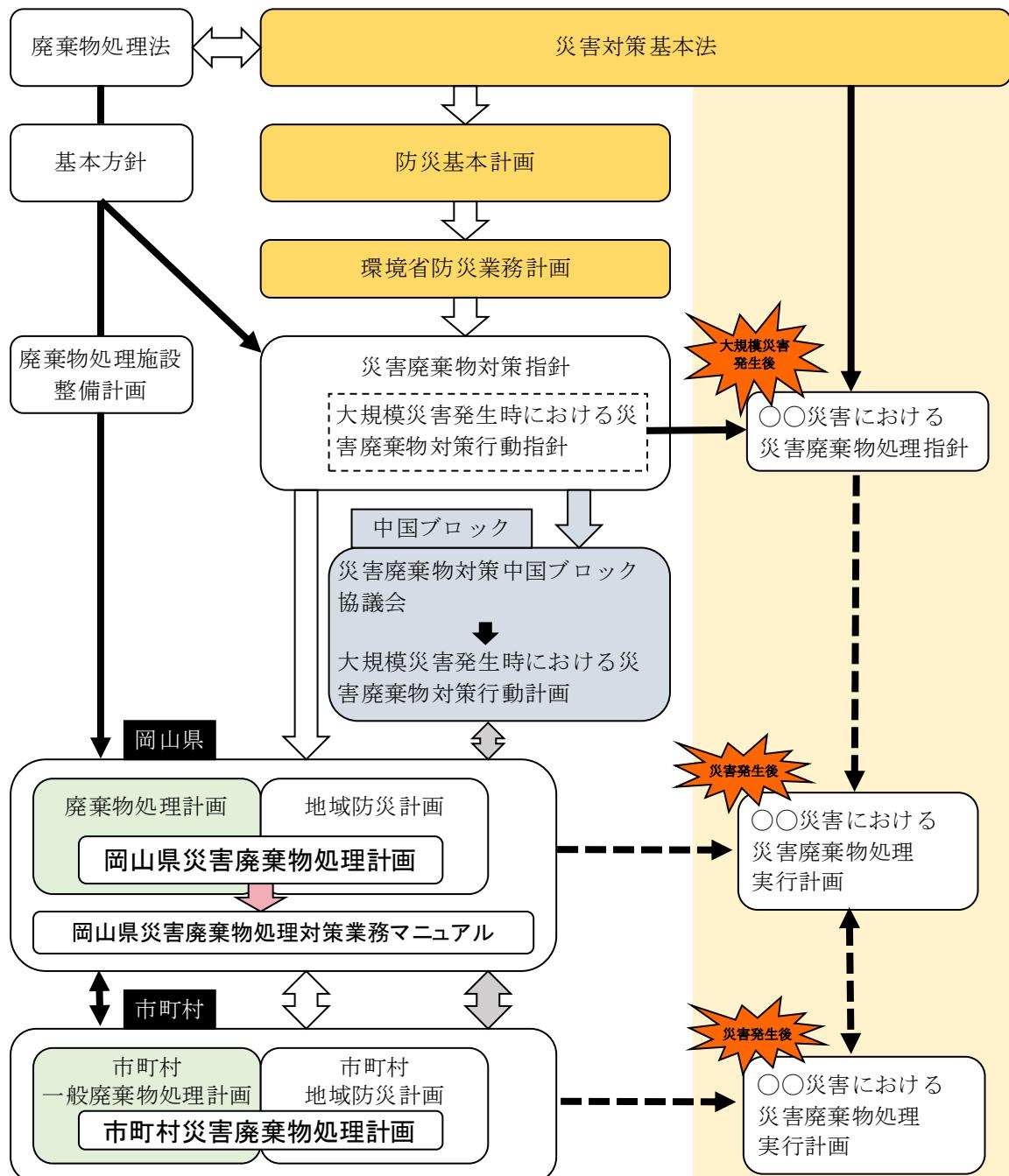
指針等を踏まえ、本県で災害により生じる廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正かつ円滑・迅速な処理を確保するとともに、分別、再生利用等によりその減量を図ることを目的とする。

なお、平成28年3月に本計画を策定したところであるが、その後発生した平成30年7月豪雨において明らかとなった課題等を踏まえて、より実効性がある計画にするため、本計画の見直しを行った。

2 基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画と整合を図りながら、災害時における廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に必要となる事項を取りまとめたものであり、その位置付けを図示すると図1.2.1のとおりとなる。



出典：「災害廃棄物対策等指針（改定版）」（平成30年3月 環境省）を参考に作成

図1.2.1 計画の位置付け

(2) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、岡山県地域防災計画（令和元年7月岡山県防災会議）で想定した表1.2.1の南海トラフ巨大地震及び断層型地震による被害を含む地震災害及び水害その他自然災害であり、地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。なお、本県における近年の風水害被害状況は表1.2.2のとおりである。

表1.2.1 対象とする地震災害

南海トラフ巨大地震	① 南海トラフ巨大地震、パターン1（直後破壊） 地震直後に揺れ・液状化などにより堤防などの施設のすべてが破壊されると想定したケース
	② 南海トラフ巨大地震、パターン2（越流後破壊） 揺れなどにより堤防などの施設は破壊されないが、津波が越流した場合に破壊されると想定したケース
断層型地震	③ 山崎断層帯の地震
	④ 那岐山断層帯の地震
	⑤ 中央構造線断層帯の地震
	⑥ 長者ヶ原断層－芳井断層の地震
	⑦ 倉吉南方の推定断層の地震
	⑧ 大立断層・田代峠－布江断層の地震
	⑨ 鳥取県西部地震

表1.2.2 近年の風水害被害状況

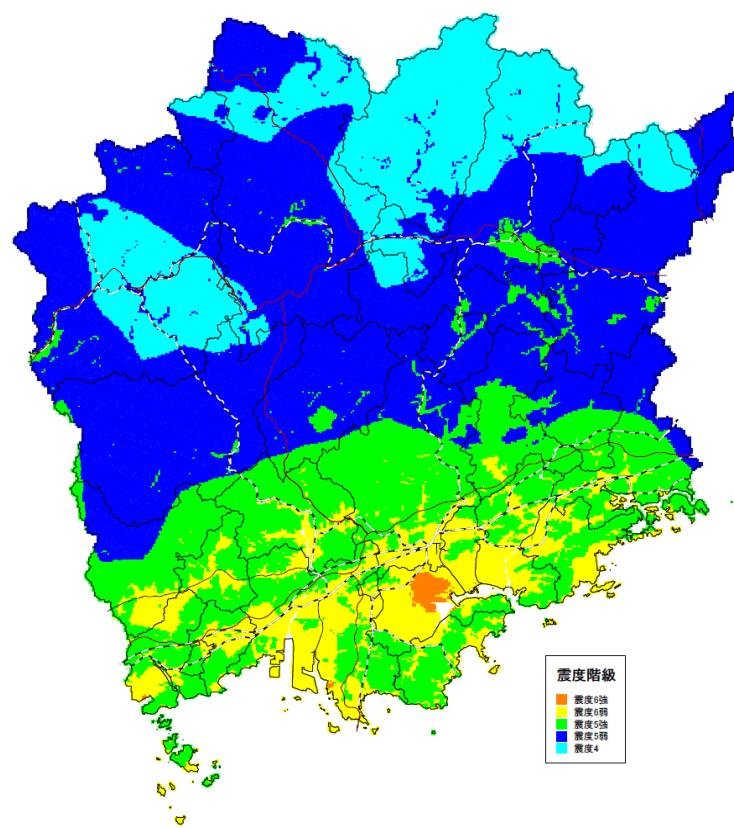
発災日	災害名	住家被害（棟）						災害廃棄物 発生量 (トン)	備考
		全壊	半壊	一部 損壊	床上	床下	計		
H16.8.30～31	台風16号	15	48	608	5,729	5,153	11,553	約25,330	倉敷市 ほか
H16.9.29	台風21号	2	5	31	187	1,511	1,736	(資料なし)	玉野市 ほか
H16.10.20	台風23号	13	54	5,193	352	1,465	7,077	(資料なし)	玉野市 ほか
H21.7.19	竜巻	2	11	65	0	0	78	90	美作市
H21.8.9	台風9号	14	114	1	204	311	644	1,903	美作市
H23.9.2	台風12号	2	133	21	952	8,869	9,977	1,298	倉敷市
H30.7.6	7月豪雨	4,830	3,365	1,126	1,541	5,517	16,379	約443,300	R1.7.16 推計値
R1.9.3	大雨	3	12	0	65	200	280	集計中	新見市

◆平成30年7月豪雨災害に係る被害状況

梅雨前線の停滞による記録的な大雨により、平成30年7月6日から7日にかけて、広い範囲で同時多発的に、河川の氾濫による浸水、斜面の土砂崩れ等による被害が発生した。

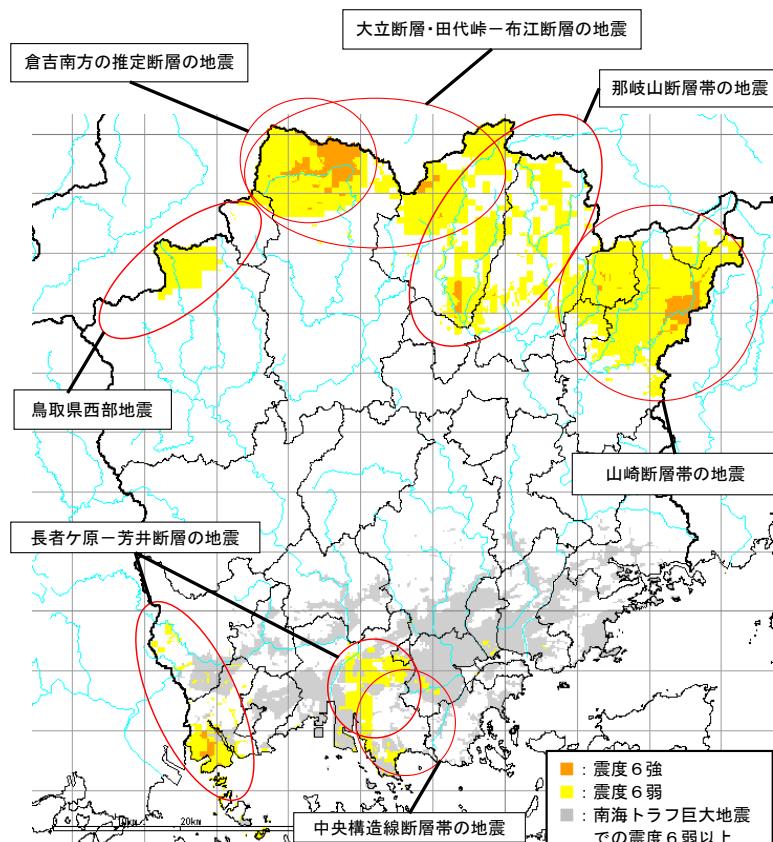
住家への被害状況は、令和元年7月5日時点で全壊4,830棟、半壊3,365棟、一部損壊1,126棟、床上浸水1,541棟、床下浸水5,517棟の合計16,379棟となっている。(右写真は倉敷市真備町の小田川決壊箇所)

発生した災害廃棄物は約44万tと推計されている。



出典：「岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）」（令和元年7月 岡山県防災会議）

図1.2.2 南海トラフ巨大地震震度分布図



出典：「岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）」（令和元年7月 岡山県防災会議）

図1.2.3 断層型地震における震度6弱以上の地域図

(3) 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物は、前記(2)に規定する災害により生じる廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）であって、その発生量が平時の廃棄物処理体制では対処できない規模であるものとし、津波堆積物を含むものとする。

なお、放射性物質に汚染された廃棄物については、国の方針に従って汚染されていない物とは異なる処理体系において処理されることから、本計画の対象としない。

具体的には、表1.2.3のような災害廃棄物を想定する。

表1.2.3 想定する災害廃棄物

種類	内容
住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物は以下の種類で構成される。	
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材、水害または津波などによる流木など
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより生じた土砂、津波堆積物※等）などが混在した概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壤等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
災害廃棄物	アスベストを含む廃棄物（廃石綿等※ ¹ 及び石綿含有廃棄物※ ² 。以下「アスベストを含む廃棄物」という。）、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類、廃蛍光管、廃蛍光灯安定器の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等。 ※1 廃石綿等：石綿が飛散するおそれのある吹付け石綿、石綿保溫材等 ※2 石綿含有廃棄物：石綿を重量比0.1%以上含む廃石綿等以外のもの
有害廃棄物/危険物	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
廃自動車等	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む。）、漁網、石膏ボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など
その他、適正処理が困難な廃棄物	家庭から排出される生活ごみ
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

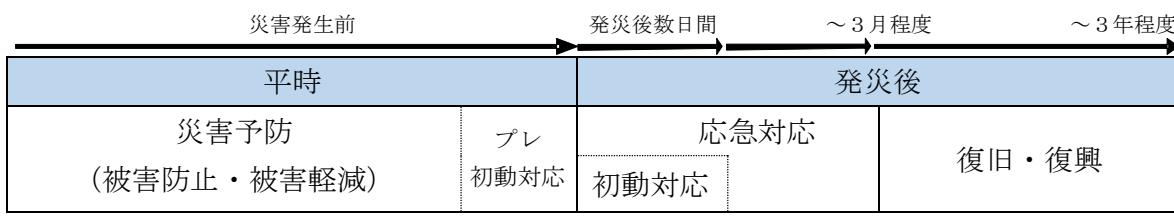
出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月 環境省）を参考に作成

- 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。
- 災害廃棄物の処理は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象である。また、生活ごみ、避難所ごみ及び通常のし尿のうち、広域処理に係るかかりまし経費は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とされている。
- 災害廃棄物の分別については、廃棄物処理法第15条の2の5の特例措置による非常災害時の応急措置として、産業廃棄物処理施設で処分する可能性を考慮する必要がある。
- 海に流出した災害廃棄物の処理については、「東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針について」（平成23年 農林水産省、国土交通省、環境省）を参考にするなど、国の全体的な方針をもとに関係機関が適切に連携し対応する。

(4) 計画の基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は次のとおりである。

- ア 県内市町村が被災市町村となることを想定し、災害予防（被害防止・被害軽減）、
　　プレ初動対応、初動対応、応急対応、復旧・復興の各段階において、本計画の目的
　　を達成するために県が実施すべき事項を整理する。
- イ 本県が支援を行うことを想定し、支援に必要となる事項を整理する。



- ※ 災害予防：災害発生までの期間（平時）
- ※ プレ初動対応：災害の発生が予見できる場合（風水害等）の初動準備期間
- ※ 初動対応：人命救助が優先される時期
- ※ 応急対応：避難所生活が本格化し、その後、人や物の流れが回復する時期
- ※ 復旧・復興：災害廃棄物の処理が完了するまでの期間
- ※ 時間の目安は災害規模や内容によって異なる。

図1.2.4 時期区分の考え方

(5) 計画の見直し

本計画は、岡山県地域防災計画、指針等の関係する計画等の制定及び改定に併せて必要な改正を行うとともに、定期的に実施する研修や訓練、実際の災害対応により明らかになる課題等を踏まえて、より実効性があるものにするため、適宜、適切な見直しを行うこととする。

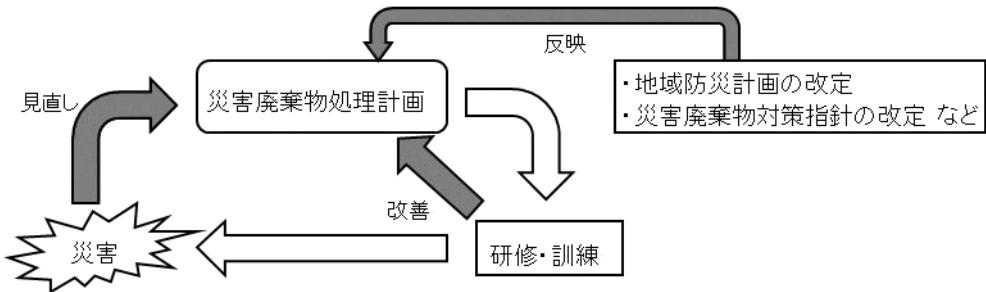


図1.2.5 計画見直しの考え方

(6) 処理の主体

災害廃棄物は、廃棄物処理法上、一般廃棄物に該当するため、市町村に統括的な処理責任があり、したがって、処理の主体は市町村（一部事務組合により処理を行っている場合を含む。）が基本となる。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14において、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができるとされており、災

害により甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、市町村からの要請に基づき、県が市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うことがある。

また、大規模災害時において、国が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の5第4項の規定に基づき、廃棄物処理特例地域として指定した地域内の市町村については、市町村から要請があり、国が必要と認めた場合には、国が災害廃棄物の処理を行うことがある。

(7) 各主体の役割

災害時に適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を進めるためには、予め災害廃棄物処理に携わる各主体の役割を明確にし、その役割を果たせるよう、備えておくことが必要である。

ア 県の役割

災害時における県の基本的な役割は、被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する助言などの技術的援助及び支援地方公共団体、協力・支援協定締結団体、環境省等との連絡・調整である。

また、平時においては、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援や、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等に対する技術的援助、災害廃棄物の処理に必要となる廃棄物処理施設の設置状況等の情報の整理、協力・支援・受援体制の整備などである。

(ア) 平時

a 災害予防

役割	内容
組織体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制、他都道府県及び関係団体との協力・支援・受援体制を整備する。
情報の整理	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等の現況を把握し、整理する。 想定される災害において発生する災害廃棄物の量や必要となる仮置場の面積などを推計する。 仮置場として利用可能な県有地を選定する。
市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に対する技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進交付金等を活用した市町村の一般廃棄物処理施設整備に対し、助言等を行い、施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等を促す。
職員等に対する教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に適正かつ円滑・迅速に対応できるよう、定期的に職員等を対象とした研修会、図上訓練等を行う。 災害廃棄物処理の実務経験職員等をリストアップし、継続的に更新する。

市町村災害廃棄物処理計画の策定支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が災害廃棄物処理計画を策定するに当たって必要となる想定被害の情報提供や策定手順、仮置場候補地の選定などについての説明会の開催等、策定を支援する。
県民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携して、災害廃棄物の適正処理について啓発を行う。
関係事業者団体との情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に円滑な対応が行えるよう、減災対応等について情報共有を行う。
他都道府県への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災都道府県から支援ニーズを情報収集する。 被災都道府県からの協力・支援の要請に基づく、関係機関との調整を行う。 必要に応じて職員を派遣する。

b プレ初動対応（災害の発生が予見できる風水害等）

役割	内容
組織体制等の確認	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確認する。
市町村への助言、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地の状況確認、地元関係者等への事前連絡について助言する。 仮置場の設置・運営、住民への広報等、災害廃棄物処理の初動対応についての留意点や、県の災害廃棄物処理計画、マニュアル類及び協定等の情報提供（再周知）を行う。 一般廃棄物処理施設等に係る職員の安全確保や、施設・車両等の浸水対策等を助言する。
関係事業者団体への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 予見される災害について情報提供するとともに、職員の安全確保や施設・車両等の浸水対策等について注意喚起を行う。 協定等に基づく要請に備え、必要な準備を依頼する。
仮置場の事前準備	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、仮置場候補地の状況確認、地元関係者、関係部署との調整を行う。

(1) 発災後

a 応急対応（初動対応含む。初動対応として優先して行う対応は★としている。）

役割	内容
組織体制等の確立	<p>★組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害規模に応じて他部署からの応援や災害廃棄物処理の知見を有する民間業者への委託を含めた組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の強化・見直しを行う。
情報の収集	<p>★建物被害状況、避難所情報等を収集する。</p> <p>★廃棄物処理施設の被害状況を収集する。</p> <p>★被災市町村の仮置場の開設状況を収集する。</p>

	<p>★建物被害等の被害情報から災害廃棄物の発生量を推計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災現場や仮置場の状況等の情報から、災害廃棄物の発生量の推計を見直す。 <p>★必要に応じて被災市町村に職員を派遣し、情報収集を行う。</p>
処理方針等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時には、必要に応じ、処理方針を策定する。
関係機関との協力・支援の調整	<p>★被災市町村が行う災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、広域的な処理も含めて、被災していない市町村、他都道府県、国、関係事業者団体等との連絡・調整を行う。</p> <p>★被災市町村が行う生活ごみやし尿等の処理が滞りなく行われるよう、災害廃棄物の処理と同様に連絡・調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて国へ支援を要望する。
市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	<p>★被災市町村の仮置場の設置及び運営など、災害廃棄物の処理に対して、支援、助言を行う。</p> <p>★被災市町村における一般廃棄物処理施設の能力が不足する場合などには、災害廃棄物の処理委託の候補先となり得る産業廃棄物処理施設に関する情報提供を行う。</p> <p>★災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金（以下「災害等補助金」という。）の申請を念頭に置いた対応について助言する。</p> <p>★必要に応じて、被災市町村に職員を派遣し現地で直接助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村の災害廃棄物処理実行計画の策定を支援する。 ・必要に応じて県、市町村、国、関係事業者団体等による会議を開催し、情報の提供、集約及び調整等を行う。 ・被災市町村が行う公費解体・土砂混じりがれきの撤去について、必要に応じて標準となる施工単価等を情報提供する。
支援要請及び受援体制の構築	<p>★大規模災害時には、必要に応じて他都道府県や環境省（D. Waste-Net）に支援を要請する。</p> <p>★受援に当たっては、受援調整部と調整を行う。</p>
県民への広報	<p>★情報収集した被害状況や災害廃棄物処理に係る情報を県民に提供する。</p>
災害廃棄物処理対応の記録	<p>★本計画の見直し等のため、災害廃棄物処理対応を記録する。</p>
予算の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理関係業務の民間委託や、被災市町村からの事務を受託する場合等に、必要な予算の確保に努める。

b 復旧・復興

役割	内容
組織体制等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて、組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の見直しを行う。
関係機関との協力・支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村が行う災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、広域的な処理も含めて、被災していない市町村、他都道府県、国、関係事業者団体等との連絡・調整を行う。
市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村が行う仮置場や仮設処理施設の設置及びその運営などの災害廃棄物の処理に対して支援、助言を行う。 被災市町村が行う災害等補助金申請事務について、支援、助言を行う。 必要に応じて県、市町村、国、関係事業者団体等による会議を開催し、情報の提供、集約及び調整等を行う。
災害廃棄物処理の進捗状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 公費解体を含め、処理スケジュールに沿って処理が進行しているか市町村から情報収集し、必要に応じて支援、助言を行う。
災害廃棄物処理対応記録の整理	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の見直し等のため、必要に応じて災害廃棄物処理に係る記録を整理し、検証を行う。

イ 市町村の役割

災害時における市町村の役割は災害廃棄物の処理であり、平時においては、災害発生に備えて一般廃棄物処理施設の耐震化等や、市町村災害廃棄物処理計画の策定、仮置場候補地の選定等を行う。

(ア) 平時

a 災害予防

役割	内容
市町村災害廃棄物処理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制や災害廃棄物処理体制の内容を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定する。 実際の災害対応や研修、訓練により明らかとなる課題等を踏まえて、適宜、見直しを行う。
組織体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制、他市町村及び関係団体との協力・受援体制を整備する。 一部事務組合が廃棄物処理事業を行っている場合には、災害時の役割分担について確認する。
災害廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等を実施し、災害時に施設が機能不全に陥らないようにする。 一般廃棄物処理施設が被災した場合に備え、補修

	<p>等に必要な資機材の備蓄を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される災害規模に応じた仮置場候補地を選定するとともに、災害廃棄物の処理フロー等を検討し、仮置場の設営に必要な資機材の備蓄を行う。 ・廃棄物処理法の特例（第9条の3の2及び第9条の3の3）の活用を検討する。
職員等に対する教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に適正かつ円滑・迅速に対応できるよう、定期的に職員等を対象とした研修会、図上訓練等の実施や、研修会、図上訓練等への職員派遣を行う。 ・災害廃棄物処理の実務経験職員等をリストアップし、継続的に更新する。
住民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害廃棄物処理計画で定めた災害廃棄物の排出・分別方法など災害廃棄物の適正処理や、退蔵品の廃棄・リサイクル等について啓発を行う。 ・災害ボランティアセンター運営機関と災害ボランティアへの周知内容について協議しておく。
関係事業者団体等への情報提共有	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に円滑な対応が行えるよう、減災対策等について情報共有を行う。

b プレ初動対応（災害の発生が予見できる風水害等）

役割	内容
組織体制等の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確認する。
仮置場の事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、仮置場候補地の状況確認、地元関係者、関係部署との調整を行う。
住民への広報内容の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場等の広報内容について準備、確認を行う。
一般廃棄物処理施設等の被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の人的・施設被害等が最小限となるよう、職員の安全確保や施設・車両等の浸水対策等を行う。
関係事業者団体等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・予見される災害について情報提供するとともに、職員の安全確保や車両、重機、施設、車両等の浸水対策等について注意喚起を行う。 ・協定等に基づく要請に備え、必要な準備を依頼する。

(1) 発災後

a 応急対応（初動対応含む。初動対応として優先して行う対応は★としている。）

役割	内容
組織体制等の確立	<p>★組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の発生量や公費解体実施状況に応じて組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制

	の強化・見直しを行う。
情報の収集	★一般廃棄物処理施設等の被害状況及び災害廃棄物の発生状況等の情報を収集する。
関係機関への協力・支援の要請	★一般廃棄物処理施設、車両等の状況、処理能力を確認し、災害廃棄物の処理に必要な人員、施設が不足するときは、県、他市町村等に協力・支援の要請を行う。
実行計画の策定	・被災状況から災害廃棄物の発生状況及び発生量を的確に把握し、処理スケジュール、処理フロー等を記載した実行計画を策定する。
災害廃棄物の処理	★仮置場を設置し、管理、運営を行う。 ★仮置場に持ち込まれた災害廃棄物について、可能な限り再資源化等を図りながら処理を行う。 ★自ら処理できない災害廃棄物については、処理を委託する。 ★通行の妨げとなる道路上や集積所等の災害廃棄物について、道路管理者等と連携して撤去する。 ・公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の処理体制を整備する。
住民への広報、啓発	★災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場設置場所、災害に便乗した廃棄物の持込み禁止等について、適切な手段で広報を行う。 ★災害ボランティアセンター運営機関に対し、災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場設置場所等について、災害ボランティアへの周知を依頼する。 ・公費解体の実施について、住民に周知する。
災害廃棄物処理対応の記録	★市町村災害廃棄物処理計画の見直し等のため、災害廃棄物処理対応を記録する。
補助金	★災害等補助金の申請を念頭に置いた発注、記録（写真、日報類）を行う。 ・災害廃棄物処理に係る費用及び廃棄物処理施設の災害復旧に係る費用について、災害等補助金の申請を行う。
他市町村への協力・支援	★県、被災市町村からの要請に備え、保有する一般廃棄物処理施設、車両、人員の稼働状況等を確認・整理する。

b 復旧・復興

役割	内容
関係機関への協力・支援の要請	・広域処理の必要性について検討を行い、県、他市町村等に広域的な協力・支援の要請を行う。
災害廃棄物の処理	・災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて仮設処理施設等の設置、運営等を行い、処理を行う。
他市町村への協力・支援	・災害廃棄物の受け入れや資機材の提供を行う。 ・必要に応じて職員を派遣する。

災害廃棄物処理対応記録の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害廃棄物処理計画の見直し等のため、必要に応じて災害廃棄物処理に係る記録を整理し、検証を行う。
----------------	---

ウ 国の役割

全国または地域ブロック単位で国、都道府県、市町村、関係事業者団体等の連携体制を整備するとともに、地域ブロック単位での大規模災害への備えとして、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定又は運用等を進めるとともに、専門家等からなる災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を整備する。

災害時には、被災地方公共団体からの要請に応じ、D.Waste-Net を派遣するとともに、関係事業者団体と連携した広域的な協力体制の確保や財政支援等を行う。大規模災害発生時には、災害対策基本法に基づき処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。

なお、地方公共団体の連携・協力のみでは処理が困難な場合で、災害対策基本法の要件に該当する場合、国が被災市町村に代わって災害廃棄物処理を行うことがある。

また、地方公共団体からの要請を踏まえ、自衛隊が道路啓開等に必要ながれき撤去を支援する。

エ 事業者の役割

大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、災害時に危険物・有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性がある事業者は、平時からその発生抑制対策や、飛散流出対策、処理方法を検討するとともに、災害時には災害廃棄物を主体的に処理するよう努める。

また、県や市町村と災害時協力・支援協定を締結している関係事業者団体は、平時から災害時の連絡体制や対応手順等の整備に努めるとともに、災害時には、県や市町村との協定に基づき、速やかに支援・協力する。

オ 県民の役割

平時から、家庭における減災の取組や退蔵品の適正な廃棄・リサイクルなどにより、災害廃棄物の発生抑制に努める。

また、災害時には、市町村が行う災害廃棄物処理に係る広報等に注意を払うとともに、定められた搬入・分別方法に基づき仮置場へ適正に排出するなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に協力する。

第2 平時の災害廃棄物対策

1 災害予防

(1) 組織体制、指揮命令系統の整備

本県に非常災害が発生した場合、災害対策基本法、岡山県災害対策本部条例（昭和37年岡山県条例第48号）及び岡山県災害対策本部規程（昭和57年岡山県・岡山県企業・岡山県教育委員会・岡山県警察訓令第2号）に基づき、知事を本部長とする岡山県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置される。

県災害対策本部における組織体制、指揮命令系統は図2.1.1のとおりであり、所管事項は資料編のとおりである。災害廃棄物の処理に関する事務は環境文化部に設置される循環型社会推進班が所掌する。

循環型社会推進班は、循環型社会推進課長を班長とし、同課員が班の所掌事務を処理するため、実質的に循環型社会推進課の事務となることから、本計画においては、平時も含め、同課が災害廃棄物に関する事務を処理するものとする。

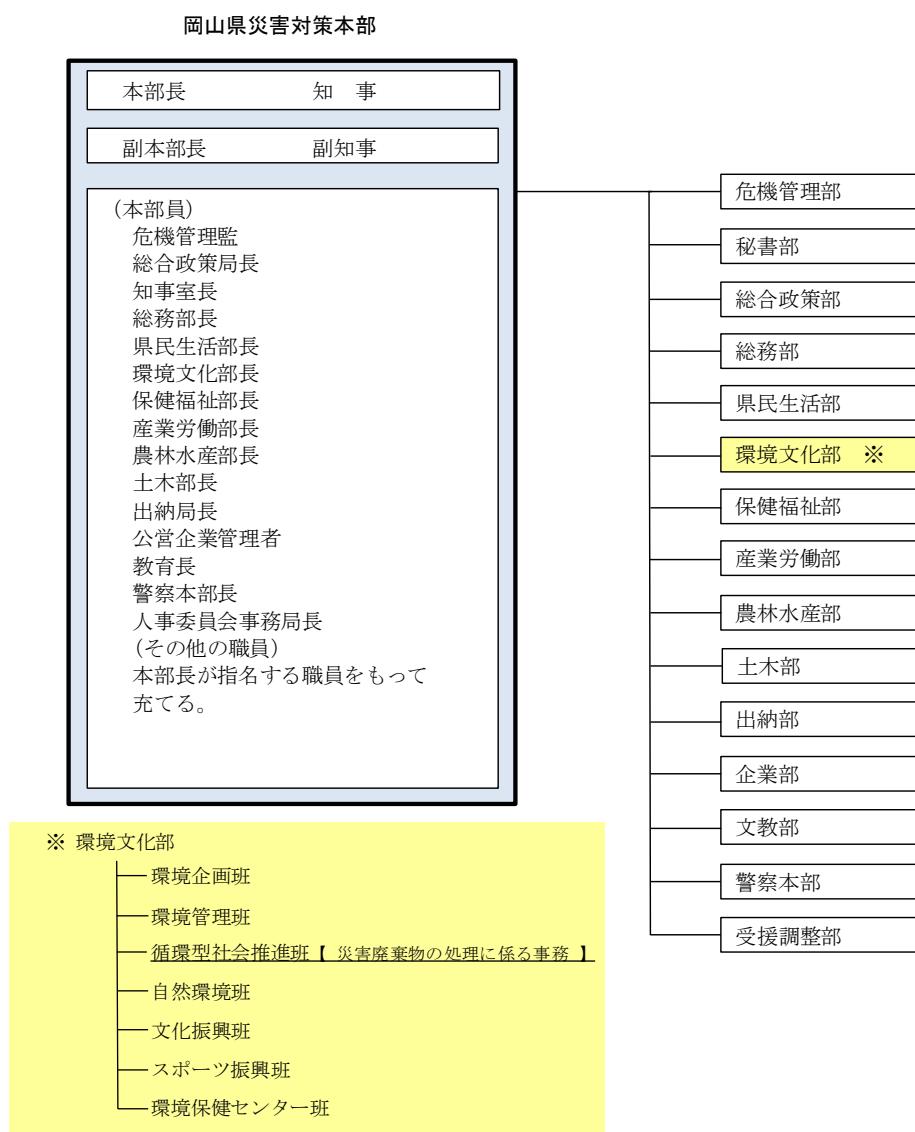


図2.1.1 非常災害時の組織体制、指揮命令系統

(2) 情報収集・連絡体制の整備

災害時において収集する情報は、災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物処理体制の構築、災害廃棄物処理の進捗管理などを目的とするものであり、具体的には表2.1.1のとおりである。

これらの情報のうち、建物被害状況、避難所の収容人数等については、市町村から県災害対策本部（岡山県総合防災情報システム）に報告された情報又は災害対策本部発表情報を利用し、廃棄物処理施設の被害状況等については、県県民局地域政策部環境課を経由して市町村、産業廃棄物処理業者等から情報収集し、協力・支援協定締結団体の被害状況については、循環型社会推進課が協力・支援協定締結団体から直接情報収集することとし、それぞれの情報収集ルートが適切に機能するよう体制の整備を行う。

表2.1.1 収集する情報の内容

情報収集先	情報の内容	目的
市町村※ ¹	建物被害状況（倒壊、焼失、浸水棟数等）、浸水範囲、避難所の収容人数	災害廃棄物発生量の推計
市町村※ ²	一般廃棄物処理施設（車両等を含む。）の被害状況	災害廃棄物処理体制の構築
廃棄物処理業者※ ²	産業廃棄物処理施設の被害状況	
協力・支援協定締結団体※ ³	団体会員の被害状況	
市町村※ ²	災害廃棄物の処理状況（仮置場開設状況）	災害廃棄物処理の進捗管理

※1 県災害対策本部から情報収集

※2 県県民局地域政策部環境課を経由して情報収集

※3 循環型社会推進課が情報収集

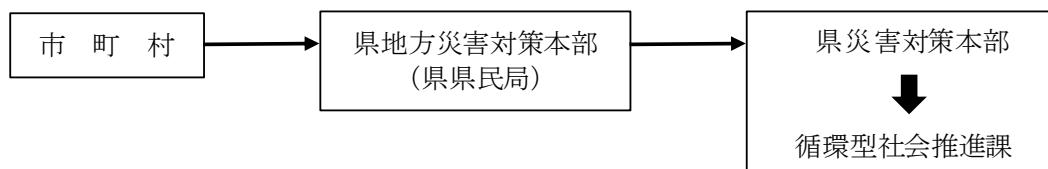
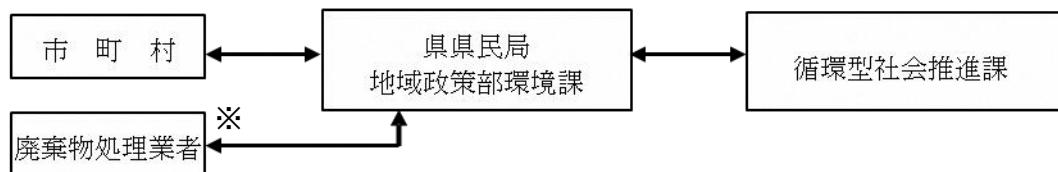


図2.1.2 建物被害等の情報収集系統



※岡山市、倉敷市内の廃棄物処理業者の被害状況は両市から県県民局地域政策部環境課へ報告する。

図2.1.3 廃棄物処理施設の被害状況等に関する情報収集系統

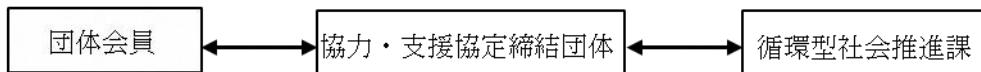


図2.1.4 協力・支援協定締結団体の被害状況に関する情報収集系統

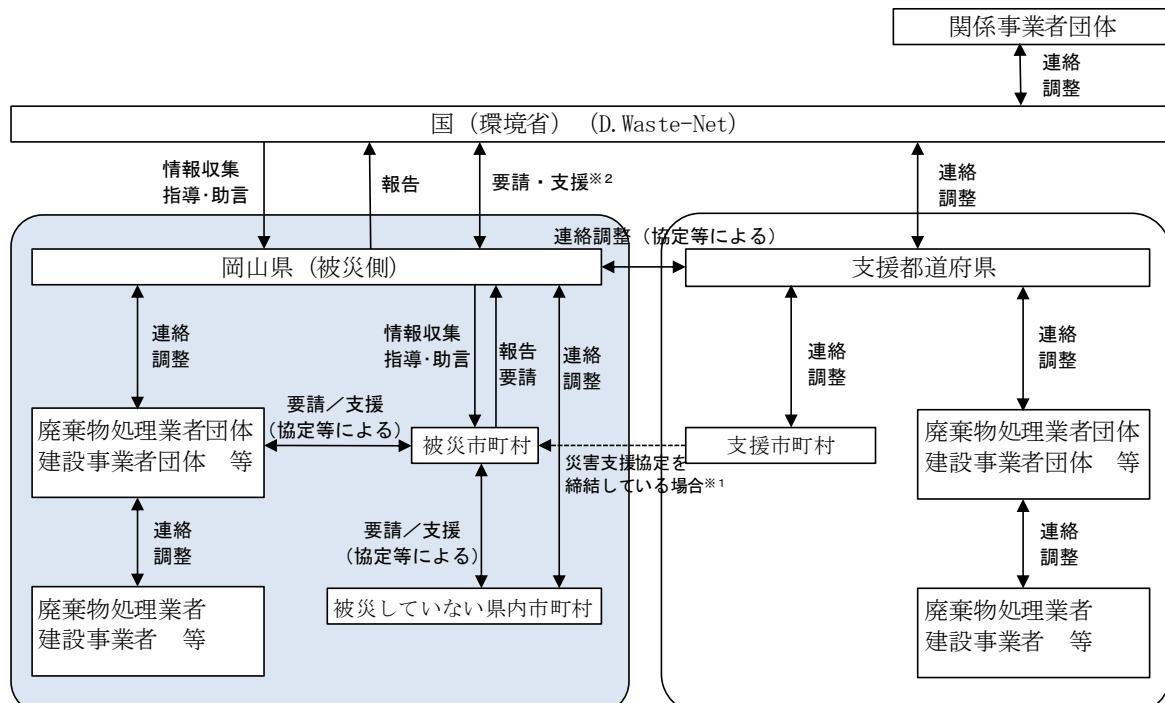
(3) 市町村、関係事業者団体等との協力・支援体制の整備

災害廃棄物の処理については、県内での処理を基本とし、県内における協力・支援体制を整備するとともに、大規模災害時には、県域を越えて広域的に処理する必要が生じることが想定されるため、広域的な相互協力体制についても整備する。

県内における協力・支援体制については「岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定」に基づき県内市町村間の協力・支援の調整を行う。

また、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会との「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」、岡山県環境整備事業協同組合との「災害時における災害廃棄物等の収集運搬の協力に関する協定」及び一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会との「災害時における浄化槽の点検等の協力に関する協定」に基づいて協力・支援の調整を行う。

県域を越えた広域体制については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び兵庫県との「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、広域的な協力・支援の調整を行う。



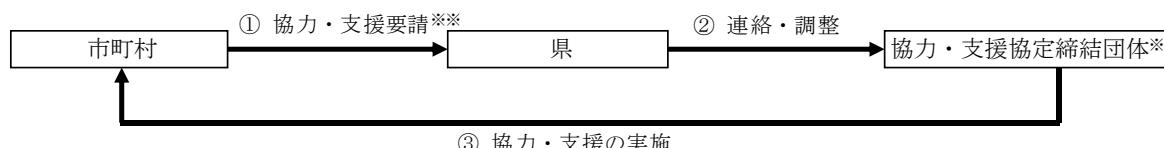
※1：政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある。

※2：被災の状況により、国が直接被災市町村を支援する場合がある。

図2.1.5 災害廃棄物処理に係る協力・支援体制の概念図

表2.1.2 災害廃棄物処理に係る協定

	協定の名称	協定先
県内	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	県内 27 市町村
協力・支援協定締結団体	災害時における廃棄物処理の協力に関する協定	一般社団法人岡山県産業廃棄物協会
	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	岡山県環境整備事業協同組合
	災害時における浄化槽の点検等の協力に関する協定	一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会
県外	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県
	関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)
	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定	鳥取県、島根県、広島県、山口県
	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県



※ 一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合、一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会
 ※※ 一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会へは県が直接協力・支援要請を行うことがある。

図2.1.6 協力・支援協定締結団体との連絡・調整の手順

(4) 他都道府県等からの受援体制の整備

県は、環境省 (D.Waste-Net)、他都道府県、学識経験者からの支援を想定し、表2.1.3に示すような、各支援主体の廃棄物処理に係る知識、経験等に応じた受援内容をあらかじめ整理しておく。

表2.1.3 受援業務（例）

支援主体	想定される支援	支援の詳細	備考
環境省 (D.Waste-Net)	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量推計 ・県実行計画策定 ・国との連絡調整 	
	市町村への助言	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場設置・運営 ・処理方法 ・市町村実行計画策定 ・住民広報 ・説明会等での説明 	
	災害等補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害報告書作成 	
他都道府県	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量推計 ・県実行計画策定 ・事務受託 	
	市町村への助言	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場設置・運営 ・処理方法 ・住民広報 ・説明会等での説明 	
	契約事務	<ul style="list-style-type: none"> ・契約事務 	事務委託
	設計・積算	<ul style="list-style-type: none"> ・統一単価の設定 ・処理業務委託に係る設計・積算 	事務委託
	窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せ対応 	
学識経験者	進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量推計 ・仮置場設置・運営 ・処理方法 ・住民広報 	
	事後検証	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の整理 ・発生原単位の算定 	

出典：「東京都災害廃棄物処理計画」（平成29年6月 東京都）を参考に作成

（5）廃棄物処理施設等に関する情報の整理等

災害時に必要となる次のアからウまでの情報について整理し、市町村に情報提供するとともに、市町村から必要な情報を得て、県、市町村間で情報の共有を行う。

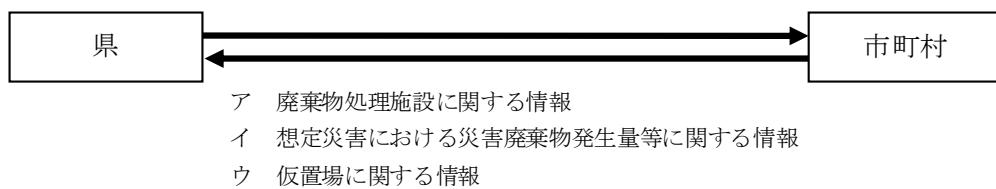


図2.1.7 県と市町村との情報の共有化

ア 廃棄物処理施設に関する情報

県内及び近隣県の一般廃棄物処理施設並びに災害廃棄物の受入れ・処分が可能な産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況、受入れ条件等を把握して整理するとともに市町村に情報提供を行う。

イ 想定災害における災害廃棄物発生量等に関する情報

想定される災害における災害廃棄物発生量等の推計を行い、その結果を市町村に情報提供し、想定される災害における被害規模について県と市町村とで情報を共有する。

岡山県地域防災計画で想定した南海トラフ巨大地震及び断層型地震における推計結果については、「岡山県災害廃棄物処理計画に係る基礎調査報告書」（平成27年3月岡山県環境文化部）として取りまとめており、その概要は資料編のとおりである。

また、ハザードマップ等により示された浸水想定に基づく推計結果等についても、今後取りまとめを検討する。

図2.1.8は、想定される被害のうち災害廃棄物発生量が最大となる南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の処理フローを東日本大震災における宮城県及び岩手県における実績値を基に作成したものである。

このケースでは、可燃物の焼却を県内の既存の廃棄物処理施設のみで行う場合、最短でも処理完了までに8年を要し、3年間で処理を完了させようとした場合には、仮設焼却炉（処理能力100トン／日）を最小でも10基設置する必要がある。

一方、コンクリートがら（がれき類）及び柱角材（木くず）については、県内の既存の産業廃棄物処理施設（破碎施設）の処理能力の合計が、それぞれ約47,600トン／日及び約10,700トン／日であり、その処理能力の10%しか災害廃棄物を受け入れないと仮定しても、約1.5年で処理が完了する計算となるが、処理後物の保管場所や利用状況により、受け入れを制限されるおそれがあることに留意する。

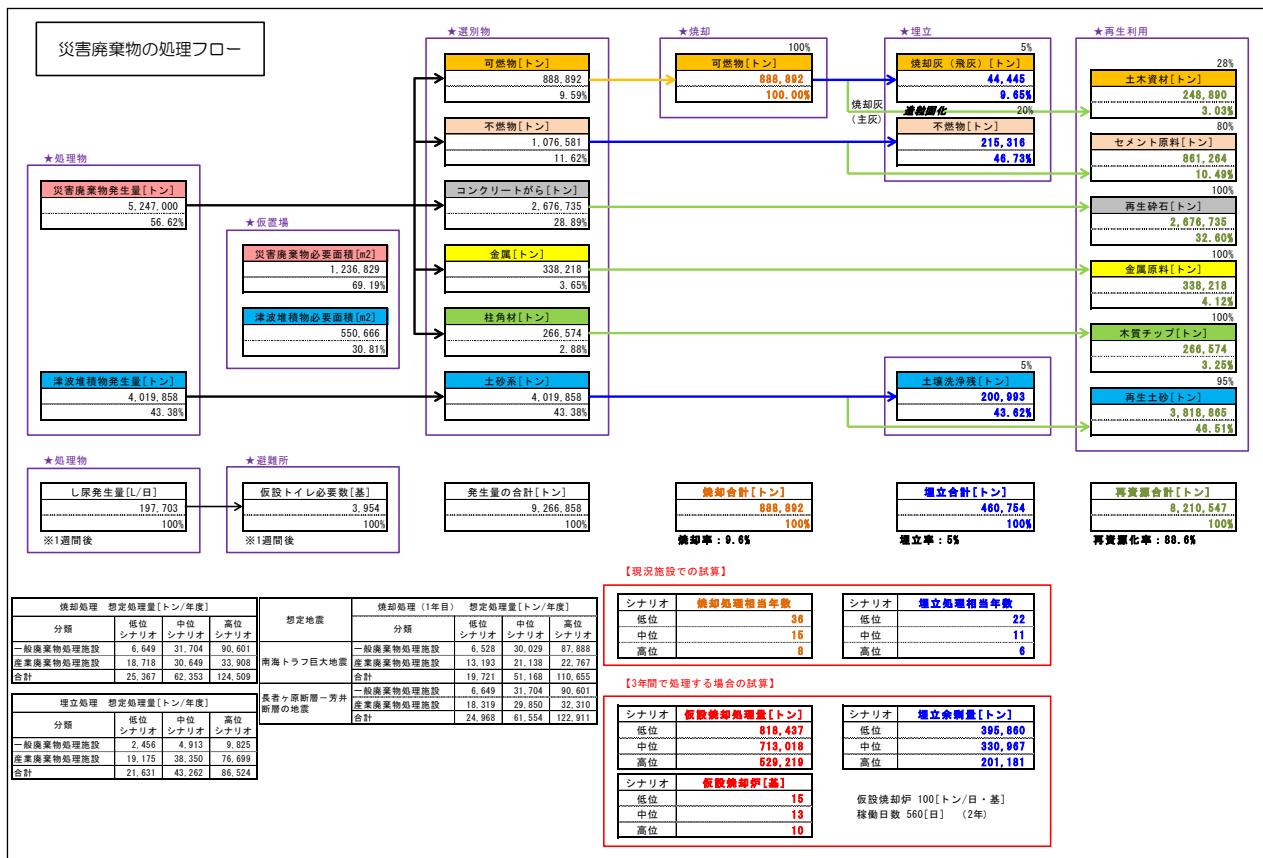


図2.1.8 南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の処理フロー例

ウ 仮置場に関する情報

仮置場の候補地については、市町村だけではなく県においても利用可能な県有地を選定し、利用条件等を整理した上で市町村に情報提供する。

なお、仮置場には、被災住民が直接災害廃棄物を搬入する場所、手作業、重機等により分別・選別作業を行う場所など、場所によりその役割に違いがあるため、本計画においては仮置場を表2.1.4のとおり分類し、定義する。

また、一つの場所が複数の種類の仮置場の役割を担う場合には、例えば「一次・二次仮置場」、「集積所・一次・二次仮置場」などと呼ぶこととする。

表2.1.4 仮置場の分類

名称	役割
集積所	被災住民が災害廃棄物を直接搬入する場所であり、手作業による簡単な分別作業は行うが、重機等による作業は行わない。
一次仮置場	手作業、重機等による分別・選別作業（簡単な破碎作業を含む。）を行い、基本的な分別・選別を完了させる場所。被災住民が直接搬入する場合や、集積所又は解体・撤去現場から搬入される。
二次仮置場	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を集積し、中間処理（破碎、焼却等）する場所。

仮置場の役割を含めて、災害廃棄物の処理の流れを図示すると図2.1.9のとおりと

なる。この図において「中間処理場」、「最終処分場」とは、平時から廃棄物の中間処理、再資源化、埋立処分を行っている場所である。

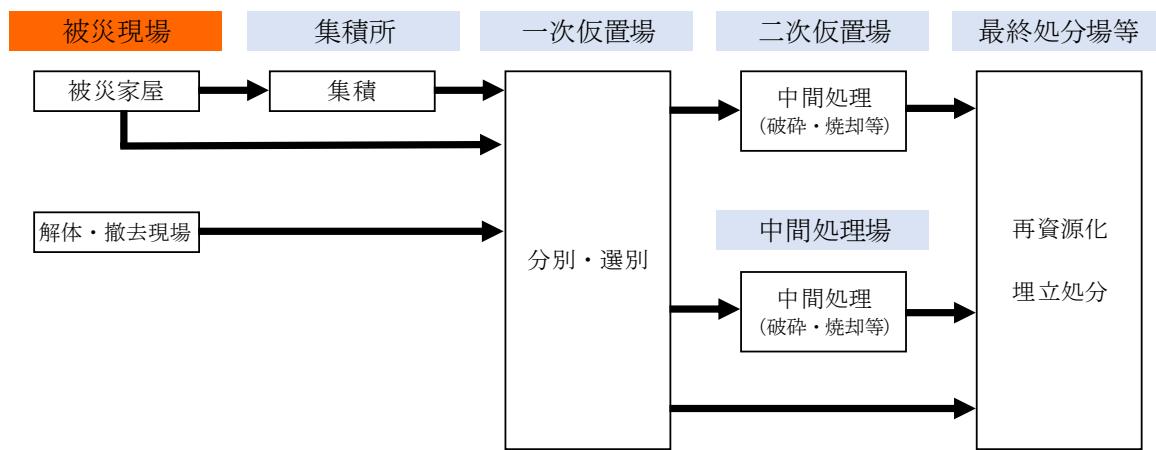


図2.1.9 災害廃棄物の処理における仮置場の役割

仮置場候補地の選定基準は、表2.1.5のとおりである。

県が設置、又は市町村に使用許可する仮置場は、一次又は二次仮置場としての利用が可能であるものとする。

なお、県では倉敷市児島味野に災害廃棄物仮置場用地（海技大学校跡地）を取得している。

名称	所在地	面積	用途	留意点
海技大学校跡地	倉敷市児島味野4051番36	4,852m ²	一次仮置場	門扉進入幅4m

表2.1.5 仮置場候補地の選定基準

項目	条件		理由
所有者	公有地（市区町村有地、県有地、国有地）が望ましい。 地域住民との関係性が良好である。 （民有地の場合）地権者の数が少ない。		災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	広いほどよい。(3,000m ² は必要)	適正な分別のため。
	二次仮置場	広いほどよい。(10ha以上が好適)	仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	当該機能として利用されている時期は仮置場として利用できないため。

望ましいインフラ（設備）	使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	火災が発生した場合の対応のため。粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
	電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制	諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況	舗装されているほうがよい。 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。
	地盤が硬いほうがよい。	地盤沈下が発生しやすいため。
	暗渠排水管が存在しないほうがよい。	災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
	河川敷は避けたほうがよい。	集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
地形・地勢	平坦な土地がよい。 起伏が少ない土地がよい。	廃棄物の崩落を防ぐため。 車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。
	敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	変則形状でないほうがよい。	レイアウトが難しくなるため。
道路状況	前面道路の交通量は少ない方がよい。	災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ぼないようにするため。
	前面道路は幅員6.0m以上がよい。二車線以上がよい。	大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	車両の出入口を確保できること。	災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾積出基地に近いほうがよい。	広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	鉄道路線に近接していないほうがよい。	火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	二次災害の発生を防ぐため。
その他	道路啓開の優先順位を考慮する。	早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料 18-3 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（平成31年4月 環境省）

順位	名称	所在地	面積	用途	留意点
1	○○工業団地	倉敷市●●	20,000m ²	一次仮置場	24時間作業可能
2	▲▲学校跡地グラウンド	岡山市北区△△	10,000m ²	一次仮置場	夜間作業不可
3	●●公園	玉野市○○	30,000m ²	二次仮置場	夜間作業不可
・	・	・		・	・
・	・	・		・	・
・	・	・		・	・

図2.1.10 仮置場候補地リストの作成例

◆平時における仮置場候補地選定の重要性

平成30年7月豪雨災害においては、仮置場の選定が難航して開設に時間を要したり、また、緊急的に開設したために府内調整及び協議が都度必要になる事例や、土地の形状が不適で作業効率が悪かった事例もあった。

平時から候補地を選定し、必要面積や配置を検討する等の事前準備を進めることで、災害発生時に円滑な運用が行えるようにしておくことが望まれる。このためには、平時から府内関係部局等と事前調整を行っておくことも必要となる。



(6) 市町村が行う一般廃棄物処理施設整備に対する技術的援助

市町村が循環型社会形成推進交付金等を活用して行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等が図られ、新設の施設については、耐震性、浸水対策等に配慮した施設となるよう助言等を行う。

(7) 職員等に対する教育・訓練

災害時に本計画が有効に機能し、円滑かつ迅速に対応できるよう、平時から本計画やマニュアル類の内容について職員等に周知するとともに、市町村職員等を含めて定期的に研修会や図上訓練等を行う。

また、災害時に被災市町村への派遣及び市町村で課題となった事項に対して助言等を行うことを目的として、災害廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者をリストアップし、継続的に更新する。

(8) 市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、処理の主体となる市町村が予め災害廃棄物処理計画を策定し、仮置場候補地の選定等を行っておくことが重要である。

したがって、市町村に計画策定に当たって必要となる想定被害の基礎情報などを提供するとともに、市町村職員を対象として計画策定の手順や留意事項などについての説明会を開催するなど、策定を支援する。

(9) 県民への啓発

市町村と連携し、平時から県民に対し、家庭における減災の取組や退蔵品の適切な廃棄・リサイクルなどにより、災害廃棄物の発生抑制を呼びかけるとともに、災害時における仮置場の設置や適切な排出・分別方法など、市町村が行う災害廃棄物処理に県民の協力が得られる啓発を行う。

(10) 関係事業者団体との情報共有

協力・支援協定締結団体等、関係事業者団体に対して、災害時に円滑な対応が行えるよう、業務継続計画策定等に関する情報など減災対応等について情報共有を行う。

(11) 他都道府県で発生した災害への協力・支援

被災都道府県から被害状況、支援ニーズ等の情報収集を行い、災害廃棄物の処理について協力・支援の要請があった場合には、県内市町村及び廃棄物処理業者との調整を行うとともに、必要に応じて職員の派遣を行う。

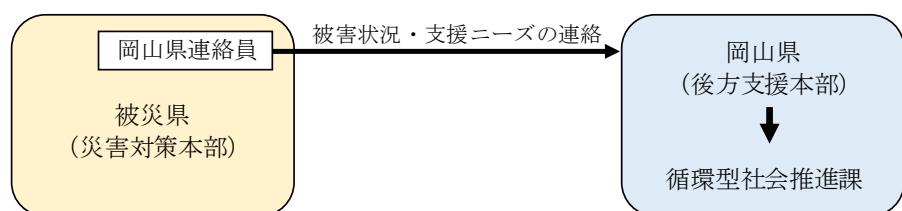


図2.1.11 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定での情報収集例

2 プレ初動対応

風水害の場合は地震と異なり、一般的に台風の接近、前線の停滞等の予兆がある。そのため、大雨等により災害発生が予想される場合は、下記の対策を行う。

(1) 組織体制の確認

組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制を確認する。

特に夜間や土日・祝日に大雨等が予想される場合は、関係機関と時間外に連絡がとれるよう互いの連絡先を共有・確認しておく。

(2) 市町村への助言、情報提供

仮置場候補地について、状況の確認及び地元関係者等への事前連絡を助言する。また、仮置場候補地は自衛隊の宿営地や避難所、応急仮設住宅等への利用も想定されることから、関係部局と調整を行うよう助言する。

仮置場の早期設置や、管理・運営上の留意点、住民への広報（災害廃棄物の排出・分別方法、仮置場設置場所、生活ごみ等の分別方法、便乗ごみの排出や不法投棄の禁止等）の準備、その他の災害廃棄物処理の初動対応の留意点についての助言、県の災害廃棄物処理計画及びマニュアル類等の情報提供（再周知）を行う。

また、一般廃棄物処理施設等の人的・施設被害が最小限となるよう、職員の安全確保や浸水対策等を助言する。

(3) 関係事業者団体への情報提供

関係事業者団体に対して、予見される災害について情報提供するとともに、職員の安全確保や施設、車両等の浸水対策等について注意喚起を行う。

また、協定等に基づく要請に備え、必要な準備を依頼する。

(4) 仮置場の事前準備

平時に利用可能な県有地から選定した仮置場候補地について、必要に応じて状況確認や地元関係者、関係部署との調整を行う。

第3 発災後の災害廃棄物対策

1 応急対応

1-1 初動対応

初動対応は、人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があり、被害状況の全貌が明らかになっていない時期の対応である。

応急対応の中でも、特に優先的に行う初動対応をまとめた。

初動対応段階を含めた応急対応段階及び復旧・復興段階において行う事務の概要を時系列順に整理すると図3.1.1のとおりとなる。

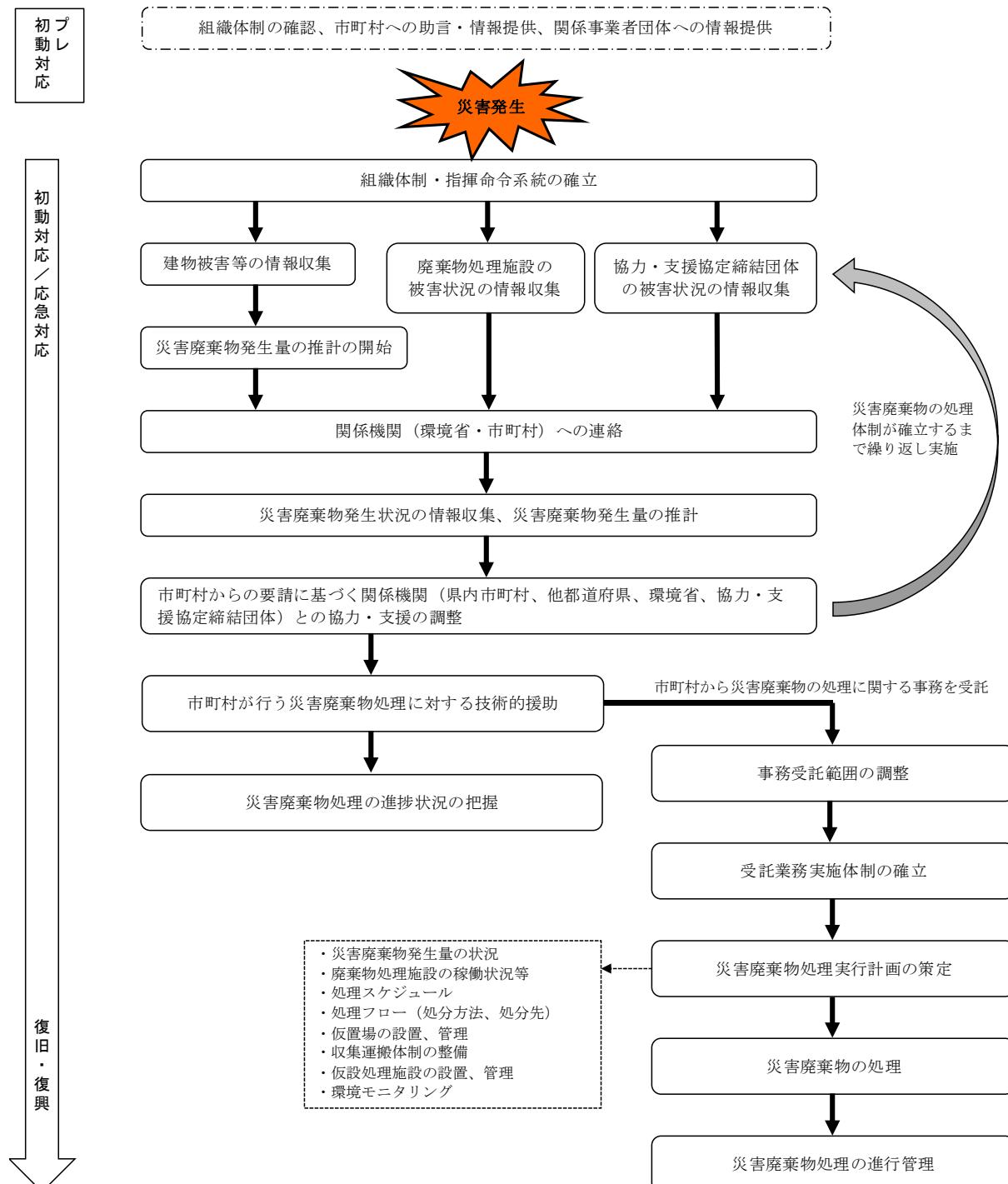


図 3.1.1 各段階の事務の概要

(1) 組織体制、指揮命令系統の確立

災害発生後、第2の1(1)のとおり県災害対策本部が設置され、災害廃棄物の処理に関する事務は、環境文化部循環型社会推進課が担当する。このため、災害廃棄物の処理に関する事務について、循環型社会推進課長を統括責任者、同課一般廃棄物班長を主担当者、資源循環推進班長及び産業廃棄物班長を副担当者とし、各班員は所属班長の指示により事務を行うものとする。

なお、被災規模が不明な場合は、可能な限り多数の班員を事務に従事させるものとし、その後の災害規模に応じて体制を見直すものとする。

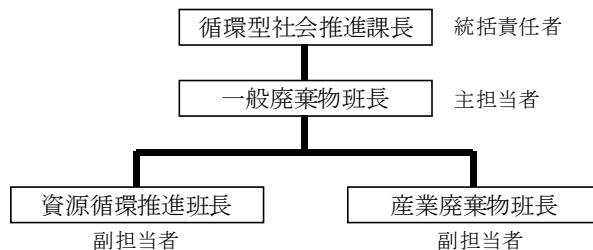


図3.1.2 循環型社会推進課における初動対応時の事務処理体制

また、必要に応じて、平時にリストアップした他部署の災害廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者を従事させるよう所要の調整を行う。

(2) 廃棄物処理施設等の被害状況の情報収集

災害発生後、第2の1(2)の情報収集系統に従い、建物、廃棄物処理施設の被害状況や仮置場の開設状況等の情報収集を行う。

これらの情報収集は、廃棄物処理施設の被害状況及び災害廃棄物の発生量の把握が完了し、災害廃棄物の処理体制が確立されるまで繰り返し行う。

なお、通信網の途絶や情報の錯綜等がある場合には、必要に応じて市町村に職員を派遣し、積極的な情報収集を行う。

また、環境省が被災市町村を直接支援する場合は、上記に準じ職員の派遣やテレビ会議の開催等により、確実な意思疎通を図る。

ア 建物被害等

建物被害（倒壊、焼失、浸水等）状況については、市町村から県災害対策本部に報告された被害情報を収集する。具体的には、岡山県総合防災情報システムに登録された情報や県災害対策本部発表情報により把握する。

イ 浸水範囲

浸水範囲については、国土地理院が公表する浸水面積等により把握する。

ウ 避難所収容人数

避難所に収容されている人数については、アと同様に、岡山県総合防災情報システムに登録された避難所情報や県災害対策本部発表情報により把握する。

エ 一般廃棄物処理施設の被害

市町村が設置する一般廃棄物処理施設の被害状況については、県県民局地域政策部環境課が市町村から情報収集し、同課は循環型社会推進課に報告する。

オ 仮置場の開設状況

被災市町村における仮置場の開設状況については、県県民局地域政策部環境課が市町村から情報収集し、同課は循環型社会推進課に報告する。

カ 産業廃棄物処理施設等の被害

災害廃棄物の処理が可能な産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理施設の被害状況については、県県民局地域政策部環境課が廃棄物処理施設設置者から情報収集し、同課は循環型社会推進課に報告する。

なお、岡山市及び倉敷市内の廃棄物処理施設の被害状況については、県県民局地域政策部環境課が両市から情報収集する。

キ 仮置場候補地の被害等

県の仮置場候補地の被害状況や利用計画については、循環型社会推進課が当該候補地の土地管理担当課から情報収集する。

ク 協力・支援協定締結団体の被害

協力・支援協定締結団体の会員の被害状況については、循環型社会推進課が当該団体から情報収集する。

(3) 災害廃棄物発生量等の推計

災害発生後、仮置場への災害廃棄物の搬入が進んでいない初期段階においては、建物被害状況等から災害廃棄物発生量等の推計を開始し、その結果を基に処理体制構築の検討を行う。

ア 災害廃棄物（津波堆積物を除く。）発生量

災害廃棄物（津波堆積物を除く。）発生量は、建物被害棟数から次の式及び図3.1.3の手順により推計する。

$$\text{災害廃棄物発生量 (トン)} = \Sigma (\text{建物被害棟数 (棟)} \times \text{発生原単位 (トン/棟)})$$

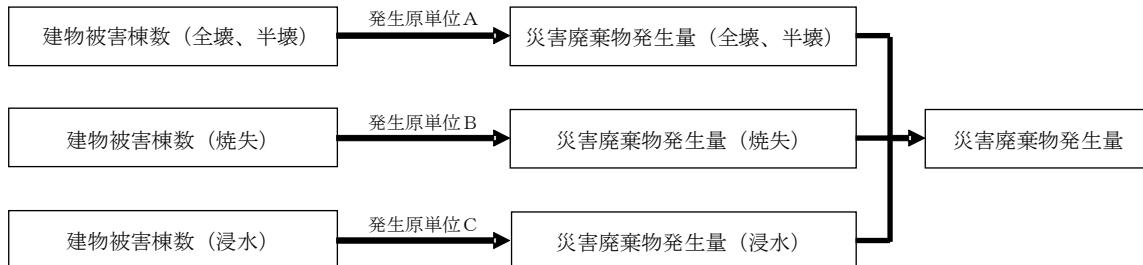


図3.1.3 災害廃棄物発生量の推計手順

表3.1.1 発生原単位A（トン／棟）

種類	割合	全壊	半壊
可燃物	18%	21.1	4.1
不燃物	18%	21.1	4.1
コンクリートがら	52%	60.8	12.0
金属	6.6%	7.7	1.5
柱角材	5.4%	6.3	1.2
計		117	23

表3.1.2 発生原単位B（トン／棟）

種類	割合		焼失	
	木造	非木造	木造	非木造
可燃物	0.1%	0.1%	0.1	0.1
不燃物	65%	20%	50.7	19.6
コンクリートがら	31%	76%	24.2	74.5
金属	4%	4%	3.1	3.9
柱角材	0%	0%	0.0	0.0
計			78	98

表3.1.3 発生原単位C（トン／棟）

種類	割合	床上浸水	床下浸水
可燃物	18%	0.8	0.1
不燃物	18%	0.8	0.1
コンクリートがら	52%	2.4	0.3
金属	6.6%	0.3	0.0
柱角材	5.4%	0.2	0.0
計		4.6	0.62

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料1-11-1-1 災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）の推計方法」（平成26年3月 環境省）

イ 津波堆積物発生量

津波堆積物発生量については、次の式により推計する。

なお、発生原単位は、東日本大震災における宮城県及び岩手県での発生量を用いる。

$$\text{津波堆積物発生量 (トン)} = \text{津波浸水面積 (m}^2\text{)} \times 0.024 \text{ (トン/m}^2\text{)} ^*$$

*発生原単位

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料14-2 災害廃棄物の発生量の推計方法」（平成31年4月 環境省）

ウ 仮置場必要面積

仮置場必要面積については、ア及びイで推計した災害廃棄物発生量を基に次式により推計する。

なお、災害廃棄物は順次処理が進められるため、仮置場として必要とされる面積の全てを同時に確保する必要はないことから、仮置場面積の50%を仮置場必要面積とする。

$$\text{仮置場面積 (m}^2\text{)} = \text{災害廃棄物発生量 (トン)} \div \text{見かけ比重 (トン/m}^3\text{)} \div \text{積上げ高さ (m)} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

見かけ比重：可燃物0.4（トン/m³）、津波堆積物1.46（トン/m³）、それ以外1.1（トン/m³）

積上げ高さ：5m、作業スペース割合：1

$$\text{仮置場必要面積 (m}^2\text{)} = \text{仮置場面積 (m}^2\text{)} \times 50\%$$

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料18-2 仮置場の必要面積の算定方法」（平成31年4月 環境省）を参考に作成

エ し尿発生量

災害発生時の避難所におけるし尿発生量については、次式により推計する。

$$\text{し尿発生量 (リットル)} = \text{避難所収容人数 (人)} \times 1.7 \text{ (リットル/人)} ^*$$

*1人1日当たりのし尿排出量

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料1-11-1-2 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法」（平成26年3月 環境省）

(4) 関係機関への連絡

建物、廃棄物処理施設の被害情報等については、環境省の災害廃棄物対策の窓口となる環境省中国四国地方環境事務所に適時連絡するとともに、県内市町村及び県の協力・支援協定締結団体に連絡し、協力・支援の調整に備える。

(5) 関係機関との協力・支援の調整

県内で発生した災害廃棄物については、県内の処理を基本とし、市町村から災害廃棄物の処理について協力・支援の要請があった場合には、県内の被災していない一般廃棄物処理施設における受入調整、県の協力・支援協定締結団体及び公共関与最終処分場設置団体等との協力・支援の調整を行う。

人材や資機材が不足し、県内だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合は、速やかに受援体制を整え、他都道府県等との災害時応援協定※や、災害廃棄物対策中国ブロック協議会で策定した大規模災害発生時における中国ブロック災害廃棄物対策行動計画等に基づき、環境省や自衛隊、他都道府県、廃棄物処理業者団体等に支援（廃棄物処理の受入れ、収集運搬車両等資機材の提供、人員派遣等）を要請するものとし、県域を越えた広域的な処理の調整を行う。

協力・支援要請の必要性については、災害廃棄物発生量、処理スケジュール等を考慮して、図3.1.4のとおり判断する。

なお、「県災害時広域受援・市町村支援計画」に基づき、図3.1.5のとおり全国知事会等との総合調整や国の災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入を県災害対策本部の受援調整部が行うため、連携を密にする。

また、被災市町村が行う生活ごみやし尿等の処理について協力・支援の要請があった場合にも、滞りなく処理が行われるよう、災害廃棄物の処理と同様に協力・支援の調整を行う。

さらに、必要に応じて、国に対し、補助対象の拡大や補助率の嵩上げなどの支援を要望する。

※「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び兵庫県との「災害時の相互応援に関する協定」

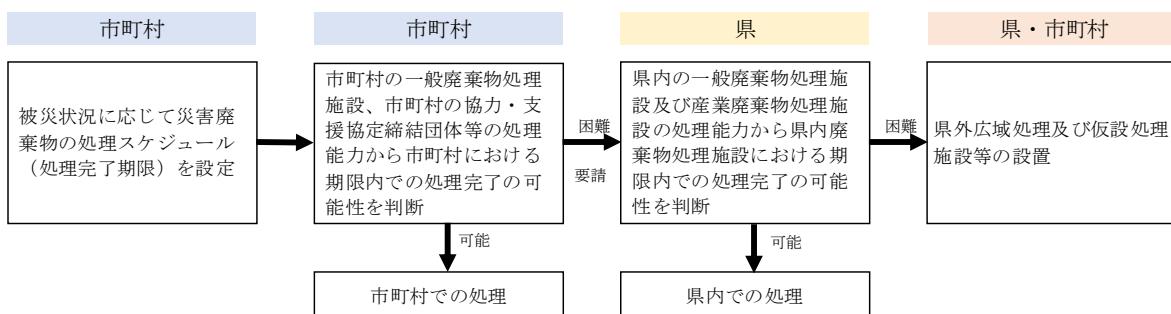


図3.1.4 協力・支援要請の判断フロー

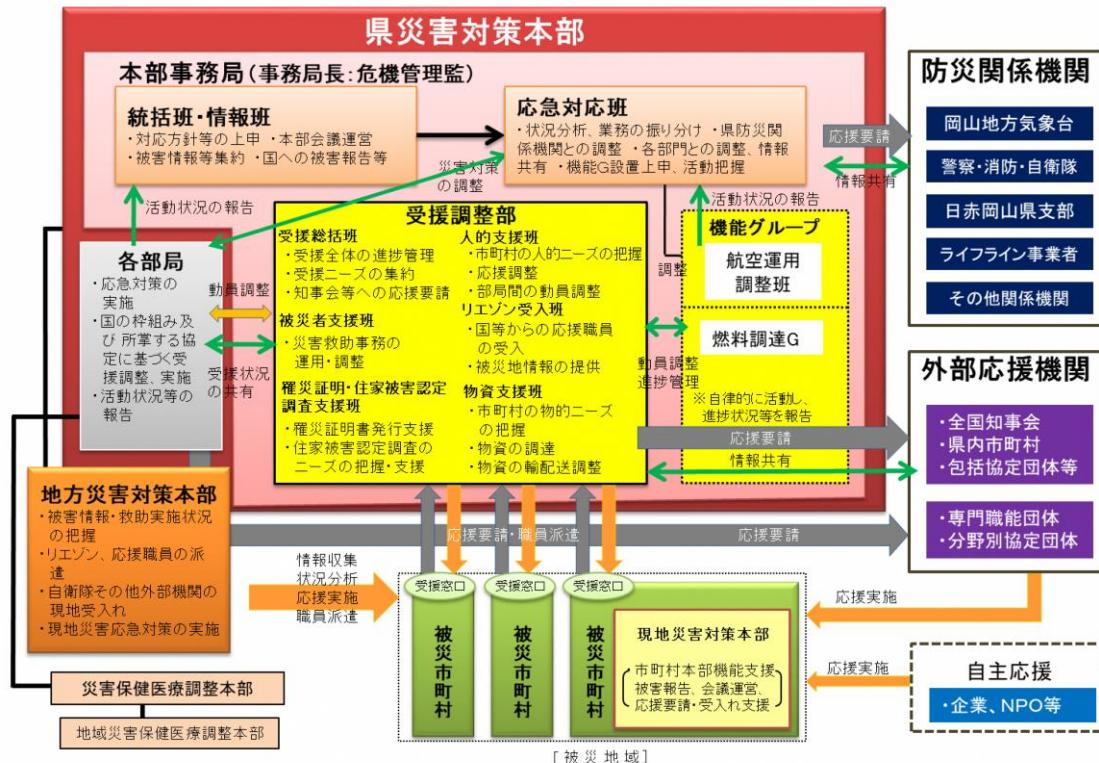


図3.1.5 受援体制図（岡山県災害時広域受援・市町村支援計画より）

(6) 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助

市町村が行う災害廃棄物の処理に対して、適正かつ円滑・迅速な処理であること、最大限に再生利用、減量化等が図られた処理であることなどの観点から、仮置場の設置・管理、分別・再資源化、災害に便乗した不適正処理の監視・指導に関することなどについての助言や、災害廃棄物の処理委託が可能な産業廃棄物処理施設等に関する情報提供等を行う。

災害等補助金については、事業実施後に写真等の資料、各種の契約関係書類等によって被災の事実、災害廃棄物等の処理状況等をとりまとめ、災害査定を受けることになるため、被害の概要、程度及び災害廃棄物等の発生状況を詳細に示す写真や記録等を残すとともに、事業実施にあたっては、事業実施状況や処理実績を示す資料を整理しておく必要があることを念頭に置き、災害廃棄物処理対応を行うよう助言する。図3.1.6に災害報告書に添付する資料を示す。

市町村に多量の災害廃棄物が発生又は職員が被災し、災害廃棄物処理業務の適正かつ円滑・迅速な遂行に支障が生じ、又は生じるおそれがあり、当該市町村から職員派遣の要請があるときは、県は必要とする人員の詳細（従事する業務、人数、派遣期間等）を取りまとめた上で、県県民局地域政策部環境課等の職員を派遣し、被災市町村に直接助言等支援を行う。また、必要に応じて、平時に作成した災害廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者リスト等を踏まえた対策チームを設置し、市町村で課題となった事項に対して助言等を行う。

なお、県の人的資源が不足している場合は、他地方公共団体から職員派遣を調整することとする。

1. 災害時の気象データ（気象台、都道府県、市町村等での公的データ）
2. 写真
 - ①災害廃棄物等（がれき類、被災自動車、被災船舶、汚泥等）の発生状況を示す写真
 - ②解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真
 - ③仮置場の状況を示す写真
 - ④重機等の導入状況を示す写真等
3. 地図（地図上に以下の場所を明示したもの）
 - ①気象観測地点
 - ②上記写真の撮影地点
 - ③仮置場の設置状況（どの地域の災害廃棄物等を搬入しているか示すこと）
 - ④廃棄物処理施設
 - ⑤浸水地域、し尿汲み取り地域等
4. 災害廃棄物等発生量の推計資料（市町村において作成した資料）
5. 災害廃棄物処理事業のフロー図
6. 事業費算出内訳の根拠資料
 - ①事業ごとの一覧表・集計表
 - ②契約書の写し（契約済みの場合）、見積書または工事設計書（予定価格調書）
 - ③（随意契約の場合）随意契約の理由書
 - ④単価の根拠を確認できる資料（労務費単価表、建設物価、3者見積等）
 - ⑤員数の根拠を確認できる資料
 - ⑥諸経費等の算出方法（根拠及び計算経過）を確認できる資料
 - ⑦（放射能測定費を計上する場合）放射能測定の必要性等調書

出典：「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」（平成26年9月 環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター）

図3.1.6 災害報告書に添付する資料

(7) 支援要請及び受援体制の構築

災害発生後、災害規模が大きく、災害廃棄物処理の事務に関する県の人的資源が不足する場合、全国知事会等を通じて支援を要請（プッシュ型支援も含む。）する。

また、必要に応じて環境省に対し、D.Waste-Netによる支援等を要請する。

受援に当たっては、受援調整部と調整を行うとともに、受入までに準備すべき事項、配慮すべき事項を表3.1.4に示す。

表3.1.4 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

項目	準備内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> 支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、プリンター、車両等については支援側での対応を基本とするが、執務を行う上で必要な文具や資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討するとともに、布団等を準備する。 長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。(東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。)

出典：「災害廃棄物対策指針技術資料8-3 受援体制の構築について」(平成31年4月 環境省)

(8) 県民への広報

収集した被害状況・仮置場の開設状況・災害廃棄物発生量推計等の情報や、適切な排出・分別方法など災害廃棄物の適正処理に資する情報を、市町村と連携して一元的に県民に広報し、廃棄物の適正な排出・分別等を促進する。

(9) 災害廃棄物処理対応の記録

災害廃棄物処理対応終了後に本計画の見直し等のため、処理に係る記録を整理することを想定して、災害廃棄物処理に係る対応を行った職員は、対応状況について記録を残す。特に、発災直後の混乱期の資料が失われやすいので意識して残すとともに、時間の経過とともに資料の散逸や、記憶の忘却などが起こるため、可能な限り早期に記録として編集する。

1-2 応急対応

応急対応を実施する時期は、避難所生活が本格化し、被害状況の全貌がおおよそ明らかになる時期である。

なお、第3の1-1初動対応で掲載した対応事項は再掲しないが、対応中又は未対応の事項については引き続き対応する。

(1) 組織体制の強化

第3の1-1(1)のとおり組織体制、指揮命令系統を確立した後に、災害規模が大きく対応が困難な場合等は、他部署からの応援や災害廃棄物処理の知見を有する民間業者への委託を含めた組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の強化・見直しを行う。

なお、市町村から地方自治法に基づき災害廃棄物の処理に関する事務を受託した場合は、仮置場、仮設処理施設の設置等の建設工事を行うことがあるため、土木・建築職を含めた組織体制とする。

(2) 災害廃棄物発生状況の情報収集

災害廃棄物の発生量については、第3の1-1(3)の方法により建物被害状況等から推計を行うが、これは簡易な式による推計であるために実際の発生量との乖離もあり得ることから、可能な限りトラックスケールの使用等による客観的な把握方法を市町村に助言するとともに、被災現場や仮置場の状況等について市町村から情報収集し、推計値を検証、修正することにより、適宜、より精度の高い発生量の把握を行う。

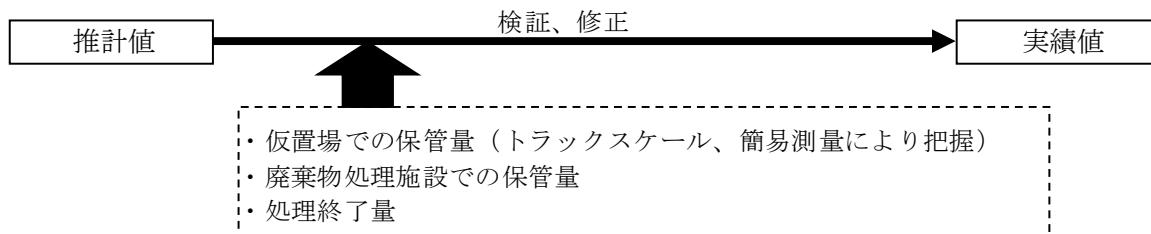


図3.1.7 災害廃棄物発生量の検証手順

(3) 処理方針等の策定

大規模災害発生時において、災害廃棄物の発生状況等を勘案し、必要に応じて全体的な処理期間、処理方法等の処理方針を定める。

災害廃棄物の処理に当たっては、適正かつ円滑・迅速に処理することを原則としつつ、平時と同様に、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の処理順位により処理を行うこととする。

また、環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分の量を可能な限り少なくすることとする。

処理完了期間については、最長でも災害発生時点から3年以内とし、具体的には、災害発生後に被災状況、災害廃棄物発生量等を考慮して設定する。

なお、災害廃棄物の処理及び被災家屋の解体、撤去の進捗等を踏まえて適宜見直すこととする。

国が災害廃棄物処理指針を策定した場合には、当該指針において定められた処理完了期限内において期間を設定する。

災害廃棄物の処理は県内での処理を基本とし、既存の県内廃棄物処理施設での目標期間内の処理完了が困難な場合には、隣県等に協力・支援を要請して県外広域処理を検討・調整するとともに仮設処理施設等の設置も検討・調整することとする。

(4) 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市町村災害廃棄物処理実行計画の策定を支援する。

必要に応じて県、被災市町村、環境省、関係事業者団体による会議を開催し、災害廃棄物処理、災害等補助金制度及び公費解体等の概要や留意点の説明、県が収集した情報の提供や、情報の集約及び調整等を行う。

また、市町村が行う公費解体・土砂混じりがれきの撤去について、必要に応じて標準となる施工単価等を情報提供する。

◆平成30年7月豪雨災害における県の技術的支援の例（公費解体関係）

被災家屋の公費解体を行う場合、業者への発注や、災害等補助金の災害査定において、標準となる施工単価が重要となることから、県では、環境省の通知に基づき算出した施工単価と業界団体の協力により示された実勢単価を踏まえて設定した、標準単価を市町村に示した。

また、市町村に対して説明会を開催し、公費解体を行う際の災害等補助金上の留意点や、建設リサイクル法の取扱やアスベスト飛散防止対策等の注意喚起を行った。

一方、土砂混じりがれきの撤去費については、施工単価の算出式が示されていないため、県では複数業者の実勢単価を取りまとめ、参考として市町村に情報提供した。

(5) 予算の確保

組織体制強化のための災害廃棄物処理の知見を有する業者への委託や、市町村からの事務受託を行う場合等、業務を進める上で必要な予算の確保や執行を行う。

特に災害対応に係る予算確保に当たっては全府的なとりまとめが行われるため、財政当局との連携を密に行い、時期を逸することのないよう留意する。

(6) 災害廃棄物の処理に関する事務の受託

災害廃棄物処理主体である市町村が災害により甚大な被害を受けた場合、市町村による災害廃棄物の処理が困難となる場合がある。このような場合、市町村は地方自治法に基づいて県に事務を委託することが可能であり、市町村からの要請を受け、県は、市町

村の被害状況、災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難であると認められる場合には、災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、県が処理を代行する。

ア 事務受託手続

事務を受託する場合、地方自治法第252条の14の規定により市町村との協議の上、規約を定める必要がある。また、規約については、県及び市町村、双方の議会の議決が必要である。

なお、県及び市町村の事務負担を軽減するため、災害廃棄物の種類、量が変化しても対応できる包括的な規約とし、詳細は別途協議により対応することが望ましい。

また、規約の議決に合わせて、県及び市町村、双方で原則、受託した事務の執行に係る補正予算についても議決が必要となることに留意する。

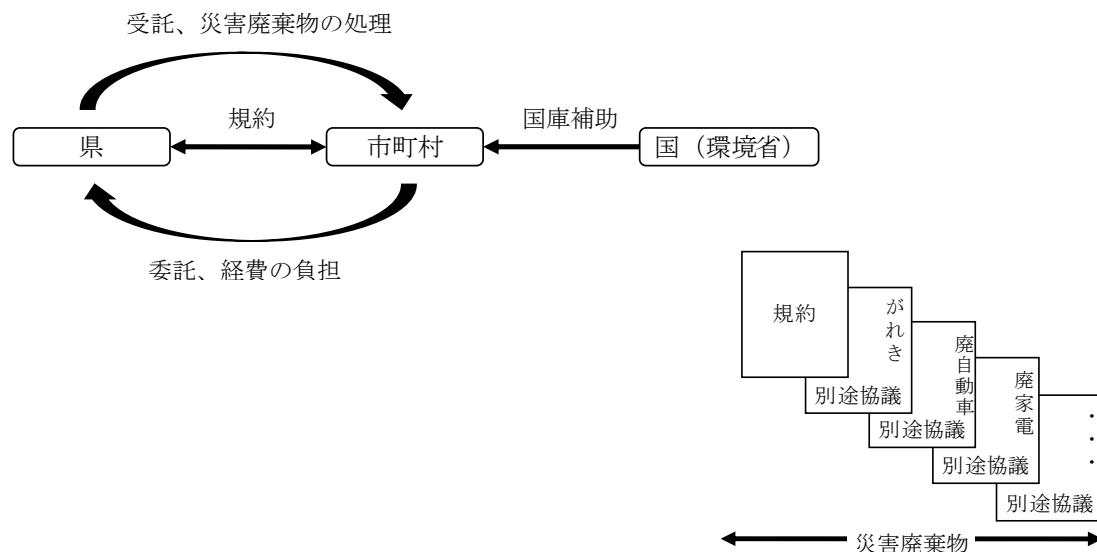


図3.1.8 事務委託手順

委託に係る具体的な事務の内容については、表3.1.5のようなものが想定される。

表3.1.5 想定される委託事務の内容

災害廃棄物の収集運搬
仮置場の設置、管理及び運営
災害廃棄物の処分
災害廃棄物処理実行計画の策定

イ 体制の確立

災害時における災害廃棄物の処理に関する事務は循環型社会推進課が行うが、市町村から災害廃棄物の処理に関する事務を受託した場合、平時の循環型社会推進課の人員では対応が困難である。このため、災害廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者及び土木・建築職員を確保するとともに、受援調整部を通じて他都道府県に災害対

策経験者の派遣要請等を行い、体制を強化する。

ウ 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物の処理は計画的に進める必要があるため、本計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(ア) 計画の位置付け

災害廃棄物処理実行計画とは、災害発生後、被災状況に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物の具体的な処理作業を定めるものである。

(イ) 発生量、要処理量

災害発生後に行った発生量の推計値については、前記(2)の手順により、その後に収集した情報に基づき適宜修正し、実態を反映した数値となるよう見直しを行う。

廃棄物の種類別の発生量、要処理量は、トラックスケールでの重量管理を行うことを基本とし、計量設備のない仮置場の災害廃棄物については、簡易測量により体積を把握して比重を掛け合わせて重量換算し、これに今後行われる被災家屋の解体・撤去等によって発生すると見込まれる量を加えて、推計値の検証、見直しを行う。

(ウ) 廃棄物処理施設の状況

県内の廃棄物処理施設の稼働状況、処理可能量を調査する。

(エ) 処理スケジュール

被災状況、災害廃棄物発生量、廃棄物処理施設の処理可能量等を踏まえ、処理スケジュールを作成する。

また、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、被災家屋の解体・撤去の進捗、資機材の確保状況等に応じて適宜見直しを行う。

(オ) 処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量・要処理量等を踏まえ、災害廃棄物の種類別に分別、中間処理、最終処分の方法を一連の流れで示した処理フローを作成する。

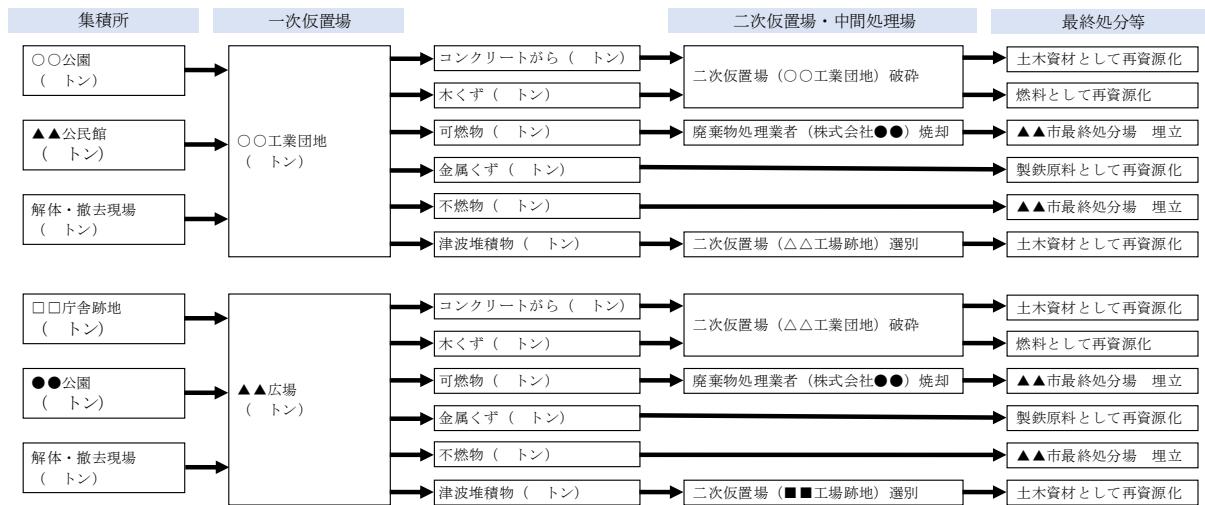


図 3.1.9 処理フローの例

なお、処理フローの基本となる災害廃棄物の種類別の処分方法及び留意事項は表3.1.6のとおりである。

表3.1.6 災害廃棄物の種類別の処分方法及び留意事項

災害廃棄物の種類	処分方法・留意事項
混合廃棄物	有害廃棄物や危険物を優先的に除去し、再資源化が可能な木くず、コンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破碎し、選別（磁力選別、比重差選別、手選別など）を行う。
木くず	前処理としてトロンメルやスケルトンバケットにより付着土砂等の分離を行い、破碎して燃料等として再資源化を行う。
廃タイヤ	破碎（チップ化）し、燃料等として再資源化を行う。
廃プラスチック類	再資源化又は埋立処分する。なお、やむを得ず焼却処分する場合でもポリ塩化ビニルの混入に留意する。
金属くず	製鉄原料として再資源化する。
コンクリートがら	破碎し、土木資材として再資源化する。
一般ごみ	焼却処分する。
廃畳	破碎後に焼却処分する。畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、高く積み上げないよう注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
廃布団	焼却処分する。
石膏ボード、スレート板などの建材	石綿を含有するもの及びそのおそれがあるものについては適切に処理を行い、石綿を使用していないものについては再資源化に努める。建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
廃石綿等	原則として仮置場に搬入せず、二重梱包等の適切な処理を行った

	上で、埋立処分、溶融処理を行う。
テトラクロロエチレン等	埋立処分基準を超えるテトラクロロエチレンを含む汚泥等については、焼却処分を行う。
廃家電製品	家電リサイクル法の対象物については、他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルする。特に冷蔵庫や冷凍庫については内部の生ごみの分別を徹底する。製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となるが、1台ごとにリサイクル券の貼付けが必要である。一方、過去の災害では、津波等で形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物については、破碎して焼却処分を行った事例もある。また、携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、電子レンジ等の小型家電リサイクル法の対象物については、同法の認定業者に引き渡してリサイクルする。
P C B 廃棄物	所有者が判明しているものについては、P C B 保管事業者に引き渡す。所有者不明のものについては、P C B 濃度の測定を行い、判明した濃度に応じて岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき処分する。
津波堆積物	トロンメルやスケルトンバケットにより混合廃棄物を除去し、土木資材として再資源化する。
危険物	消火器は日本消火器工業会、高圧ガスは県エルピーガス協会、フロン・アセチレン等は製造業者などに引き渡す。
廃農薬類	販売店、メーカー等に回収を依頼し、回収ができない場合には、廃棄物処理業者に処理（焼却処分等）を委託する。
廃自動車	自動車リサイクル法によりリサイクルする。所有者又は自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す。具体的な手順については「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」（平成23年3月環境省）を参考にする。
廃船舶	F R P 船リサイクルシステム等により処理する。廃船舶の処理は所有者が行うのが原則であるが、止むを得ない場合には、市町村が処理を行う。具体的な手順については「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）」（平成23年4月環境省）を参考とする。
腐敗性廃棄物	水産加工品などの腐敗性の強い廃棄物は、可能な限り早い段階で焼却する。また、焼却処分までに腐敗が進行するおそれがある場合には、緊急的な措置として、消石灰の散布等を行う。
太陽光発電設備	太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。
蓄電池	感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月 環境省）を参考に作成

共通する留意事項として、災害廃棄物に付着又は含有されている土砂（特に水害では多量となる。）、水分、塩分については、可能な限り事前に除去することが重要である。土砂については、トロンメルやスケルトンバケットによる分離、水分については、テント等による降雨からの遮蔽、塩分については降雨による除塩などが有効である。

また、大規模災害時には災害復旧工事等で発生する廃棄物の処理も行われるため、廃棄物処理施設の処理可能量に留意が必要である。

なお、写真、位牌等の個人にとって価値があると認められるものについては、廃棄物とは分別して保管し、市町村と協議の上、所有者等に引き渡す機会を設ける。

(カ) 収集運搬体制

仮置場からの別の仮置場、中間処理場、最終処分場等の運搬方法、運搬ルート、必要な車両等を考慮した運搬計画を作成する。

運搬計画を作成するまでの検討事項は次のとおりである。

表3.1.7 運搬計画作成上の検討事項

検討事項	
運搬する災害廃棄物の優先順位	<ul style="list-style-type: none"> 有害廃棄物、危険物を優先する。 夏季は、腐敗性廃棄物についても優先する。
運搬方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの被災状況により運搬方法（車両、鉄道、船舶）を決定する。
運搬ルート・運搬時間	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境への影響や交通渋滞の発生防止などの観点から運搬ルートを設定する。 同様に運搬時間についても設定する。
住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> 運搬ルートや運搬時間について、住民に周知する。
運搬業者への指導	<ul style="list-style-type: none"> 過積載や、運搬中に飛散流出しないよう運搬業者へ要請を徹底する。

(キ) 仮置場の設置及び管理

平時に選定しておいた仮置場候補地等から、災害廃棄物発生量から推計した仮置場必要面積に基づき仮置場として使用する土地を選定し、設置及び管理を行う。

なお、仮置場の設置及び管理に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

表3.1.8 仮置場の管理等における留意事項

管理等の内容	留意事項
開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者、管理者の同意を得る。 ・地元自治会、周辺事業者への説明 ・土壤汚染の有無の確認（開設前のサンプルの確保） ・シート養生 ・仮囲いの設置 ・場内ルートの設定 ・分別区分※ごとの区画等の設定 ・搬入口での搬入物及び搬入許可証などの確認体制、場内での指示体制の確立 ・作業従事者用トイレ、休憩場所の確保
搬入作業の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入口での確認 ・トラックスケールでの計量 ・誘導員により分別区分ごとの搬入 ・不法投棄防止のための監視 ・粉じん発生防止のための散水、運搬車両（タイヤ）の洗浄 ・荒天時の飛散防止対策
搬出作業の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出車両の手配と場内の積込み重機の連絡調整 ・有価物の引取り希望者への対応
搬入・搬出記録	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入物、搬出物の種類、量及び搬入元、搬出先の記録
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・積み上げた廃棄物の崩落事故及び飛散の防止に留意 ・木くず等の可燃性廃棄物の火災対策のため定期的な監視と保管廃棄物の高さ等の制限 ・太陽光発電設備等を取扱う場合には感電防止に留意 ・石綿を含む廃棄物を取扱う場合には「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(H29.9環境省)を参照

※一次仮置場における分別区分の例としては、金属くず、木くず（生木と廃材は分別）、廃家電製品、ガラス・陶磁器くず、がれき類、可燃物（家具類等）、畳、マットレス、危険物などがある。

(k) 環境モニタリング

生活環境の保全を図るために、廃棄物の撤去現場や仮置場において、災害発生後、環境モニタリングを行う。

環境モニタリングを行う項目は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や仮置場周辺等を対象に、大気質、騒音・振動、土壤等、悪臭、水質等である。なお、考慮すべき環境影響と環境保全対策の概要は次のとおりである。

表3.1.9 環境影響及び環境保全対策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場作業における粉じん ・石綿含有廃棄物の保管・処理による石綿の飛散 ・廃棄物の保管に伴う硫化水素等の有害ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水 ・仮囲いの設置 ・運搬車両のタイヤ洗浄設備の設置 ・搬出入路への鉄板等敷設

	・重機、搬出入車両からの排出ガス	・適切な石綿飛散対策の実施 ・保管廃棄物の高さ等制限 ・ガス抜き管の設置 ・排出ガス対策型重機の使用、アイドリングストップ実施等
騒音・振動	・廃棄物の処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬出入車両による騒音・振動	・低騒音、低振動型の重機、処理施設の使用 ・防音壁、防音シートの設置
土壤等	災害廃棄物から周辺土壤への有害物質等の漏出	・遮水シートの敷設、簡易舗装の実施 ・有害廃棄物の分別保管及び適切な管理
悪臭	災害廃棄物からの悪臭の発生	・脱臭剤、防虫剤の散布 ・保管廃棄物へのシート掛け(蓄熱による火災に留意)
水質	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出	・遮水シートの敷設による排水、雨水の管理 ・排水、雨水の処理

※環境保全対策の実施に当たっては、災害等補助金の適用に留意する。

また、環境モニタリング地点の選定の考え方方は、次のとおりである。

表3.1.10 環境モニタリング地点の選定の考え方

項目	選定の考え方
大気質、悪臭	・一次、二次仮置場の敷地境界 ・石綿が使用された建築物の解体、撤去現場 ・仮置場、中間処理場等への搬入出経路の沿道
騒音・振動	・一次、二次仮置場の敷地境界 ・仮置場、中間処理場等への搬入出経路の沿道
土壤等	・仮置場敷地内
水質	・仮置場敷地内 ・仮置場近傍の公共用水域、地下水

(ヶ) 処理の委託

廃棄物処理法においては、平成27年8月の改正により、これまで禁止されていた市町村から一般廃棄物の処理の委託を受けた者による再委託が、非常災害時に限り可能となった。

このため、複数の廃棄物処理業者が加入している団体に処理を一括して発注することができ、事務量を大幅に軽減することができる。

迅速な処理を進めるため、この再委託制度を最大限に活用する。

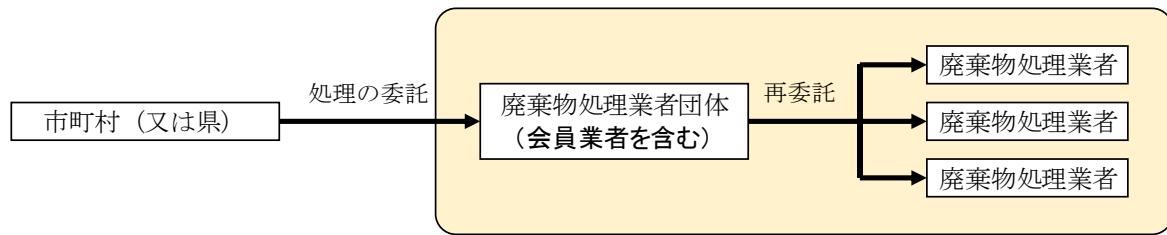


図 3.1.10 災害廃棄物処理の再委託の例

工 処理の実施

策定した実行計画に基づき処理を実施するとともに、廃棄物処理施設の稼働状況及び災害廃棄物の発生量・要処理量等の状況の変化に応じて計画の見直しを行う。

2 復旧・復興

復旧・復興の段階は、避難所生活が終了し、災害廃棄物の中間処理等が本格化する段階である。

復旧・復興段階においては、応急対応段階での業務を見直しつつ、広域処理の調整、仮設処理施設の設置、処理の進捗管理などの業務を行うこととなる。

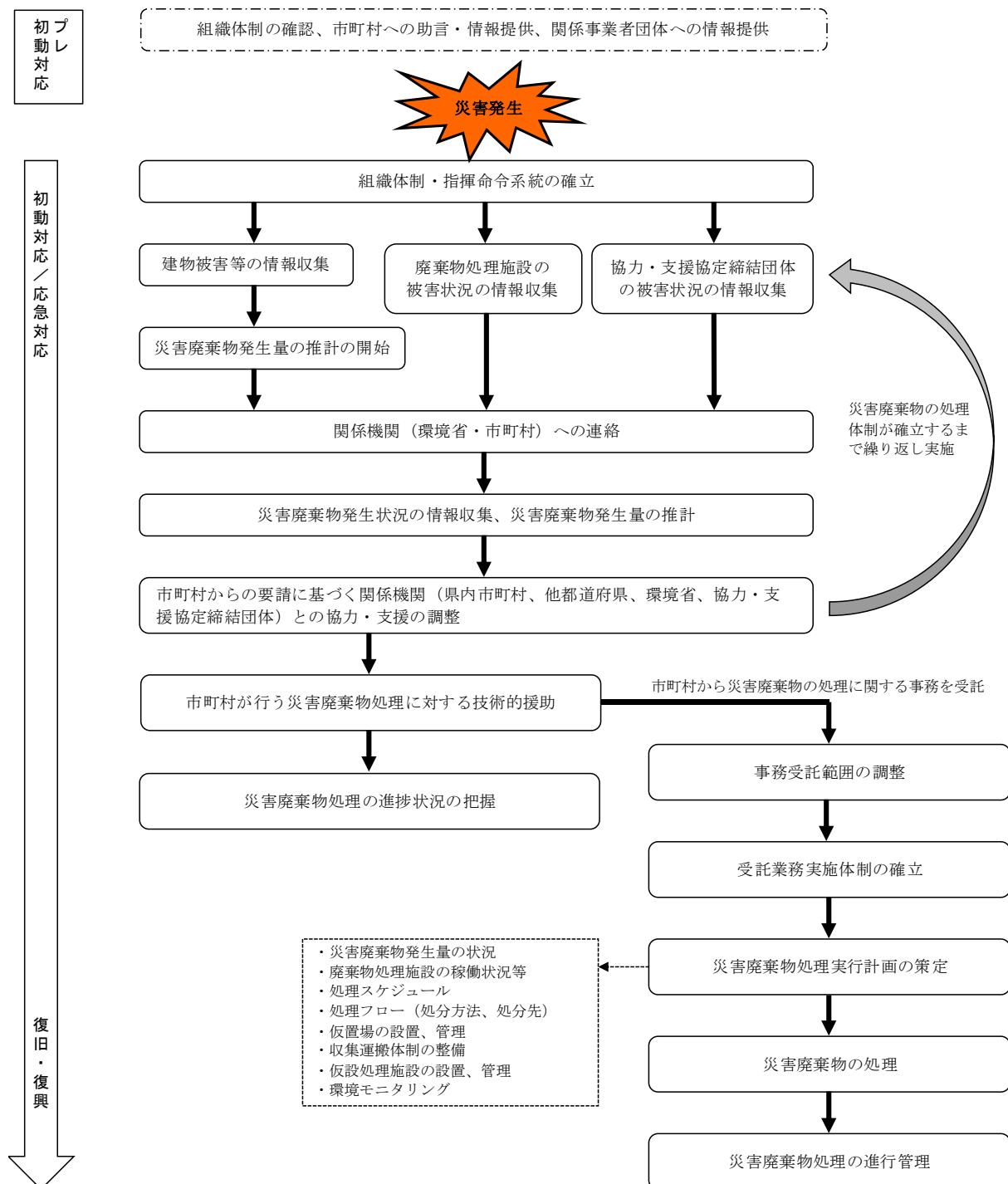


図 3.2.1 各段階の事務の概要（再掲）

(1) 組織体制、指揮命令系統の強化・見直し

災害時における重点業務は、時間の経過とともに変化する（初動対応・応急対応の業務：人命救助を最優先とした災害廃棄物の撤去や避難所等におけるし尿の処理を中心、復旧・復興期の業務：災害廃棄物の処理が中心）ため、災害廃棄物の処理の進捗状況に応じて、応急対応段階の組織体制、指揮命令系統、情報収集・連絡体制の見直しを行う。

市町村から事務委託を受け、仮設処理施設の設置等を行う場合には、土木・建築の知識が必要となることから、土木・建築職員を含めた組織体制とする。

(2) 廃棄物処理施設の復旧状況等の情報収集

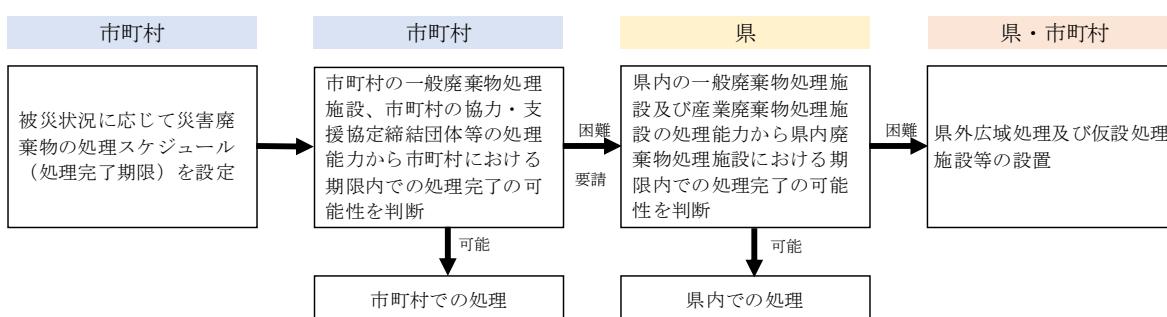
復旧・復興段階においては、廃棄物処理施設の被害状況については概ね把握できていることから、主に廃棄物処理施設の復旧、稼働状況等の情報収集を行う。

(3) 関係機関への連絡

廃棄物処理施設の復旧情報等について、県内市町村及び環境省中国四国地方環境事務所に連絡し、情報を共有する。

(4) 市町村からの要請に基づく関係機関との協力・支援の調整

復旧・復興段階においては、応急対応段階に比べて、災害廃棄物発生量がより正確に把握できている。このため、災害廃棄物発生量、県内廃棄物処理施設における処理可能量等から県外広域処理の必要性について検討を行い、県内の廃棄物処理施設のみでは処理方針等において設定した処理スケジュールどおりの処理ができないと判断された場合には、平時に締結した協定等に基づき、環境省や他都道府県、関係事業者団体等に対して、災害廃棄物の受入支援の要請及び調整を行う。



(5) 市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助

応急対応段階に引き続いて、市町村が行う災害廃棄物の処理に対し、仮置場の設置、管理に関すること、分別、再資源化等に関すること、便乗した不適正処理の監視・指導に関することなどについて、助言、支援等を行う。

復旧・復興段階においては、市町村が仮設処理施設等の設置を行う場合があるため、廃棄物処理法に基づく設置手続、環境影響評価の実施等について助言等の技術的援助を行う。

災害等補助金の交付申請等事務についても引き続き支援を行う。

なお、応急対応段階に引き続いて、必要に応じて県、被災市町村、環境省、関係事業者団体による会議の開催等により、県が収集した情報の提供や、情報の集約及び調整等を行う。

(6) 災害廃棄物処理の進捗状況の把握

災害廃棄物の発生推計量や、処理済量、被災家屋の解体・撤去の進捗等について情報収集する。

市町村又は県が策定した実行計画等に定めた処理スケジュールに照らして、災害廃棄物の処理が適切に進んでいるかを把握し、処理が計画どおりに進んでいない場合には、市町村に対して助言、支援等を行う。

また、把握した進捗状況については、環境省が国全体での進捗状況の管理を行うため、環境省中国四国地方環境事務所に、定期的に報告する。

なお、処理が長期間となる場合には、計画的に処理を進めるため、必要に応じて関係機関による連絡会を設置し、進捗管理を行う。

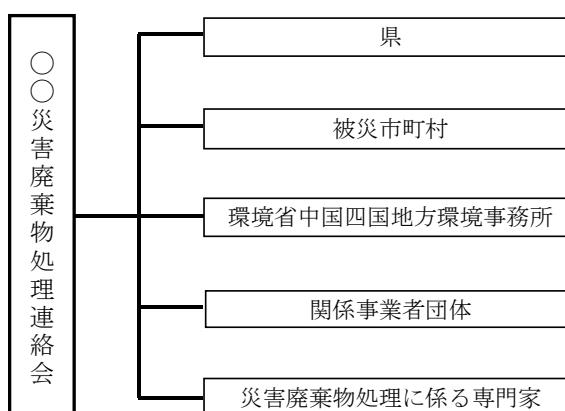


図3.2.3 連絡会の設置例

(7) 災害廃棄物の処理に関する事務の受託

県が市町村から災害廃棄物の処理に関する事務を受託している場合は、災害廃棄物の処理を行う上で明らかになった問題点、処理の進捗状況、応急対応段階より精度の高い災害廃棄物発生量の把握等を踏まえ、実行計画の見直しを行う。

また、広域処理の調整を行った上で、処理スケジュール内の処理完了が困難と判断される場合には、仮設処理施設等の設置、管理を行い、スケジュール内の処理を行う。

以下では、仮設焼却炉の設置を行う場合を例に挙げて説明する。

ア 仮設焼却炉の設置及び管理

可燃物の焼却処分について、広域処理の調整を行った上で、既存焼却施設のみでは

処理能力が不足することが明らかになった場合には、二次仮置場に仮設焼却炉を設置して対応する。

仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮して設定する。

また、仮設焼却炉を設置する場合、設置場所を決定した後に、岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年岡山県条例第7号）に基づく環境影響評価（処理能力が4トン／時間以上の場合に限る。）又は廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査、工事発注作業、設置工事等を進める。

なお、仮設焼却炉の設置に当たっては、周辺住民に対する生活環境上の影響に配慮するとともに、工期の短縮化を図る。

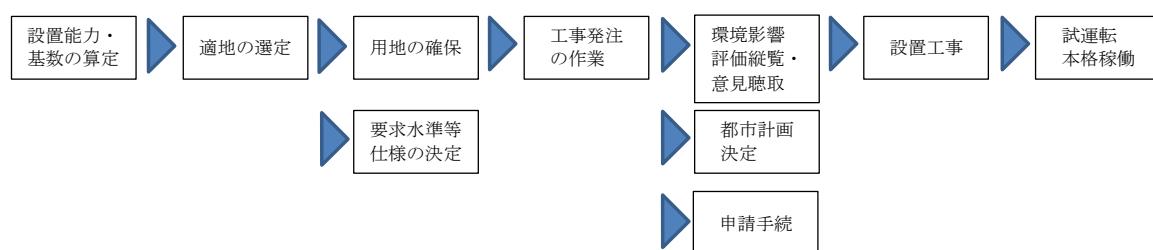


図3.2.4 仮設焼却炉の設置手続フロー例

また、仮設焼却炉の設計、運転上の問題や課題に対応するため、次の表にまとめた配慮事項について検討する。

表3.2.1 仮設焼却炉の設計上・運転上の配慮事項

問題・課題	対応
設計上の配慮事項	納期の短縮 <ul style="list-style-type: none"> 既存図面の活用 汎用品、流用品の採用 納期のかかる機器の早期手配 機器架台の極小化、機器独立架台の採用 杭のない工法の採用(マットスラブ) 現地工事削減の検討(製造工場でのユニット化) 制御の簡略化、計装品の削減
	官庁申請届出 <ul style="list-style-type: none"> 関係官庁への早期確認(特に消防関係)
	助燃量の低減 <ul style="list-style-type: none"> 空気予熱器の採用 災害廃棄物の雨除け屋根の採用 天日干しができるようヤードを広く設計
	沿岸地域での井水利用(塩類、砂の混入) <ul style="list-style-type: none"> 水質の事前調査 ストレーナの採用 ノズルのメンテナンス性に配慮
運転上の配慮事項	発熱量が低く、変動が大きいことによる助燃量の増加 <ul style="list-style-type: none"> 発熱量の高いごみと低いごみの混焼 可燃性粗大ごみや廃プラスチック類などカロリーの高いごみを用意し、混合して調質 投入用とは別に、攪拌・混合用の重機を設置
	異物、灰分が多い(機器のつまり、損耗の原因) <ul style="list-style-type: none"> コンベヤチェーンなどの予防保全(壊れる前に交換) 予備品、消耗品を十分に確保 灰分の高いごみと低いごみを混焼

イ 災害廃棄物処理の進行管理

実行計画等で定めた処理期限内に処理が完了するよう処理量等を把握し、進行管理を行う。

(8) 記録誌の作成

災害廃棄物処理が終了した後、処理に係る記録を整理するとともに評価を行う。記録の整理は、時期区分(初動、応急対応、復旧・復興等)ごとに振り返りを行い、発生量、発生原単位、処理経費等のデータ整理を行い、必要に応じて記録誌として取りまとめる。

資料編

岡山県災害廃棄物処理計画 資料編 目次

1 関係機関連絡先	
(1) 岡山県の廃棄物担当課連絡先	51
(2) 国の廃棄物担当課連絡先	51
(3) 中国地方各県の廃棄物担当課連絡先	51
(4) 市町村の廃棄物担当課連絡先	52
(5) 災害廃棄物処理に関する協力・支援協定締結団体連絡先	53
2 市町村等の一般廃棄物処理施設	
(1) 一般廃棄物焼却施設	54
(2) 粗大ごみ処理施設	56
(3) 再生利用施設	57
(4) し尿処理施設	58
(5) 一般廃棄物最終処分場	59
3 災害廃棄物処理に関する応援協定書	
(1) 災害時における廃棄物処理の協力に関する協定	61
(締結先：一般社団法人岡山県産業廃棄物協会)	
(2) 災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	63
(締結先：岡山県環境整備事業協同組合)	
(3) 災害時における浄化槽の点検等の協力に関する協定	65
(締結先：一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会)	
(4) 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	67
(締結先：県内27市町村)	
(5) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	72
(締結先：全国都道府県)	
(6) 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	78
(締結先：関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市））	
(7) 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	81
(締結先：鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	
(8) 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定	83
(締結先：鳥取県、島根県、広島県、山口県)	
(9) 災害時の相互応援に関する協定	85
(締結先：兵庫県)	

4 想定災害における災害廃棄物発生量等	
(1) 岡山県地域防災計画で想定する南海トラフ巨大地震及び断層型地震	88
5 災害補助金制度概要	97
6 県災害対策本部の所管事項	104
7 東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針について	112

1 関係機関連絡先

(1) 岡山県の廃棄物担当課連絡先

機 関 名	住 所	連 絡 先
環境文化部 循環型社会推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6	TEL 086-226-7307 FAX 086-224-2271
備前県民局 地域政策部環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	TEL 086-233-9805 FAX 086-234-4424
備中県民局 地域政策部環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	TEL 086-434-7007 FAX 086-425-2156
美作県民局 地域政策部環境課	〒708-8506 津山市山下53	TEL 0868-23-1243 FAX 0868-23-8890

(2) 国の廃棄物担当課連絡先

機 関 名	住 所	連 絡 先
環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階	TEL 03-3581-3351 FAX 03-3593-8263
環境省中国四国地方環境事務所 資源循環課	〒700-0907 岡山市北区下石井一丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11階	TEL 086-223-1584 FAX 086-224-2081

(3) 中国地方各県の廃棄物担当課連絡先

機 関 名	住 所	連 絡 先
鳥取県 生活環境部循環型社会推進課	〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220	TEL 0857-26-7562 FAX 0857-26-7563
島根県 環境生活部廃棄物対策課	〒690-8501 島根県松江市殿町1	TEL 0852-22-6151 FAX 0852-22-6738
広島県 環境県民局循環型社会課	〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52	TEL 082-513-2958 FAX 082-227-4815
山口県 環境生活部廃棄物・リサイクル 対策課	〒753-8501 山口県山口市滝町1-1	TEL 083-933-2998 FAX 083-933-2999

(4) 市町村の廃棄物担当課連絡先

市町村・組合名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
岡山市	環境事業課	700-8544	岡山市北区大供1-1-1	086-803-1297	086-803-1876
倉敷市	一般廃棄物対策課	710-8565	倉敷市西中新田640	086-426-3375	086-421-0144
津山市	環境事業課	708-8501	津山市山北520	0868-22-8255	0868-23-7055
玉野市	環境保全課	706-8510	玉野市宇野1-27-1	0863-32-5520	0863-32-5513
笠岡市	環境課	714-8601	笠岡市中央町1-1	0865-62-3805	0865-62-3904
井原市	環境課	715-8601	井原市井原町311-1	0866-62-9515	0866-62-1744
総社市	環境課	719-1172	総社市清音町1135番地	0866-92-8338	0866-93-8427
高梁市	環境課	716-8501	高梁市松原通2043	0866-21-0259	0866-21-0423
新見市	生活環境課	718-8501	新見市新見310-3	0867-72-6124	0867-72-6107
備前市	環境課	705-8602	備前市東片上126	0869-84-3501	0869-84-3592
瀬戸内市	生活環境課	701-4292	瀬戸内市邑久町尾張300-1	0869-22-1899	0869-22-3973
赤磐市	環境課	709-0898	赤磐市下市344	086-955-5347	086-955-1410
真庭市	環境課	719-3201	真庭市久世2928番地	0867-42-1113	0867-42-7455
美作市	クリーンセンター管理課	707-8501	美作市栄町38-2	0868-77-7030	0868-77-7050
浅口市	環境課	719-0295	浅口市鴨方町六条院中3050	0865-44-9043	0865-44-5771
和気町	生活環境課	709-0495	和気町尺所555	0869-92-0809	0869-92-0009
早島町	町民課	701-0303	早島町前潟360-1	086-482-0613	086-483-0564
里庄町	町民課	719-0398	里庄町里見1107-2	0865-64-3112	0865-64-3126
矢掛町	町民課	714-1297	矢掛町矢掛3018	0866-82-1011	0866-82-9061
新庄村	住民福祉課	717-0201	新庄村2008-1	0867-56-2646	0867-56-7044
鏡野町	くらし安全課	708-0392	鏡野町竹田660	0868-54-2780	0868-54-4823
勝央町	健康福祉部	709-4316	勝央町勝間田201	0868-38-7102	0868-38-7103
奈義町	税務住民課	708-1323	勝田郡奈義町豊沢306-1	0868-36-4112	0868-36-6771
西粟倉村	産業観光課	707-0503	西粟倉村影石2	0868-79-2111	0868-79-2125
久米南町	税務住民課	709-3614	久米南町下弓削502-1	086-728-2115	086-728-2749
美咲町	住民税務課	709-3717	美咲町原田1735	0868-66-1114	0868-66-1161
吉備中央町	住民課	716-1192	吉備中央町豊野1-2	0866-54-1316	0866-54-1880

(5) 災害廃棄物処理に関する協力・支援協定締結団体連絡先

団体名	住所	連絡先	協定内容
一般社団法人岡山県産業廃棄物協会	〒701-1152 岡山市北区津高628-6	TEL 086-254-9383 FAX 086-254-8766	災害発生時における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関する協力
岡山県環境整備事業協同組合	〒701-0202 岡山市南区山田291-1	TEL 086-282-6455 FAX 086-282-6685	災害発生時における屎尿、浄化槽汚泥及び集合処理施設に流入した汚水の収集運搬に関する協力
一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会	〒703-8282 岡山市中区平井1097	TEL 086-276-8585 FAX 086-276-9081	災害発時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力

2 市町村等の一般廃棄物処理施設

(1) 一般廃棄物焼却施設

(平成31年3月31日現在稼働中)

地域名	No.	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t／日)	使用開始年	構成市町村
備前	①	岡山市 岡南環境センター	岡山市南区豊成1-4-1	220	S 5 3	岡山市
	②	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田486-1	300	H 6	岡山市
	③	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450	H 1 3	岡山市
	④	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S 5 3	玉野市
	⑤	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	39	H 1 0	備前市
	⑥	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	43	H 9	瀬戸内市
	⑦	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎197-1	44	H 2 6	赤磐市
	⑧	和気町 和気町クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H 3 0	和気町
備中	⑨	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H 6	倉敷市(早島町)
	⑩	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H 1 1	新見市
	⑪	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	180	H 1 0	倉敷市、浅口市
	⑫	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H 9	倉敷市、総社市
	⑬	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	200	H 1 1	笠岡市、浅口市、里庄町
	⑭	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H 6	井原市、矢掛町
	⑮	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	56	H 1 0	高梁市、吉備中央町
	⑯	水島エコワーカス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設	倉敷市水島川崎通1-14-5	555 <small>(うち一般303)</small>	H 1 7	倉敷市
美作	⑰	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市樫西290	30	H 1 1	真庭市
	⑱	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H 3	真庭市(新庄村)
	⑲	美作市 美作クリーンセンター	美作市杉原340	34	H 2 6	美作市(西粟倉村)
	⑳	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H 5	岡山市、久米南町
	㉑	岡山県中部環境施設組合 コスモクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H 6	真庭市
	㉒	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	128	H 2 7	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合計			22	2,866		

※No. ①～㉒は、次頁の位置図と対応している。

一般廃棄物焼却施設の位置図



(2) 粗大ごみ処理施設

(平成31年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t／日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	58	H 13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	26	H 26	岡山市
	玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H 5	玉野市
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H 6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	36	H 9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H 7	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S 55	高梁市、吉備中央町
美作	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H 6	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	34.05	H 27	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合 計		9	349.05		

(3) 再生利用施設

(平成31年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t／日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	27	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	17	H26	岡山市
	玉野市 リサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
	瀬戸内市 長船クリーンセンター	瀬戸内市長船町西須恵160	4	H1	瀬戸内市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ畠燃物処理施設	瀬戸内市牛窓町牛窓228	4	H9	瀬戸内市
	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎197-1	4	H26	赤磐市
備中	倉敷市 資源選別所	倉敷市水島川崎通1-18	15	H8	倉敷市
	倉敷市 船穂町堆肥化センター	倉敷市船穂町船穂7086-1	2	H8	倉敷市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市樫西290	11	H11	真庭市
	美作市 美作クリーンセンターマテリアルリサイクル推進施設	美作市杉原340	7.9	H26	美作市(西粟倉村)
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	3.95	H27	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合 計		13	144.45		

(4) し尿処理施設

(平成31年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用開始年	構成市町村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市北区一宮217	100	S 4 3	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S 5 4	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市南区当新田488-4	70	S 6 0	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市東区犬島179	0.35	S 6 2	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	H 7	玉野市
	備前市 備前市衛生センター	備前市穗浪2459-1	34	H 2 8	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S 6 2	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合 神崎処理場	岡山市東区神崎町2676	180	H 9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市北区御津鹿瀬650	42	H 4	岡山市、久米南町 吉備中央町
	和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	72	H 1 4	赤磐市、和気町
備中	倉敷市 白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S 4 0	倉敷市
	倉敷市 水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S 4 4	倉敷市
	倉敷市 玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S 5 6	倉敷市
	新見市 衛生センター	新見市金谷252	43	H 2 8	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S 6 0	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路	総社市窪木1101-1	90	H 1 9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S 6 3	笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町
	高梁地域事務組合 し尿処理施設	高梁市段町748	62	S 5 0	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 し尿処理施設旭水苑	真庭市野原9-1	100	H 6	真庭市、新庄村、鏡野町、 美咲町
	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター	津山市川崎443外	170	H 3 1	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田31-2	74	S 6 1	美作市、勝央町、美咲町、 西粟倉村、奈義町
合 計		21	2,083.35		

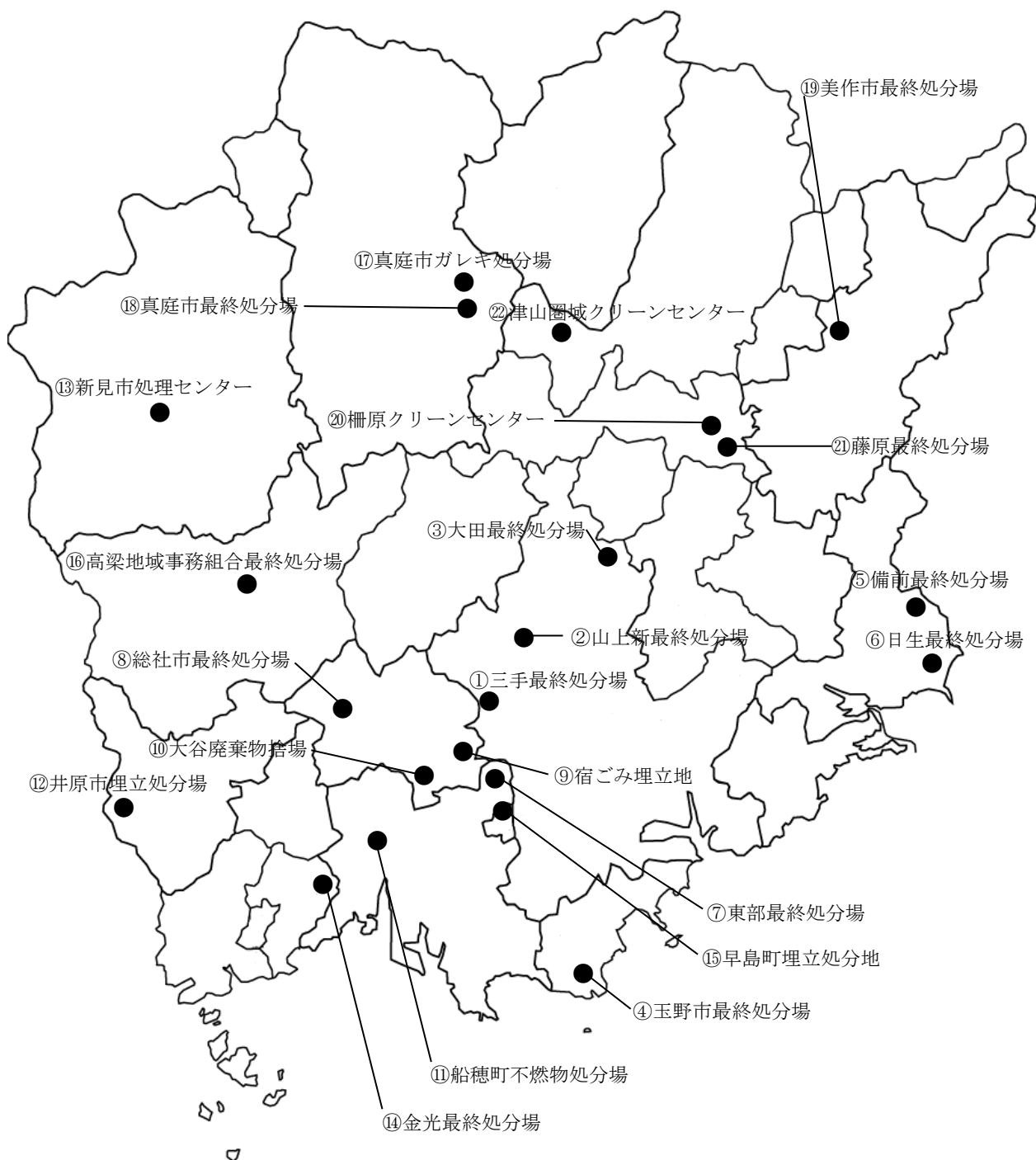
(5) 一般廃棄物最終処分場

(平成31年3月31日現在稼働中)

地域名	No.	設置主体名 最終処分場名	所 在 地	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)	埋 立 物								埋立開始年	
						混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 再造	焼却 施設	その 他	
備前	①	岡山市 三手最終処分場	岡山市北区三手108-1	12,600	59,700		○		○			○		○	埋立前
	②	岡山市 山上新最終処分場	岡山市北区山上152	36,900	450,000			○		○		○	○		2006
	③	岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場	岡山市北区建部町大田4204-5	5,354	10,800			○		○			○		1985
	④	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802-8	42,000	333,200			○		○		○	○		1992
	⑤	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952-1	10,400	94,550			○		○		○	○		1983
	⑥	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河855-2	4,390	15,554							○	○		1996
備中	⑦	倉敷市 東部最終処分場(2期)	倉敷市二子1923-5	33,000	330,000			○		○	○	○	○		2003
	⑧	総社市 新一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3740	13,265	114,000			○		○		○	○	○	2018
	⑨	総社市 宿ごみ埋立地	総社市宿1875-1	200	600			○		○				○	1970
	⑩	総社市 大谷廃棄物捨場	総社市清音軽部999-3	2,671	15,500			○		○				○	1970
	⑪	倉敷市 船穂町不燃物処分場	倉敷市船穂町船穂7052-1外	7,924	55,769			○		○					1996
	⑫	井原市 一般廃棄物埋立処分場	井原市高屋町字野々迫5090外	7,095	32,980					○			○		1990
	⑬	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮河内1940-24	4,200	27,400							○	○		2007
	⑭	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹地内	8,400	39,700			○		○					2000
	⑮	早島町 一般廃棄物埋立処分地	早島町矢尾地内	42,000	224,000			○			○				1981
	⑯	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5318	22,000	126,000			○				○	○		1980
美作	⑰	真庭市 ガレキ処分場	真庭市櫻東1379-18外	5,629	36,485								○		1996
	⑱	真庭市 一般廃棄物最終処分場	真庭市木目772-107外	4,500	29,432			○					○		1999
	⑲	美作市 一般廃棄物最終処分場	美作市杉原325外	800	3,400			○				○			2019
	⑳	美咲町 柵原クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	美咲町連石856-2外	3,200	14,544			○				○	○		1991
	㉑	美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場	美咲町藤原830	6,000	15,056			○							1993
	㉒	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	津山市領家1411-1外	2,530	30,000			○					○	○	2015
合 計				22	275,058	2,058,670									

※No. ①～㉒は、次頁の位置図と対応している。

一般廃棄物最終処分場の位置図



3 災害廃棄物処理に関する応援協定書

(1) 災害時における廃棄物処理の協力に関する協定

災害時における廃棄物処理の協力に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）及び社団法人岡山県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、個々の市町村では対応が困難な場合における、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬及び処分に関し、甲が、乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から、次に掲げる事業（以下「災害廃棄物処理」という。）について、協力の要請があった場合に、乙に対し災害廃棄物処理の協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前三号に伴い必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 甲が乙に要請を行う内容
- (3) その他必要な事項

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町村が実施する災害廃棄物処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村の指示に従い、災害廃棄物処理を実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化のため、分別に配慮すること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物処理に円滑な協力が得られるよう、県内の被災の状況、復旧の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理に関し協力が可能な会員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害廃棄物処理が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 乙が実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙が第2条第1項の要請により実施した災害廃棄物処理に要した費用の負担については、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と被災市町村が協議の上、決定するものとする。

(事故の補償)

第7条 乙が第2条第1項の要請により実施した災害廃棄物処理により発生した事故の補償については、乙と被災市町村で協議するものとする。

(連絡の窓口)

第8条 この協定の実施に関する連絡の窓口は、甲においては岡山県生活環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人岡山県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成17年7月8日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事

乙 岡山県岡山市内山下二丁目3番10号 アマノビル4階
社団法人岡山県産業廃棄物協会

会長

(2) 災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定

災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）及び岡山県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿、浄化槽汚泥及び集合処理施設に流入した汚水（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関し、甲が、乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から、災害し尿等の収集運搬について、協力の要請があった場合に、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項に規定する要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（1）被災市町村名

（2）甲が乙に要請を行う内容

（3）その他必要な事項

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、被災市町村又は甲の指示に従い、災害し尿等の収集運搬を実施するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬を円滑に実施できるよう、県内の被災の状況、復旧の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から第2条第1項の規定による要請を受けたときは、災害し尿等の収集運搬に関し協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（1）被災市町村名

（2）乙が実施した災害し尿等の収集運搬の内容

（3）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 乙が第2条第1項の規定による要請により実施する災害し尿等の収集運搬に要する費用の負担については、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と被災市町村が協議の上、決定するものとする。

（事故の補償）

第7条 乙が第2条第1項の要請により実施した災害し尿等の収集運搬により発生した事故の補償については、乙と被災市町村で協議して対応するものとする。ただし、次の各

号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額については補償を行わない。

- (1) 災害し尿等の収集運搬に従事した者が、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額
- (2) 当該損害について、乙又は災害し尿等の収集運搬に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額
(連絡の窓口)

第8条 この協定の実施に関する連絡の窓口は、甲においては岡山県環境文化部循環型社会推進課とし、乙においては岡山県環境整備事業協同組合事務局とする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に円滑な災害し尿等の収集運搬が行えるよう、協力体制並びに情報の収集及び伝達の体制等の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(附則)

第11条 甲と乙が平成 22 年 7 月 23 日に締結した協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 9 月 20 日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山県岡山市南区山田 291 番地の 2
岡山県環境整備事業協同組合
理事長 乗藤 慎吾



(3) 災害時における浄化槽の点検等の協力に関する協定

災害時における浄化槽の点検等の協力に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合における浄化槽の点検・復旧等に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 この協定における協力の内容（以下「協力業務」という。）は次に掲げる行為をいう。

- (1) 浄化槽の緊急点検
- (2) 浄化槽の復旧作業のうち簡易なもの
- (3) 浄化槽の被害状況調査の実施及び集計
- (4) 浄化槽に関する住民相談の実施
- (5) その他浄化槽の点検等に関し必要な作業

（協力の要請）

第3条 甲は、甲が災害の状況により乙の協力が必要と判断したとき又は被災した市町村から甲に協力の要請があったときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項に規定する要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 甲が乙に要請を行う内容
- (3) その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（実施方法等の協議）

第5条 甲又は被災市町村と乙は、必要に応じ協力業務の実施方法等について協議するものとする。

（実施の報告）

第6条 乙は、協力業務を終了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 乙が実施した協力業務の内容
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 乙が第3条第1項の規定による要請により実施する協力業務に要する費用の負担については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲又は被災市町村と乙が協議の上、決定するものとする。

(事故の補償)

第8条 乙が実施した協力業務により発生した事故の補償については、甲又は被災市町村と乙が協議して対応するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額については補償を行わない。

- (1) 協力業務に従事した者が、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額
- (2) 当該損害について、乙又は協力業務に従事する者等が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額

(連絡の窓口)

第9条 この協定に関する連絡の窓口は、甲においては岡山県環境文化部循環型社会推進課とし、乙においては一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会事務局とする。

(体制の整備)

第10条 乙は、災害時に円滑な協力業務が行えるよう、協力体制並びに情報の収集及び伝達の体制等の整備に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 12 月 18 日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山県岡山市中区平井 1609-7 地
一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会

会長 八田 富夫



(4) 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （3）避難及び収容のための施設の提供
- （4）救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- （5）救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供
- （6）被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- （7）ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供
- （8）遺体の火葬のための施設の提供
- （9）その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第2条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）
- （3）応援場所及び応援場所への経路
- （4）応援の期間
- （5）その他必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。

3 前2項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではならない。

4 県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。

5 第1項又は第2項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。

6 第1項の要請及び第2項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やかに第1項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。

(自主応援)

第3条 県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自主的に必要な応援を実施することができる。

2 前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。

3 前条第1項の規定により自主応援を実施した場合における第1項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

(県連絡員の派遣)

第5条 県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であって、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

2 市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

(協議会の設置)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてより的確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。

- 3 協議会に、幹事会を置く。
- 4 協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

(平常時の活動)

第8条 市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供するほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の運用を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附 則

(発効日)

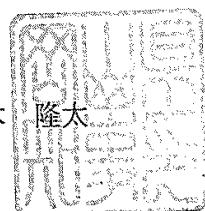
- 1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。
(岡山県下15市災害時相互応援に関する協定の廃止)
- 2 県内各市が平成22年11月25日に締結した岡山県下15市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を28通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その1通を保有する。

平成26年7月4日

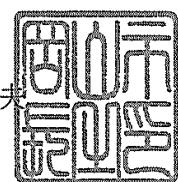
岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



岡山市

岡山市長 大森 雅夫



倉敷市

倉敷市長 伊東 香織



津山市

津山市長 宮地 昭範



玉野市
玉野市長 黒田



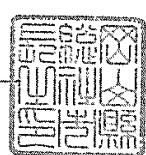
笠岡市
笠岡市長 三島 紀元



井原市
井原市長 潤本 豊文



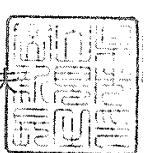
総社市
総社市長 片岡 聰一



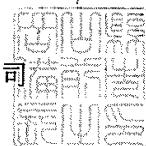
高梁市
高梁市長 近藤 隆則



新見市
新見市長 石垣 正夫



備前市
備前市長 吉村 武司



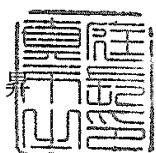
瀬戸内市
瀬戸内市長 武久 顯也



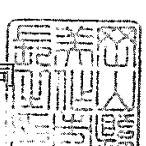
赤磐市
赤磐市長 友實 武則



真庭市
真庭市長 太田



美作市
美作市長 萩原 誠司



浅口市
浅口市長 栗山 康彦



和気町

和気町長 大森 直徳



早島町

早島町長 中戸 哲生



里庄町

里庄町長 大内 恒章



矢掛町

矢掛町長 山野 通彦



新庄村

新庄村長 笹野 寛



鏡野町

鏡野町長 山崎 親男



勝央町

勝央町長 水嶋 淳治



奈義町

奈義町長 花房 昭夫



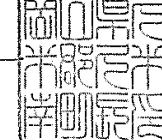
西粟倉村

西粟倉村長 青木 秀樹



久米南町

久米南町長 河島 建一



美咲町

美咲町長 定本 一



吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則



(5) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

- 2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。
- 3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。
- 4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

- 2 カバー（支援）県は、被災県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

- 2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。
- 3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いざれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。

4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に對し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があつたものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行つた都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行つた都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。

4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関 東 地 方 知 事 会 会 長
静 岡 県 知 事

中 部 圏 知 事 会 会 長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
奈 良 県 知 事

中 国 地 方 知 事 会 会 長
岡 山 県 知 事

四 国 知 事 会 常 任 世 話 人
徳 島 県 知 事

九 州 地 方 知 事 会 会 長
大 分 県 知 事

(6) 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び中国地方知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、甲又は乙が締結している連合組織内の協定等に基づく応援のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

- イ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害
- ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 1 条に規定する武力攻撃事態等及び同法第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋、その他特に要請のあった事項とする。

(応援の要請)

第4条 被災連合組織の長は、自らの連合組織のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織の長に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

3 被災連合組織は、第1項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。
- 4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、必要に応じて甲又は乙に職員を派遣して、情報収集を行い、その情報に基づいて、被災連合組織を応援するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、第4条第2項の要請があったものとみなして行うものとする。
- 3 第1項の規定による応援は、連合組織が派遣した職員の情報に基づいて、自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。
- 4 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。
- 3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月5日

関 西 広 域 連 合
広域連合長 井 戸 敏 三

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事 平 井 伸 治
島根県知事 溝 口 善兵衛
岡山県知事 伊原木 隆 太
広島県知事 湯 崎 英 彦
山口県知事 村 岡 翳 政

(7) 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

- 第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

- 第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。
2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。
3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

- 第3条 支援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
 - (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
 - (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

- 第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	廣
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

(8) 中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定

中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

- 第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- 2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

- 第2条 中国5県は、被災状況に応じた、より的確な支援を実施するため、中国地方知事会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。
- 2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。
- 3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

- 第3条 支援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあっ旋並びに資機材の提供
 - (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
 - (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

- 第4条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。
- 2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者	鳥取県知事	平 伸 治
島根県代表者	島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石 井 正 弘
広島県代表者	広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県代表者	山口県知事	二 井 関 成

(9) 災害時の相互応援に関する協定

災害時の相互応援に関する協定書

兵庫県と岡山県は、災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、相手県の応援により応急対策及び応急復旧を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結した。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者、傷病者の受け入れ施設の提供
- (6) 前各号に定めるものほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第2条 応援を受けようとする県は、可能な限り次の事項を明らかにして、相手県に対し文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (5) 応援を必要とする区域並びに受け入れ地点及び受け入れ地点への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるものほか必要な事項

(応援経費の負担等)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

- 2 応援を受けた県が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるものほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(自主的情報収集活動等)

第4条 災害が発生し、被災県と連絡が取れない場合、相手県は、情報収集要員を派遣するなど、速やかに情報収集活動を行うものとする。

2 前項の情報収集活動の結果、特に緊急を要し、被災県の要請を待つい

とまがないと認められるときは、相手県は、第2条に定める要請を待たずには必要な応援を行うことができるものとする。

3 前項による応援については、第2条に定める要請があつたものとみなす。

4 第2項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災県についての情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする県の負担とする。

(両県に及ぶ災害への対応)

第5条 両県は、相互の県域に及ぶ災害が発生した場合、速やかに情報交換を行うなど、緊密に連携して対処するものとする。

(職員の派遣方法)

第6条 両県は、相手県の要請に応え、又は第4条の規定に基づき職員を派遣する場合には、職員が消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

(協議及び資料交換)

第7条 両県は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう毎年協議を行い、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、両県が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両県が協議して定めるものとする。

(施行)

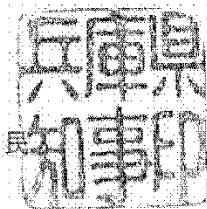
第10条 この協定は、平成8年5月31日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、両県が記名押印して、各自その1通を所持する。

平成8年5月31日

兵庫県

代表者 兵庫県知事 貝原俊



岡山県

代表者 岡山県知事 長野士



応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援をした県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は応援を受けた県の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償の責めに任ずる。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に関する経費については、両県が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした県は、第3条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、一時繰替支弁した額として応援を受けた県に請求するものとする。

区 分	経 費
第1条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損費及び故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1) の請求は、応援をした県の知事名による請求書により応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1) 及び(2) により難いときは、両県が協議して定める。

4 想定災害における災害廃棄物発生量等

(1) 岡山県地域防災計画で想定する南海トラフ巨大地震及び断層型地震

表 資4.1 岡山県地域防災計画で想定する地震災害

	想定地震名	津波	季節・時間帯
1	南海トラフ巨大地震	堤防など直後破壊	冬18時
2	南海トラフ巨大地震	堤防など直後破壊	冬深夜
3	南海トラフ巨大地震	堤防など越流後破壊	冬18時
4	南海トラフ巨大地震	堤防など越流後破壊	冬深夜
5	山崎断層帯の地震	—	冬18時
6	那岐山断層帯の地震	—	冬18時
7	中央構造線断層帯の地震	—	冬18時
8	長者ヶ原断層－芳井断層の地震	—	冬18時
9	倉吉南方の推定断層の地震	—	冬18時
10	大立断層・田代峠－布江断層の地震	—	冬18時
11	鳥取県西部地震	—	冬18時

表 資4.2 想定災害ごとの市区町村別災害廃棄物発生量（津波堆積物を除く。）

市区町村名	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後破壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 バターン2(越流後破壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン2(越流後破壊) 冬深夜	山崎断層帶の地震 各18時	那岐山断層帶の地震 各18時	中央構造線断層帶の地震 各18時	長者ヶ原断層—芳井断層 の地震 各18時	食言南方の推定断層の 地震 各18時	大立断層・田代岬一布 江断層の地震 各18時	鳥取県西部地震 各18時
岡山市	2,538,786	2,270,991	1,600,600	1,324,869	41,056	875	47,292	15,853	0	1,712	35
北区	423,910	391,355	416,991	384,434	3,398	315	14,860	8,035	0	428	33
中区	428,004	386,630	218,216	176,640	11,697	79	7,687	2,750	0	832	0
東区	469,546	452,301	255,127	237,573	18,713	389	14,192	802	0	417	0
南区	1,217,326	1,040,803	710,365	526,319	7,248	92	10,553	4,266	0	35	2
倉敷市	1,650,753	1,620,792	839,027	808,516	396	78	193,144	311,606	0	59	1
津山市	507	429	507	429	11,867	32,435	0	0	9	13,965	0
玉野市	249,852	249,521	126,848	126,515	723	0	5,677	962	0	0	0
笠岡市	334,238	333,983	76,643	76,388	0	0	6,371	56,577	0	0	0
井原市	39,335	39,179	39,335	39,179	0	0	0	17,050	0	0	0
総社市	48,504	48,250	48,504	48,250	0	0	0	101	0	0	0
高梁市	1,583	1,583	1,583	1,583	0	0	0	1,581	0	0	0
新見市	102	102	102	102	0	0	0	1	0	0	2,644
備前市	92,354	92,100	68,210	67,956	1,698	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	132,418	132,262	79,189	79,032	2,301	0	1,082	9	0	16	0
赤磐市	19,546	19,468	19,546	19,468	143	0	0	0	0	2	0
真庭市	1,266	1,266	1,266	1,266	1,142	6,808	0	1	27,042	52,795	6,958
美作市	151	151	151	151	86,788	124	0	0	0	6	0
浅口市	86,729	86,573	56,746	56,590	0	0	1,895	7,466	0	0	0
和気郡和気町	7,424	7,424	7,424	7,424	251	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	11,210	10,898	11,210	10,898	28	0	2,617	3,077	0	3	3
浅口郡里庄町	10,746	10,746	5,785	5,785	0	0	0	1,364	0	0	0
小田郡矢掛町	21,141	21,063	21,141	21,063	0	0	0	4,362	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	9	18	263
苦田郡鏡野町	0	0	0	0	1,154	29,732	0	0	1,304	17,867	0
勝田郡勝央町	15	15	15	15	5,776	708	0	0	0	169	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	13,968	3,816	0	0	0	326	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	1,770	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	25	25	25	25	0	0	0	0	0	1	0
久米郡美咲町	102	102	102	102	95	26	0	0	0	9	0
加賀郡吉備中央町	212	212	212	212	0	0	0	2	0	0	0
合計	5,247,000	4,947,232	3,004,268	2,695,916	169,157	74,602	258,078	420,011	28,364	86,948	9,903

単位：トン

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表 資4.3 想定災害ごとの市区町村別津波堆積物発生量

市区町村名	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後破壊) 冬深夜	南海トラフ巨大地震 バターン2(越流後破壊) 冬18時	南海トラフ巨大地震 バターン2(越流後破壊) 冬深夜
岡山市	2,399,338	2,399,338	247,390	247,390
北区	5,585	5,585	0	0
中区	256,728	256,728	370	370
東区	715,798	715,798	220,097	220,097
南区	1,421,227	1,421,227	26,923	26,923
倉敷市	682,726	682,726	32,962	32,962
津山市				
玉野市	230,491	230,491	34,366	34,366
笠岡市	412,843	412,843	11,698	11,698
井原市				
総社市				
高梁市				
新見市				
備前市	33,014	33,014	23,482	23,482
瀬戸内市	201,394	201,394	92,004	92,004
赤磐市				
真庭市				
美作市				
浅口市	58,142	58,142	1,574	1,574
和気郡和気町				
都窪郡早島町				
浅口郡里庄町	1,910	1,910	0	0
小田郡矢掛町				
真庭郡新庄村				
苦田郡鏡野町				
勝田郡勝央町				
勝田郡奈義町				
英田郡西粟倉村				
久米郡久米南町				
久米郡美咲町				
加賀郡吉備中央町				
合計	4,019,858	4,019,858	443,474	443,474

単位：トン

黄色部：津波が発生する4ケースにおける当該市区町村の最大値

表 資4.4 想定災害ごとの市区町村別仮置場必要面積

市区町村名	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後破壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後破壊) 各深夜	南海トラフ巨大地震 バターン2(越流後破壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン2(越流後破壊) 各深夜	山崎断層带の地震 各18時	那波山断層带の地震 各18時	中央構造線断層带の地震 各18時	長者ヶ原断層一芳井断 層の地震 各18時	倉吉南方の推定断層の 地震 各18時	大立断層・田代峰一布 江断層の地震 各18時	鳥取県西部地震 各18時
岡山市	919,889	871,542	400,753	350,545	9,739	190	11,250	3,729	0	389	8
北区	100,229	94,300	97,810	91,880	782	65	3,533	1,891	0	92	8
中区	135,122	127,593	49,842	42,269	2,778	15	1,826	646	0	192	0
東区	209,310	206,187	90,140	86,943	4,465	93	3,387	189	0	98	0
南区	475,228	443,479	162,980	129,471	1,714	17	2,505	1,003	0	7	0
倉敷市	486,440	481,003	203,340	197,786	80	14	46,121	74,343	0	11	0
津山市	117	103	117	103	2,823	7,736	0	0	2	3,326	0
玉野市	91,288	91,228	35,012	34,952	173	0	1,353	229	0	0	0
笠岡市	136,453	136,406	19,912	19,866	0	0	1,521	13,514	0	0	0
并原市	9,396	9,367	9,396	9,367	0	0	0	4,070	0	0	0
総社市	11,578	11,532	11,578	11,532	0	0	0	22	0	0	0
高梁市	378	378	378	378	0	0	0	375	0	0	0
新見市	24	24	24	24	0	0	0	0	0	0	631
備前市	26,589	26,543	19,511	19,464	406	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	59,239	59,211	31,528	31,499	550	0	258	2	0	3	0
赤磐市	4,669	4,655	4,669	4,655	34	0	0	0	0	0	0
眞庭市	303	303	303	303	273	1,623	0	0	6,459	12,604	1,661
美作市	36	36	36	36	20,722	30	0	0	0	1	0
浅口市	28,692	28,664	13,774	13,746	0	0	453	1,783	0	0	0
和気郡和気町	1,775	1,775	1,775	1,775	60	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	2,662	2,606	2,662	2,606	7	0	625	734	0	1	0
浅口郡里庄町	2,831	2,831	1,383	1,383	0	0	0	325	0	0	0
小田郡矢掛町	5,050	5,036	5,050	5,036	0	0	0	1,042	0	0	0
眞庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	63
苦田郡鏡野町	0	0	0	0	276	7,104	0	0	311	4,267	0
勝田郡勝央町	4	4	4	4	1,381	169	0	0	0	40	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	3,335	912	0	0	0	78	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	423	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0
久米郡美咲町	24	24	24	24	23	6	0	0	0	2	0
加賀郡吉備中央町	51	51	51	51	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,787,495	1,733,344	761,305	705,159	40,306	17,785	61,582	100,169	6,774	20,726	2,364

単位 : m²

黄色部 : 11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表 資4.5 想定災害ごとの市区町村別し尿発生量（当日及び1日後）

市区町村名	南海トラフ巨大地震 冬バターン1(直後被災) 各18時	南海トラフ巨大地震 冬バターン1(直後被災) 各深夜	南海トラフ巨大地震 冬バターン2(越流後被災) 各18時	南海トラフ巨大地震 冬バターン2(越流後被災) 各深夜	山崎断層帶の地震 各18時	那岐山断層帶の地震 各18時	中央構造線断層帶の地 震各18時	長者ヶ原断層帶の地震 各18時	倉吉南方の推定断層の 地震各18時	大立断層・田代津一帯 江戸断層の地震 各18時	鳥取県西部地震 各18時
岡山市	185,786	180,334	47,345	36,212	738	20	886	394	0	34	0
北区	11,949	10,581	10,516	9,146	82	9	308	219	0	12	0
中区	30,925	29,531	5,119	3,565	211	3	146	63	0	17	0
東区	34,184	33,772	9,852	9,175	311	5	240	17	0	5	0
南区	108,729	106,451	21,859	14,324	134	3	192	95	0	0	0
倉敷市	132,277	131,388	23,564	22,469	12	0	3,364	6,093	0	0	0
津山市	9	7	9	7	187	496	0	0	0	250	0
玉野市	21,971	21,961	5,224	5,216	14	0	87	19	0	0	0
笠岡市	20,041	20,035	1,819	1,812	0	0	41	794	0	0	0
井原市	648	643	648	643	0	0	0	269	0	0	0
綾社市	904	896	904	896	0	0	0	3	0	0	0
高梁市	29	27	29	27	0	0	0	27	0	0	0
新見市	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	34
備前市	6,214	6,208	4,491	4,486	22	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	7,007	7,002	2,960	2,953	39	0	19	0	0	0	0
赤磐市	294	292	294	292	2	0	0	0	0	0	0
真庭市	19	19	19	19	17	95	0	0	376	792	88
美作市	3	2	3	2	1,284	2	0	0	0	0	0
浅口市	6,220	6,215	1,268	1,263	0	0	32	128	0	0	0
和気郡和気町	117	116	117	116	3	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	235	221	235	221	0	0	49	58	0	0	0
浅口郡里庄町	1,142	1,141	107	105	0	0	0	26	0	0	0
小田郡矢掛町	332	330	332	330	0	0	0	65	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
苦田郡鏡野町	0	0	0	0	17	513	0	0	15	269	0
勝田郡勝央町	0	0	0	0	90	10	0	0	0	2	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	253	65	0	0	0	5	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米郡美咲町	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
加賀郡吉備中央町	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
合計	383,253	376,841	89,372	77,071	2,706	1,202	4,478	7,874	391	1,352	126

単位：リットル／日

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表 資4.6 想定災害ごとの市区町村別仮設トイレ必要数（当日及び1日後）

市区町村名	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後液壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後液壊) 各深夜	南海トラフ巨大地震 バターン2(直後液壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン2(直後液壊) 各深夜	山崎断層帶の地震 各18時	那岐山断層帶の地震 各18時	中央構造線断層帶の地震 各18時	長者ヶ原断層・一芳井断層 の地震 各18時	倉吉南方の推定断層の 地震 各18時	大立断層・田代津江断層 の地震 各18時	鳥取県西部地震 各18時
岡山市	3,716	3,607	947	724	15	0	18	8	0	1	0
北区	239	212	210	183	2	0	6	4	0	0	0
中区	618	591	102	71	4	0	3	1	0	0	0
東区	684	675	197	183	6	0	5	0	0	0	0
南区	2,175	2,129	437	286	3	0	4	2	0	0	0
倉敷市	2,646	2,628	471	449	0	0	67	122	0	0	0
津山市	0	0	0	0	4	10	0	0	0	5	0
玉野市	439	439	104	104	0	0	2	0	0	0	0
笠岡市	401	401	36	36	0	0	1	16	0	0	0
井原市	13	13	13	13	0	0	0	5	0	0	0
総社市	18	18	18	18	0	0	0	0	0	0	0
高梁市	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0
新見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
備前市	124	124	90	90	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	140	140	59	59	1	0	0	0	0	0	0
赤磐市	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0
真庭市	0	0	0	0	0	2	0	0	8	16	2
美作市	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0
浅口市	124	124	25	25	0	0	1	3	0	0	0
和気郡和気町	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	5	4	5	4	0	0	1	1	0	0	0
浅口郡里庄町	23	23	2	2	0	0	0	1	0	0	0
小田郡矢掛町	7	7	7	7	0	0	0	1	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
苦田郡鏡野町	0	0	0	0	0	10	0	0	0	5	0
勝田郡勝央町	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米郡美咲町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加賀郡吉備中央町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7,665	7,537	1,787	1,541	54	24	90	157	8	27	3

単位：基

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表 資4.7 想定災害ごとの市区町村要焼却廃棄物量

市区町村名	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後液壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後液壊) 各深夜	南海トラフ巨大地震 バターン2(直後液壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン2(直後液壊) 各深夜	山崎断層帶の地震 各18時	那岐山断層帶の地震 各18時	中央構造線断層帶の地 震各18時	長者ヶ原断層・一芳井断 層の地震各18時	倉吉南方の推定断層の 地震各18時	大立断層・田代津断層の地 震各18時	江戸断層の地震各18時	鳥取断層 各18時
岡山市	407,363	408,439	238,374	238,137	7,149	98	8,334	2,662	0	246	6	
北区	70,368	70,335	69,122	69,090	517	25	2,612	1,352	0	46	6	
中区	69,567	69,548	31,791	31,750	2,046	0	1,346	459	0	127	0	
東区	81,348	81,386	42,752	42,735	3,340	70	2,534	134	0	70	0	
南区	186,081	187,170	94,708	94,563	1,245	3	1,842	716	0	2	0	
倉敷市	291,591	291,624	145,435	145,414	26	0	34,585	55,590	0	0	0	
津山市	77	77	77	77	2,090	5,779	0	0	0	2,473	0	
玉野市	44,900	44,900	22,759	22,759	130	0	1,010	170	0	0	0	
笠岡市	60,117	60,117	13,750	13,750	0	0	1,141	10,143	0	0	0	
井原市	7,052	7,052	7,052	7,052	0	0	0	3,049	0	0	0	
総社市	8,671	8,671	8,671	8,671	0	0	0	11	0	0	0	
高梁市	285	285	285	285	0	0	0	275	0	0	0	
新見市	18	18	18	18	0	0	0	0	0	0	471	
備前市	16,578	16,578	12,232	12,232	306	0	0	0	0	0	0	
瀬戸内市	23,807	23,807	14,226	14,226	414	0	0	193	0	0	1	0
赤磐市	3,504	3,504	3,504	3,504	26	0	0	0	0	0	0	
真庭市	228	228	228	228	206	1,211	0	0	4,846	9,443	1,246	
美作市	27	27	27	27	15,534	22	0	0	0	0	0	
浅口市	15,583	15,583	10,186	10,186	0	0	341	1,336	0	0	0	
和気郡和気町	1,336	1,336	1,336	1,336	45	0	0	0	0	0	0	
都窪郡早島町	1,962	1,962	1,962	1,962	5	0	468	549	0	0	0	
浅口郡里庄町	1,934	1,934	1,041	1,041	0	0	0	242	0	0	0	
小田郡矢掛町	3,791	3,791	3,791	3,791	0	0	0	782	0	0	0	
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	47	
苦田郡鏡野町	0	0	0	0	208	5,338	0	0	233	3,201	0	
勝田郡勝央町	3	3	3	3	1,040	128	0	0	0	29	0	
勝田郡奈義町	0	0	0	0	2,500	687	0	0	0	58	0	
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	319	0	0	0	0	0	0	
久米郡久米南町	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	
久米郡美咲町	18	18	18	18	17	5	0	0	0	0	0	
加賀郡吉備中央町	38	38	38	38	0	0	0	0	0	0	0	
合計	888,892	889,998	485,021	484,761	30,014	13,267	46,071	74,811	5,080	15,454	1,769	

単位：トン

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表 資4.8 想定災害ごとの市区町村要埋立廃棄物量

市区町村名	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後液壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後液壊) 各深夜	南海トラフ巨大地震 バターン2(超流後破壊) 各18時	南海トラフ巨大地震 バターン2(超流後破壊) 各深夜	山崎断層帶の地震 各18時	那岐山断層帶の地震 各18時	中央構造線断層帶の地震 各18時	長者ヶ原断層・一芳井断層の地震 各18時	倉吉南方の推定断層の地震 各18時	大立断層・田代津江断層の地震 各18時	屬政事西新地震 各18時
岡山市	255,370	222,278	105,530	72,105	1,918	59	2,178	761	0	92	2
北区	21,836	17,915	21,246	17,325	171	20	681	379	0	25	2
中区	35,307	30,248	13,055	7,980	546	10	358	134	0	44	0
東区	58,291	56,157	23,857	21,709	855	18	646	40	0	21	0
南区	139,936	117,963	47,376	25,096	346	11	494	208	0	3	0
倉敷市	110,751	107,111	41,748	38,070	31	10	8,751	14,233	0	6	0
津山市	29	19	29	19	547	1,479	0	0	1	640	0
玉野市	22,794	22,760	7,452	7,418	33	0	260	45	0	0	0
笠岡市	35,696	35,671	4,047	4,022	0	0	289	2,560	0	0	0
井原市	1,783	1,763	1,783	1,763	0	0	0	774	0	0	0
総社市	2,202	2,178	2,202	2,178	0	0	0	7	0	0	0
高梁市	71	71	71	71	0	0	0	74	0	0	0
新見市	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	121
備前市	5,819	5,795	4,256	4,232	76	0	0	0	0	0	0
瀬戸内市	16,042	16,021	8,177	8,157	104	0	50	1	0	1	0
赤磐市	886	876	886	876	6	0	0	0	0	0	0
真庭市	57	57	57	57	51	313	0	0	1,224	2,396	315
美作市	7	7	7	7	3,938	6	0	0	0	1	0
浅口市	6,823	6,803	2,646	2,625	0	0	85	339	0	0	0
和気郡和気町	334	334	334	334	11	0	0	0	0	0	0
都窪郡早島町	531	490	531	490	1	0	119	140	0	0	0
浅口郡里庄町	579	579	260	260	0	0	0	62	0	0	0
小田郡矢掛町	958	948	958	948	0	0	0	197	0	0	0
真庭郡新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12
苦田郡鏡野町	0	0	0	0	52	1,345	0	0	59	809	0
勝田郡勝央町	1	1	1	1	260	32	0	0	0	8	0
勝田郡奈義町	0	0	0	0	635	172	0	0	0	15	0
英田郡西粟倉村	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0
久米郡久米南町	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
久米郡美咲町	5	5	5	5	4	1	0	0	0	1	0
加賀郡吉備中央町	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0
合計	460,754	423,787	180,999	143,658	7,747	3,416	11,732	19,194	1,285	3,970	450

単位：トン

黄色部：11 ケースにおける当該市区町村の最大値

表 資4.9 想定災害ごとの処理必要年数

	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後破壊) 冬 18時	南海トラフ巨大地震 バターン1(直後破壊) 冬 深夜	南海トラフ巨大地震 バターン2(越流後破壊) 冬 18時	南海トラフ巨大地震 バターン2(越流後破壊) 冬 深夜	山崎断層帶の地震 冬 18時	那岐山断層帶の地震 冬 18時	中央構造線断層帶の地 震 18時	長者ヶ原断層—芳井断 層の地震 冬 18時	倉吉南方の推定断層の 地震 冬 18時	大立断層・田代峠—布 江断層の地震 冬 18時	鳥取県西部地震 冬 18時
○焼却量[トン]	888,892	889,998	485,021	484,761	30,014	13,267	46,071	74,811	5,080	15,454	1,769
○焼却処理相当年数											
低位シナリオ	36	36	20	20	2	1	2	3	1	1	1
中位シナリオ	15	15	8	8	1	1	1	2	1	1	1
高位シナリオ	8	8	5	5	1	1	1	1	1	1	1
○仮設焼却処理量[トン]※											
低位シナリオ	818,437	819,543	414,566	414,306	0	0	0	0	0	0	0
中位シナリオ	713,018	714,125	309,147	308,888	0	0	0	0	0	0	0
高位シナリオ	529,219	530,325	125,348	125,088	0	0	0	0	0	0	0
○仮設焼却炉数[基]※											
低位シナリオ	15	15	8	8	0	0	0	0	0	0	0
中位シナリオ	13	13	6	6	0	0	0	0	0	0	0
高位シナリオ	10	10	3	3	0	0	0	0	0	0	0
○埋立量[トン]	460,754	423,787	180,999	143,658	7,747	3,416	11,732	19,194	1,285	3,970	450
○埋立処理相当年数											
低位シナリオ	22	20	9	7	1	1	1	1	1	1	1
中位シナリオ	11	10	5	4	1	1	1	1	1	1	1
高位シナリオ	6	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1
○埋立余剰量[トン]※											
低位シナリオ	395,860	358,894	116,106	78,765	0	0	0	0	0	0	0
中位シナリオ	330,967	294,000	51,213	13,872	0	0	0	0	0	0	0
高位シナリオ	201,181	164,214	0	0	0	0	0	0	0	0	0
○再資源化量[トン]	8,210,547	7,947,005	2,941,779	2,670,942	141,300	62,297	215,479	350,693	23,676	72,623	8,268

※ 3年間で処理する場合の試算。

仮設焼却炉 100[トン/日・基]、稼働日数：560[日]（2年）

※ 3年間で処理する場合の試算。仮設焼却炉100トン／日・基、稼働日数560日（2年）を想定

【低位・中位・高位シナリオについて】

廃棄物処理施設が被災し、被災後1年間は処理能力が低下することを想定して、現状の稼働状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオ、処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、また、その中間シナリオを設定している。

5 災害補助金制度概要

環境省における災害関係事業について

- 環境省における災害関係事業は、「災害等廃棄物処理事業」「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類。

➢ 災害等廃棄物処理事業

(概要)

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村等を財政的に支援。

①事業主体 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②補助率 1/2

③補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 第22条

(参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革

・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定

・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に国庫補助の趣旨が規定

・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等の「等」）

➢ 廃棄物処理施設災害復旧事業

(概要)

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

①事業主体 都道府県、市町村等、廃棄物処理センター、PFI選定事業者、広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社

②補助率 1/2

③補助根拠 予算補助（阪神・淡路大震災及び東日本大震災は特別立法による法律補助）

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革

・平成5年度まで及び平成8年度以降は立目流用により対応

・平成6、7年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応

・平成26年度予算から当初予算に計上

環境省所管の災害復旧事業に係る関係通知

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日付け蔵計第2150号財務省主計局長通知）

- 災害復旧事業の適正な事業費を算出するための実地調査（いわゆる災害査定）の方法、採択要件等を定めた通知

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧実地調査に関する対象施設について（昭和59年9月7日付け事務連絡監査第226号財務省主計局主計監査官通知）

- 調査の対象施設の内容を定めた通知

○厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧実地調査について（昭和59年9月7日付け事務連絡監査第227号財務省主計局主計監査官通知）

- 調査の取扱いを定めた通知

○災害等廃棄物処理事業の実地調査について（平成30年7月2日付け環循適発第1807021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）

- 実地調査前等の概算払いについて定めた通知

○災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（平成19年4月2日付け環廢対発第070402002号環境事務次官通知）

- 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱を制定し、国庫補助金の基本的な交付手続きを定めた通知

○廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（昭和50年2月18日付け厚生省第110号環境事務次官通知）

- 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱を制定し、国庫補助金の基本的な交付手続きを定めた通知

○災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領の制定について（平成28年1月26日付け環廢発第1601263号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）

- 補助対象事業の範囲、補助対象経費、災害査定の実施、事業計画変更時の事前協議の要否等を定めた通知

○災害関係事務処理マニュアルの制定について（平成26年6月25日付け環廢対発第1406252号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）

- 災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）を制定し、補助事業の申請方法や、災害査定にあたってのノウハウ等（実施要領で定められていない補助対象の基本的な取扱い、過去の事例等）を紹介する通知

○災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて（平成28年2月22日付け環廢対発第16022210号等環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長等通知）

- 事業計画変更時の事前協議の方法を定めた通知

1. 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金							
発生原因	災害起因	災害起因ではない						
対象事業	 	<p>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</p> <p>○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分</p>						
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）							
要件	指定市：事業費 80万円以上、市町村：事業費 40万円以上 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの</td> <td style="padding: 2px;">○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150m³以上のもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの</td> <td style="padding: 2px;">○海岸保全区域外の海岸への漂着</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</td> <td style="padding: 2px;">○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</td> </tr> </table>		○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの	○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150m ³ 以上のもの	○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの	○海岸保全区域外の海岸への漂着	○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの	○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150m ³ 以上のもの							
○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの	○海岸保全区域外の海岸への漂着							
○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等							
補助率	1/2							
財務局会	あり	なし						
査定方法	<p>○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。</p> <p>○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。</p>							

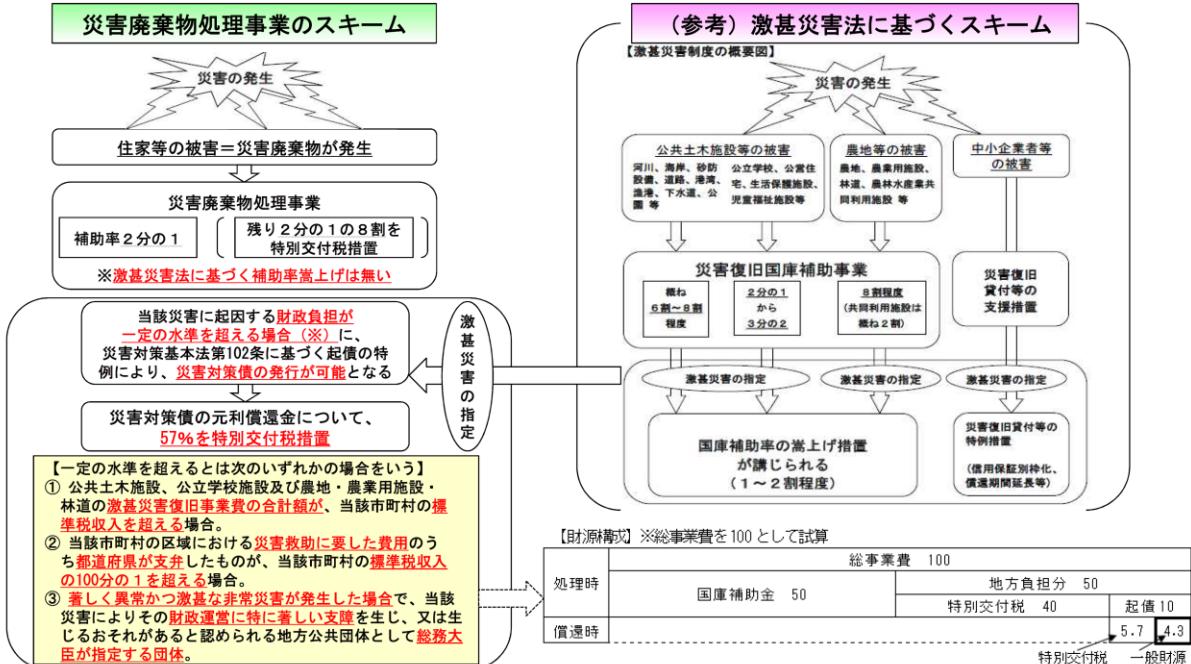
2. 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村（一部事務組合・広域連合を含む）が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害 (右記以外)	激甚災害	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)		熊本地震 (平成28年4月)		東日本大震災 (平成23年3月)
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	特定被災地方公共団体である市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2		1/2		対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて 10/100以下の部分は5/10、 10/100超20/100以下の部分は8/10、 20/100超の部分は9/10 ※東日本大震災特法
GND基金	—	—	—	具体的な所要額の算定については、市町村等の処理状況を把握する必要があり精査中。規模感が判明次第、速やかに対応を行う	—	事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から標準税率の0.5%相当額を控除した額の90%について、熊本県に設置した基金を取り崩して措置	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。 ※東日本大震災がれき特措法
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100%	(2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	(2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	90%	95.7%	97.5%	(P)	97.5%	最大99.7%（※） ※環境省試算に基づく	100%

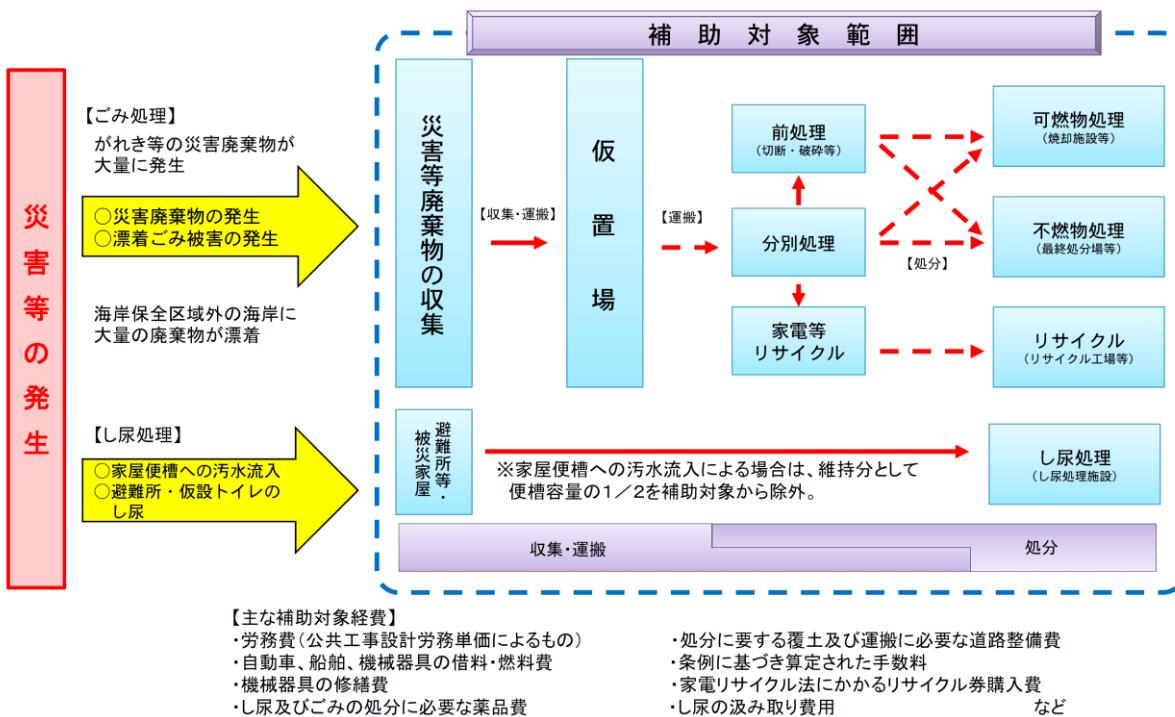
3. 激甚災害時における災害廃棄物処理事業に要する経費の財政支援について

- ▶ 本事業では、国庫補助率2分の1に合わせて、残りの地方負担の8割が特別交付税措置され、措置割合が90%（実質負担10%）となる当該灾害が激甚災害に指定され、さらに財政負担が一定の水準を超える場合、災害対策基本法第102条に基づく起債の特例により、残り1割の地方負担について市町村による起債（災害対策債の発行）が可能となる
 - ▶ 市町村が災害対策債により対処した場合、元利償還金について57%が特別交付税措置され、措置割合が95.7%（実質負担4.3%）となる



4. 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲

(処理フローから見るイメージ)



5. 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象①

1. 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象となる範囲は、下記のとおり。
2. 「被災=補助対象」となる訳ではなく、査定において、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否が決定される。

■対象となる廃棄物・対象経費の範囲

1. 対象となる廃棄物

- (1)災害のために実施した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物
原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。
- (2)災害により便槽に流入した汚水
維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。
- (3)特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出された屎尿。災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。
- (4)災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

2. 対象経費の範囲

- (1)労務費（「公共工事設計労務単価」の区分によること。）
- (2)自動車、船舶、機械器具の借料及び燃料費
- (3)機械器具の修繕費
- (4)屎尿及びごみの処分に必要な薬品費

(5)処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

(6)条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、(1)から(6)の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）

7. 委託料

(8)家電リサイクル法の対象となる家電製品の処理に係る費用

3. 各種経費の取扱

- (1)労務費
公共工事設計労務単価を限度額とする。

- (2)修繕費
定期的に実施している機械器具の修繕は対象としない。

5. 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象②

■対象となる廃棄物・対象経費の範囲

3. 委託料

委託先が市町村の場合は、当該市町村の条例に基づき算定された手数料とし、廃棄物の処分が可能な民間事業者の受入量を十分勘案し実施するものとする。
また、市町村への委託費用が民間事業者への委託費用よりも高額とならないよう十分考慮するとともに、各市町村への委託費用の均衡を図り必要最小限度に留めることとする。

(4)消耗品費（特に必要と認められる場合を除き対象としない。）
通常時の廃棄物の処理においては必要としないが、災害廃棄物を処理するためにやむを得ず必要となつた消耗品については、使用目的等を確認の上、必要最小限度のものを対象とする。
ただし、災害等廃棄物処理事業で使用した消耗品であっても、価値が失われないものについては、補助対象外となる場合がある。

(5)収集・運搬経費

- ①高速道路料金は、特に必要と認める場合を除き対象としない。
- ②交通誘導は、必要性を十分に確認し必要最小限度の範囲で対象とする。（公共工事設計労務単価を限度額とする。）

(6)仮置場の経費

- ①原則として造成費及び原状復旧費は対象としない。
- ②住民が多く立ち入る公園やグラウンドなどの公共の場を仮置場として定めた場合、表土のはぎ取り及び土入れは、必要最小限度の範囲で対象とする。
- ③災害廃棄物を監視するための経費など直接収集・運搬・処分にかかる経費は対象としない。

(7)薬剤散布にかかる経費

- ①災害廃棄物の清潔保持に直接必要なものを対象とし、単なる消臭目的のものは対象としない。
- ②家屋の消毒や各世帯に配布したものは対象としない。

(8)屎尿処理の経費

- ①家屋の床上・床下浸水が確認できない屎尿汲み取りは、写真等により災害に起因するものであることが確認できる場合のみ対象とする。
- ②日常の生活から生じる屎尿と区分できないものは対象としない。
- ③浄化槽汚泥の汲み取り等は、浄化槽の機能回復を目的とするものであり、施設復旧事業に該当することから対象としない。

(9)諸経費（雑費を含む。）は、対象としない。

6. 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表①

区分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	公共土木設計単価を限度とする
2. 災害廃棄物を処理するための焼却施設職員の超過勤務手当	×	超過勤務手当は対象外
3. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
4. 仮置き場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の契約単価又は物価資料に基づく単価
5. 半壊と診断された被災家屋の解体費	×	被災者生活再建支援法の対象
6. 一部損壊家屋から排出された家財道具の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
7. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	企業に排出責任
8. 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一緒にまとめて集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○
9. 豪雨により上流から流れ、河川敷きに漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
10. 崩壊による災害土砂の処分費	×	国交省の災害復旧事業
11. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	災害救助法の対象
12. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	
13. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
14. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
15. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
16. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
17. 仮置場の造成費用	原則×	被害が甚大により補助対象とした例あり
18. 仮置場の原形復旧費	×	
19. 仮置場表土のはぎ取り(数十cm程度)・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
20. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
21. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
22. 飛散防止のためのブルーシート	○	家屋の雨漏り防止用は×

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性が認められなければ補助対象とならない場合には十分注意すること。
また「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象にした事例もある。

6. 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表②

区分	対象	根拠等
2.3. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル券購入手数料	○	
2.4. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
2.5. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	リサイクルされるのなら対象
2.6. 仮置き場に不法投棄されたタイヤの処分費	×	仮置き場の管理が不備
2.7. スクラップ(鉄くず)売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
2.8. 運搬にかかる交通誘導	○	公共土木設計単価を限度とする
2.9. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合は○
3.0. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
3.1. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
3.2. 被災した浄化槽の汚水(汚泥)の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象(市町村設置型のもの)
3.3. 消費税	○	
3.4. 搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
3.5. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
3.6. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託なら○
3.7. 諸経費(一般管理費、現場管理費等)	×	財務省通知により対象外
3.8. 工事雑費	×	財務省通知により対象外
3.9. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業
4.0. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150m ³ 未満のごみ	○	災害起因にはm ³ 要件は無し
4.1. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
4.2. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
4.3. 海岸保全区域外の人たちが立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらない
4.4. 海岸管理を怠り堆積させ、150m ³ を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った異常堆積は対象外
4.5. 豪雨により上流から流れ海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

7. 災害等廃棄物処理事業費補助金の諸経費等

※諸経費、諸経費率等の取扱い

災害等廃棄物処理事業では、諸経費(雑費を含む。)は、補助対象としない。(「災害関係事務処理マニュアル」(以下「処理マニュアル」という。)p23、p26、p35参照)

	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業		災害等廃棄物処理事業 (通常災害)
	廃棄物処理費	解体工事費	
共通仮設費	工種及び対象額の範囲ごとに定められている「共通仮設費率」により算定された額の範囲内とする。 また、共通仮設費率に含まれない部分で、共通仮設費として特に必要なものについては、その費用の積み上げ額の加算についても認めるものとする。	—	運搬費等の各費用の積算による。
現場管理費	工種及び純工事費の範囲ごとに定められている「現場管理費率」により算定された額の範囲内とする。	—	補助対象外
一般管理費	工事原価の範囲ごとに定められている「一般管理費等率」により算定された額の範囲内とする。	—	補助対象外
諸経費	—	(解体工事費+仮設費) の15%の範囲内とする。	補助対象外(実地調査要領の区分により、災害等廃棄物処理事業は、諸経費率が0%と定められているため)
適用	上記の算定方法はあくまでも概要であり、各種補正係数の算入など、詳細については、「国土交通省土木工事積算基準」等を参照すること。		共通仮設費の算定の詳細については、「国土交通省土木工事積算基準」等を参照すること。

(備考)東日本大震災における共通仮設費等について、率計上の範囲内であれば、率計上の範囲内であることをその式により示すことのみでよい。

第4章. 廃棄物処理施設災害復旧事業について

1. 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

補助金名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金										
災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの										
対象事業	<p>次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般廃棄物処理施設 ➢ 净化槽（市町村整備推進事業） ➢ 産業廃棄物処理施設 ➢ 広域廃棄物埋立処分場 ➢ PCB廃棄物処理施設 	イメージ図									
補助対象から除外されるもの	<p>① 1施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの</p> <p>② 事務所、倉庫、公金等の施設</p> <p>③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの</p> <p>④ 離持工事とみられるもの</p> <p>⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの</p> <p>⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑦ 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの</p> <p>⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。</p> <p>⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。</p> <p>⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。 イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。 ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。 ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。</p> <p>⑪ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくとも、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの 又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。</p> <p>⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。</p>	①～⑦交付要綱に規定	⑧～⑫実地調査要領に規定								
補助先	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社										
限度額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設</td> <td style="text-align: center;">浄化槽 (市町村整備推進事業)</td> <td style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設</td> <td style="text-align: center;">広域廃棄物埋立処分場</td> <td style="text-align: center;">PCB廃棄物処理施設</td> </tr> <tr> <td>・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円</td> <td>・市町村 40万円</td> <td>・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円</td> <td>・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円</td> <td>・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円</td> </tr> </table>			一般廃棄物処理施設	浄化槽 (市町村整備推進事業)	産業廃棄物処理施設	広域廃棄物埋立処分場	PCB廃棄物処理施設	・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円	・市町村 40万円	・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円
一般廃棄物処理施設	浄化槽 (市町村整備推進事業)	産業廃棄物処理施設	広域廃棄物埋立処分場	PCB廃棄物処理施設							
・市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円	・市町村 40万円	・都道府県、市、廃棄物処理センター、PFI選定事業者 150万円 ・町村 80万円	・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円	・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円							
補助率	1/2										

2. 廃棄物処理施設災害復旧事業の財政措置

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	平成30年7月豪雨	新潟県中越地震	熊本地震	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・P C B 廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） 	・一般廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱) 特定被災地方公共団体の標準税率に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は80/100、 20/100を超える部分は90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	100%

6 県災害対策本部の所管事項

別表第二(第六条関係)

部	班	所管事項
危機管理部	危機管理班	1 県本部事務の総合調整に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 防災会議その他関係機関との連絡等に関すること。 4 本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関すること。 5 気象通報の接受及び通報連絡に関すること。 6 災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 7 国への連絡及び被害状況の報告に関すること。 8 自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関すること。 9 現地対策本部及び地方本部に関すること。 10 関係機関の非常招集及び応援に関すること。 11 市町村の応急措置及び応援に関すること。 12 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関すること。 13 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること。
	消防保安班	1 災害時における消防及び高圧ガス、火薬類等の保安に関すること。 2 緊急消防援助隊の出動要請及び受入れに関すること。 3 岡山県下消防相互応援に関すること。 4 石油コンビナート等防災計画との調整に関すること。 5 消防防災ヘリコプターの運航に関すること。 6 危機管理班の応援
秘書部	秘書班	1 知事及び副知事の災害現地視察に関すること。
	公聴広報班	1 ラジオ、テレビ、新聞等による災害広報に関すること。 2 災害に係る広報資料の収集に関すること。
総合政策部	政策推進班	1 災害復旧に係る施策に対する助言に関すること。 2 国に対する要望の総合調整に関すること。 3 政府調査団に関すること。 4 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（総合政策部が所管するものに限る。）。
	統計分析班	1 他班の応援
総務部	総務学事班	1 災害時における総務部の総括及び連絡調整に関すること。 2 総務部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 私立学校の被害状況調査に関すること。 4 関係省庁の視察対応に関すること（総務部が所管するものに限る。） 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関すること（総務部が所管するものに限る。）
	人事班	1 県職員（文教部及び警察本部を除く。）の非常招集及び非常配置に関すること。 2 県職員の健康相談等福利厚生に関すること。
	財政班	1 災害応急及び災害復旧費の予算措置に関すること。 2 県議会との連絡に関すること。
	財産活用班	1 県有財産（他の班の所管に属するものを除く。）の被害状況の取りまとめに関すること。 2 県庁舎の被害状況の把握及び機能確保に関すること。 3 電話による通信連絡の確保に関すること。

		4 未利用地の普通財産（他の班の所管に属するものを除く。）の災害対策のための貸付けに関すること。
	税務班	1 地方本部（税務部）との連絡調整に関すること。 2 災害時における県税の特例措置に関すること。
県民生活部	県民生活交通班	1 災害時における県民生活部の総括及び連絡調整に関すること。 2 県民生活部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関すること。 4 有料道路の無料化措置に関すること。 5 関係省庁の視察対応に関すること。（県民生活部が所管するものに限る。）。 6 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（県民生活部が所管するものに限る。）。
	中山間・地域振興班	1 他班の応援
	市町村班	1 り災市町村の行財政運営の助言に関する事。
	航空企画推進班	1 岡山空港及び岡南飛行場の被害状況の取りまとめに関すること。
	国際班	1 外国人（外務省等の機関及び外国公館等を含む。）に対する情報提供及び相談に関する事。
	情報政策班	1 災害時における情報ハイウェイの機能確保に関する事。 2 災害時におけるホームページ等の主要システムの機能確保に関する事。 3 庁内のネットワーク環境等の確保に関する事。
	くらし安全安心班	1 県民相談に関する事。
	男女共同参画青少年班	1 他班の応援
	人権施策推進班	1 他班の応援
	総合ボランティア班	1 ボランティアの受け入れ等に関する総括及び連絡調整に関する事。
環境文化部	環境企画班	1 災害時における環境文化部の総括及び連絡調整に関する事。 2 環境文化部関係の被害状況の取りまとめに関する事。 3 災害時における放射性物質の漏えい等に対する応急措置に関する事。 4 日本原子力研究開発機構人形岐環境技術センターとの連絡調整に関する事。 5 関係省庁の視察対応に関する事（環境文化部が所管するものに限る。）。 6 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（環境文化部が所管するものに限る。）。
	環境管理班	1 災害時におけるばい煙、有害ガス、有害物質等の漏えい等に対する措置に関する事。
	循環型社会	1 り災地における廃棄物の処理に関する事。

推進班	
自然環境班	1 自然公園関係施設の被害状況の取りまとめに関すること。
文化振興班	1 文化施設の被害状況の取りまとめに関すること。
スポーツ振興班	1 武道館、プール等社会体育施設の被害状況の取りまとめに関すること。
環境保健センター班	1 大気、水質等の監視及び測定に関すること。 2 環境中の放射線量の測定に関すること。 3 感染症の検査に関すること。
保健福祉部	保健福祉班 1 災害時における保健福祉部の総括及び連絡調整に関すること。 2 保健福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 災害救助法適用事務の総括に関すること。 4 災害救助法に基づく強制権発動、立入検査等に関すること。 5 災害救助基金に関すること。 6 被災者生活再建支援法に関すること。 7 義援金の募集分配に関すること。 8 地方本部（健康福祉部及び保健部）との連絡調整に関すること。 9 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10 救援物資の備蓄に関すること。 11 保健師等の派遣調整に関すること。 12 災害時健康危機管理支援チームの派遣調整に関すること。 13 県災害保健医療調整本部に関すること（保健分野の総括及び組織の運営。）。 14 関係省庁の視察対応に関すること（保健福祉部が所管するものに限る。）。
	医療推進班 1 医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師及び業務調整員の救護派遣その他被災者の応急救護に関すること。 2 病院、診療所その他医療施設に対するり傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること。 3 県災害保健医療調整本部に関すること（医療分野の総括及び組織の運営。）。
	健康推進班 1 り災地の防疫に関すること。 2 歯科医師、精神科医療チームの派遣調整に関すること。 3 精神保健関係施設（他の班の所管に属するものを除く。）の被害状況の取りまとめに関すること。 4 県災害保健医療調整本部の運営協力に関すること。
	生活衛生班 1 水道施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 給水の応援要請に関すること。 3 り災地における衛生施設（下水道及び浄化槽を除く。）の管理に関すること。 4 り災地における食品衛生指導に関すること。 5 死亡獣畜の処理に関すること。 6 動物の保護及び管理（避難所運営における愛がん動物の取扱いに関する事を含む。）に関すること。 7 県災害保健医療調整本部の運営協力に関すること。
	医薬安全班 1 救急医薬品等の確保及び補給に関すること。 2 災害時における医療用血液の確保及び供給に関すること。 3 人工透析、難病患者等の対策に関すること。 4 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関すること。 5 県災害保健医療調整本部の運営協力に関すること。

	子ども未来班	1 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る。）の被害状況の取りまとめに関する事。
	子ども家庭班	1 児童対策の総合調整に関する事。 2 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）の被害状況の取りまとめに関する事。
	障害福祉班	1 障害者対策の総合調整に関する事。 2 生活福祉資金の貸付けに関する事。 3 福祉施設（他の班の所管に属するものを除く。）の被害状況の取りまとめに関する事。
	長寿社会班	1 高齢者対策の総合調整に関する事。 2 老人福祉施設（他の班の所管に属するものを除く。）等の被害状況の取りまとめに関する事。 3 国民健康保険関係被害の取りまとめに関する事。
産業労働部	産業企画班	1 災害時における産業労働部の総括及び連絡調整に関する事。 2 産業労働部関係の被害状況の取りまとめに関する事。 3 応急救助用生活必需物資（主要食糧を除く。）の確保及びあつせんに関する事。 4 関係省庁の視察対応に関する事（産業労働部が所管するものに限る。）。 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（産業労働部が所管するものに限る。）。
	企業誘致・投資促進班	1 工業団地等の被害状況の取りまとめに関する事。
	産業振興班	1 所管施設の被害状況の取りまとめに関する事。
	経営支援班	1 商工関係の被害状況の取りまとめに関する事。 2 中小企業に対する融資に関する事。
	観光班	1 観光関係の被害状況の取りまとめに関する事。
	労働雇用政策班	1 勤労者福祉施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 高等技術専門校の被害状況の取りまとめに関する事。
農林水産部	農政企画班	1 災害時における農林水産部の総括及び連絡調整に関する事。 2 農林水産部関係の被害状況の取りまとめに関する事。 3 地方本部（農林水産事業部）との連絡調整に関する事。 4 関係省庁の視察対応に関する事（農林水産部が所管するものに限る。）。 5 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事（農林水産部が所管するものに限る。）。
	組合指導班	1 農林金融に関する事。 2 農協共同利用施設の被害状況の取りまとめに関する事。
	農産班	1 農作物の病害予防に関する事。 2 災害応急食糧の確保及び供給に関する事。 3 被害主要食糧の処理に関する事。 4 応急用農業種苗、農薬、農器具等の入手あつせんに関する事。 5 農作物及び農林水産物市場流通施設の被害状況の取りまとめに関する事。
	畜産班	1 り災地における家畜飼料の入手あつせん、家畜伝染病の防疫、

		<p>傷害家畜の応急手当等に関すること。</p> <p>2 家畜、畜産施設及び牧野の被害状況の取りまとめに関するこ と。</p>
	耕地班	<p>1 農林水産省所管（水産庁関係を除く。）の海岸保全区域の水防に関するこ と。</p> <p>2 農地、農業用施設及び農林水産省所管海岸保全区域の被害状況の取りまとめに関するこ と。</p> <p>3 所管ダムの洪水調節並びに被害状況に関する情報の収集及び通報連絡に関するこ と。</p>
	農村振興班	1 耕地班の応援
	林政班	<p>1 応急救助用建築用材、竹材等の入手あつせんに関するこ と。</p> <p>2 林産物の被害状況の取りまとめに関するこ と。</p>
	治山班	1 森林、林産物搬出施設及び治山施設の被害状況の取りまとめ に関するこ と。
	水産班	<p>1 応急救助漁船の確保に関するこ と。</p> <p>2 増養殖施設、共同利用施設、水産物漁具、漁船、漁港及び水 産庁所管の海岸保全区域の被害状況の取りまとめに関するこ と。</p>
土木部	監理班	<p>1 災害時における土木部の総括及び連絡調整に関するこ と。</p> <p>2 災害工事用資材の調達に関するこ と。</p> <p>3 土木部関係の被害状況の取りまとめに関するこ と。</p> <p>4 関係省庁の視察対応に関するこ と（土木部が所管するものに限る。）。</p> <p>5 応援協定に基づく派遣の要請及び受け入れに関するこ と（土木部が所管するものに限る。）。</p>
	技術管理班	1 他班の応援
	道路建設班	1 他班の応援
	道路整備班	<p>1 豪雪災害対策活動に関するこ と。</p> <p>2 道路防災活動に関するこ と。</p> <p>3 災地における道路交通の禁止及び制限に関するこ と。</p> <p>4 災地における道路交通の確保に関するこ と。</p> <p>5 道路及び橋りょうの被害状況の取りまとめに関するこ と。</p>
	河川班	<p>1 水防活動に関するこ と。</p> <p>2 ダムの洪水調節に関する情報の収集及び通報連絡に関するこ と。</p> <p>3 水防活動における企画、状況判断、緊急対策及び技術指導に に関するこ と。</p> <p>4 水防管理団体その他関係団体に対する水防指導に関するこ と。</p> <p>5 水防資機材の確保に関するこ と。</p> <p>6 河川及び一般公共海岸区域の被害状況の取りまとめに関するこ と。</p>
	防災砂防班	<p>1 水防活動に関するこ と。</p> <p>2 洪水、雨水出水、津波及び高潮に対する水防に関する情報の 収集及び通報連絡並びに組織の整備に関するこ と。</p> <p>3 水防活動における企画、状況判断、緊急対策及び技術指導に に関するこ と。</p> <p>4 水防管理団体その他関係団体に対する水防指導に関するこ と。</p> <p>5 水防資機材の確保に関するこ と。</p> <p>6 砂防関係施設及び国土交通省水管・国土保全局所管の海岸 保全区域の被害状況の取りまとめに関するこ と。</p>

	港湾班	1 水防活動のこと。 2 港湾施設及び国土交通省港湾局所管の海岸保全区域の被害状況の取りまとめに關すること。
	都市計画班	1 都市施設の被害状況の取りまとめに關すること。 2 流域下水道施設の災害応急措置、原状回復等に關すること。
	建築指導班	1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に關すること。
	建築営繕班	1 応急救助用建築資材の調達に關すること。
	住宅班	1 応急仮設住宅の建設及び建設作業の指導監督に關すること。 2 公営住宅への一時入居に關すること。 3 住宅応急支援窓口の設置に關すること。 4 公営住宅の被害状況の取りまとめに關すること。
出納部	会計班	1 災害に係る国費及び県費の出納に關すること。 2 災害見舞金の受領及び保管に關すること。 3 関係省庁の視察対応に關すること（出納部が所管するものに限る。）。
	内部事務班	1 他班の応援
	用度班	1 災害関係物資の購入及び出納保管に關すること。 2 庁用自動車の非常配置（警察関係を除く。）及び輸送力の確保に關すること。 3 緊急通行車両の確認及び証票の発行に關すること。
企業部	総務企画班	1 物品の調達及び車両の確保に關すること。 2 関係企業への通報連絡に關すること。 3 応急援護に關すること。 4 その他庶務に關すること。
	施設班	1 企業部関係の被害状況の取りまとめに關すること。 2 発電施設及び工業用水道施設の災害状況調査、応急措置及び原状回復等に關すること。 3 災害時における総括及び連絡調整に關すること。 4 関係省庁の視察対応に關すること（企業部が所管するものに限る。）。
	発電総合管理事務所班	1 発電施設の災害応急措置及び原状回復等に關すること。
	工業用水道事務所班	1 工業用水道施設の災害応急措置及び原状回復等に關すること。
文教部	教育政策班	1 災害時における文教部の非常招集、非常配備及び連絡調整に關すること。 2 教育委員会関係の被害状況の取りまとめに關すること。 3 教育庁出先機関との情報連絡に關すること。 4 県立学校職員の人身被害状況の取りまとめに關すること（他の班の所管に属するものを除く。）。 5 関係省庁の視察対応に關すること（文教部が所管するものに限る。）。
	財務班	1 公立学校、教職員住宅、共同調理場等の被害状況の取りまとめに關すること。

		<p>2 公立学校建物等の応急復旧計画に関すること。 3 県立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の被災家庭の生徒に対する授業料の減免に関すること。</p>
教職員班		<p>1 公立学校教職員の人身被害状況の取りまとめに関すること（他の班の所管に属するものを除く。）。</p>
高校教育班		<p>県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る次の事務 1 生徒の人身被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害後における応急教育体制の整備に関すること。 3 休校等措置状況の取りまとめに関すること。 4 教科書の被害及び補給状況のとりまとめに関すること。</p>
義務教育班		<p>公立学校に係る次の事務（他の班の所管に属するものを除く。） 1 児童生徒の人身被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害後における応急教育体制の整備に関すること。 3 休校等措置状況の取りまとめに関すること。 4 教科書の被害及び補給状況のとりまとめに関すること。</p>
生徒指導推進班		<p>1 児童生徒の精神的な被害等への対応に関すること。</p>
特別支援教育班		<p>県立特別支援学校に係る次の事務 1 児童生徒の人身被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害後における応急教育体制の整備に関すること。 3 休校等措置状況の取りまとめに関すること。 4 教科書の被害及び補給状況の取りまとめに関すること。</p>
保健体育班		<p>1 公立学校における応急救護及び保健衛生対策に関すること。 2 学校給食物資の被害状況の取りまとめ及びあつせんに関するここと。</p>
生涯学習班		<p>1 公民館、図書館等社会教育施設（教育集会所は除く。）の被害状況の取りまとめに関すること。</p>
文化財班		<p>1 文化財の被害状況の取りまとめ及び応急保護に関すること。</p>
福利班		<p>1 教職員に対する災害給付に関すること。</p>
人権教育班		<p>1 教育集会所の被害状況の取りまとめに関すること。</p>
警察本部	警務班	<p>1 装備資材等の整備及び補給に関すること。 2 警察有線通信の統制に関すること。 3 県外部隊の派遣要請及び受入れに関すること。 4 給与物品の調達に関すること。 5 被疑者の留置に関すること。</p>
	生活安全班	<p>1 犯罪の予防に関すること。 2 経済事犯及び危険物の取締りに関すること。</p>
	地域班	<p>1 無線通信の統制に関すること。</p>
	刑事班	<p>1 犯罪の捜査及び被疑者の検挙に関すること。 2 死体の検視、身元の確認等に関すること。</p>
	交通班	<p>1 交通情報の収集、交通規制及び交通指導取締りに関すること。 2 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の確認の事務に関するここと。</p>
	警備班	<p>1 災害救助に対する総合警察活動に関すること。</p>

		2 り災地における救出救助及び避難誘導に関すること。 3 災害情報の収集に関すること。 4 部隊の運用に関すること。
	情報通信班	1 情報通信施設の維持管理に関すること。
受援調整部	受援総括班	1 受援全体の進捗管理に関すること。
	被災者支援班	1 災害救助事務の運用に関すること。
	り災証明・住家被害認定調査支援班	1 り災証明書発行及び住家被害認定調査に関すること。
	人的支援班	1 市町村における人的支援需要の把握及び市町村との応援調整に関すること。
	物資支援班	1 市町村における物的支援需要の把握及び物資の配布調整に関すること。
	連絡員受入班	1 国等からの連絡員等の受入れに関すること。
	本部長が必要と認める班	1 本部長が必要と認める事務

7 東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針について

(写)

23環第205号
23農振第1892号
23水推第729号
国総環第68号
国水海第37号
国港国環第98号
環廃対発第111118001号
環水大水発第111118001号
平成23年11月18日

北海道知事
青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
千葉県知事

農林水産省大臣官房環境政策課長
農林水産省農村振興局長
水産庁長官
国土交通省総合政策局長
国土交通省水管理・国土保全局長
国土交通省港湾局長
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
環境省水・大気環境局長

東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）第6条第5項に基づき、「東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針」を別添のとおりとりまとめた。

については、東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理に当たっては、本指針を参考とするとともに、貴管内の市町村及び関係する団体等に対して周知方お願いする。

東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針

平成23年11月18日

農林水産省
国土交通省
環境省

1. はじめに

東日本大震災により、家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物が発生し、その一部は海に流出している。

海に流出した災害廃棄物には、海岸に漂着しているもの、海底に堆積しているもの、海中を浮遊しているもの、海面を漂流しているものがあり、これらを放置した場合、船舶の航行や港湾・漁港への入港等に当たり安全上の障害となるほか、漁業従事上の支障、海洋生態系等の海洋環境への悪影響等を及ぼす恐れがある。

このため、国、道県又は市町村（一部事務組合も含む。以下同じ。）では、これまでも海洋環境の調査等を行うとともに、災害廃棄物処理事業や災害復旧事業等の一環として、港湾区域、漁港区域、漁場等における災害廃棄物の処理を行ってきたところである。

こうした取組により、海に流出した災害廃棄物については、公物管理、船舶の航行、漁業従事上の支障の除去等の観点から、優先的に実施する必要のある海域を中心に除去等の処理が進んできているところであるが、災害廃棄物は広範囲に流出していること、海の特殊性から海域全体の把握が困難なこと等から、国、道県及び市町村は、漁業者や民間団体の協力も得つつ、引き続きその対策に取り組んでいく必要がある。

本指針は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）第6条第5項に基づき、海に流出した災害廃棄物の処理指針として、処理を行うに当たっての基本的な考え方、区域ごとの取組方針等について、とりまとめたものである。

2. 基本的な考え方

東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1) 処理に関する事業の実施主体等

海に流出した災害廃棄物の処理については、国、道県及び市町村が主体となって、漁業者や民間団体の協力を得ながら、積極的に取り組んでいくものとする。

国、道県及び市町村は、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、事業活動（公物管理も含む。以下同じ。）又はその一環として、処理に関する事業の実施主体となって必要な措置を講ずるものとする。

また、市町村が生活環境の保全のために自ら災害廃棄物の処理を行う必要があると認めた場合には、市町村の災害廃棄物処理事業として実施するものとする。

対象となる区域ごとの処理に関する事業の主な実施主体は下表のとおり。

表 区域ごとの処理に関する事業の主な実施主体

対 象	処理に関する事業の主な実施主体
港湾区域	国土交通省、港湾管理者（県、市町）
漁港区域	漁港管理者（道県、市町村）
漁 場 ^{注1}	道県、市町村
海岸保全区域	海岸管理者（道県、市町村）

注1) 東日本大震災により影響を受けた海域のうち漁業者が沿岸漁業及び沖合漁業により利用する漁場をいう。

注2) 上記以外の区域については、支障の内容に応じて関係する主体が当該廃棄物の与える影響、処理に当たつての技術的・費用的な要素等を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(2) 災害廃棄物の状況把握

震災以降、国、道県又は市町村において、海に流出した災害廃棄物に関する調査等が行われているところであり、引き続き相互に連携を図りながら、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去並びに海洋環境の保全及び生活環境の保全の観点から、海に流出した災害廃棄物の状況の把握に努める。これに併せて、災害廃棄物の海洋環境への影響を把握するため、水質、底質等のモニタリング調査を行うものとする。

(3) 地域や海域の実情に応じた措置

海に流出した災害廃棄物については、海域の深さ、海岸からの距離等により、海底等から引き上げて陸上において処理することが技術面や費用面等から困難な場合があることから、災害廃棄物の種類や性状、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去並びに海洋環境の保全及び生活環境への影響等を考慮し、処理の必要性について検討した上で、地域や海域の実情に応じて、必要な措置を講ずるものとする。なお、コンクリート塊等については、陸上には引き上げず、海底にそのまま存置し、魚礁等として有効活用できるものがありうることにも留意する。

(4) 種類や性状に応じた適切な処理

海に流出した災害廃棄物は、家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等、様々な種類がある。さらにこれらのものは、海への流出により性状が変化している可能性がある。これらの災害廃棄物の適切な処理を行うため、再生利用の可能性も考慮の上、仮置場等において可能な限り災害廃棄物の分別を行い、その種類や性状に応じて、以下の指針等も参考にしつつ、適切に処理するものとする。

<主な指針等>

- ・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスターplan）（平成23年5月16日 環境省）
- ・東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針（平成23年3月25日 被災者生活支援特別対策本部長・環境大臣）

- ・東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 21 日 農林水産省水産庁資源管理部管理課長、国土交通省海事局安全・環境政策課長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
- ・東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について（平成 23 年 3 月 28 日 経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）
- ・東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について（平成 23 年 6 月 13 日 経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）

（5）関係機関等の連携・協力

海に流出した災害廃棄物の総合的かつ効果的な対策を推進するため、災害廃棄物の状況把握、処理の必要性の検討、海底や海面等からの引き上げ、収集・運搬・処分等の各段階に応じて、国、道県、市町村、民間団体及び漁業者（以下「関係機関等」という。）が、適切な役割分担の下で、相互に連携・協力を図っていくものとする。

3. 区域ごとの取組方針

関係機関等は、各区域の特性や管理実態を踏まえ、十分な連携を図りつつ、上記「2. 基本的な考え方」に沿って、平成 25 年度末までに海に流出した災害廃棄物の必要な処理を終え、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障並びに海洋環境の保全及び生活環境の保全上の支障がない状態の維持に努めるものとする。

区域ごとの取組方針は、以下のとおりである。

(1) 港湾区域

被災した港湾については、港湾施設の災害復旧の一環として港湾区域内の航路・泊地の災害廃棄物の処理を進めてきたところである。

引き続き、産業及び物流上、特に重要な港湾施設については、概ね 2 年以内を目途に全ての施設の本格復旧を完了することとし、これに併せて港湾区域内の航路・泊地に流出した災害廃棄物についても処理を推進するものとする。

(2) 漁港区域

漁業活動再開の支障となっている漁港区域内の航路・泊地の災害廃棄物については、漁港管理者が処理主体となって、平成 23 年 12 月末までに撤去を実施する。

(3) 漁場

相当量の災害廃棄物が海中に流出し、沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積していることが想定されることから、早期の漁業再開に向けて、種苗放流を早期に行う必要がある漁場、底びき網等の好漁場・主漁場であった海域等について、平成 23 年度末まで災害廃棄物の撤去を実施する。また、平成 24 年度末（漂流物の分布状況に応じて一部平成 25 年度末）まで、生産活動が可能な漁場を順次拡大していくため、沖合漁業等で利用するより広域の漁場においても、災害廃棄物の撤去や操業中に引き上げられた災害廃棄物の処理を実施する。

(4) 海岸保全区域

被災した海岸保全施設の復旧を実施するとともに、海岸保全施設の復旧に支障となる災害廃棄物についても処理しているところである。引き続き、海岸保全施設の機能を阻害するおそれのある、海岸に漂着した災害廃棄物の処理について、関係機関等の適切な役割分担の下に相互に連携・協力しながら推進するものとする。

(5) 上記以外の区域

上記(1)～(4)以外の区域に存在する災害廃棄物については、国、道県又は市町村において災害廃棄物の状況の把握に努めるとともに、船舶の航行、海洋環境の保全又は生活環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、支障の内容に応じて関係する主体が、当該廃棄物の与える影響、処理に当たっての技術的・費用的な要素等を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

4. 処理に当たって留意すべき事項

(1) 塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い

廃棄物に含まれる高い塩分は焼却施設の腐食の原因となるほか、木質チップの利用用途の制限等につながることが考えられる。海を長期間漂流している木材等、塩分が多量に含まれているものについては、仮置場等において一旦保管し、必要に応じて降雨（可能であれば流水）にさらし、塩抜き等の措置を検討する。

なお、雨水による塩抜き等を仮置場等において実施する際に、仮置きの積み上げの高さが高い場合、塩抜き等の効果が低くなるばかりでなく、自然発火する可能性もあることから、次の指針等を参考にしつつ、積み上げの高さ等についても考慮する。

＜主な指針等＞

- ・災害廃棄物の処理に係る留意事項について（平成23年4月25日 環境省災害廃棄物対策特別本部）

- ・仮置場における火災発生の防止について（再周知）（平成 23 年 9 月 1 日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

（2）悪臭・害虫対策

長期間海水に浸かり、海から引き上げられた災害廃棄物は、その種類や性状によっては、砂、泥等の付着又は腐蝕などにより、悪臭や害虫の発生源となるものがある。このため、仮置場等においては、周辺の生活環境に影響を与えないよう、次の指針等を参考にしつつ、必要に応じて悪臭や害虫への対策を講じるものとする。

＜主な指針等＞

- ・災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について（平成 23 年 6 月 17 日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

（3）有害な物質等の取扱い

海に流出した災害廃棄物については、例えば、P C B が含まれたトランス等の電気機器、農薬などの薬品の入ったもの等、有害な物質が含まれているものがある。また、使用済み注射器やガスピボンベ、信号弾等の危険物が混入している可能性があることから、その取扱いに十分注意し、安全確保に努めるものとする。

これら有害な物質等を海から陸揚げした後、陸上で廃棄物として処理する際は、その廃棄物の種類等に応じて次の指針等を参考にしつつ、適正に処理するものとする。

＜主な指針等＞

- ・津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（実務担当者用）（第 2 版）（平成 23 年 5 月 31 日 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）
- ・海岸漂着危険物対応ガイドライン（平成 21 年 6 月 農林水産省農村振興局・水産庁、国土交通省河川局・港湾局）
- ・海岸清掃事業マニュアル（平成 23 年 3 月 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）

5. その他

国においては、海に流出した災害廃棄物の処理状況を勘案し、必要があると認め
るときは、本指針の見直し等を行うものとする。